

令和5年

笛吹市議会
第1回定例会会議録

令和5年2月21日 開会

令和5年3月23日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第8号

令和5年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月14日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和5年2月21日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	古屋	始芳			

不応招議員（なし）

令和 5 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 1 日

令和5年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和5年2月21日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 議案第1号 笛吹市役所支所設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第2号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第3号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第4号 笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第5号 笛吹市特別会計条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 笛吹市福祉センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 笛吹市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 笛吹市公民館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第17 議案第13号 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第18 議案第14号 令和4年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第15号 令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第16号 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第17号 令和5年度笛吹市一般会計予算について
- 日程第22 議案第18号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について

- 日程第26 議案第22号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
- 日程第28 議案第24号 令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第29 議案第25号 令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第30 議案第26号 令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第31 議案第27号 令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第32 議案第28号 令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第33 議案第29号 令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第34 議案第30号 令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第35 議案第31号 令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第36 議案第32号 令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第37 議案第33号 令和5年度笛吹市水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第34号 令和5年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について
- 日程第39 議案第35号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
- 日程第40 議案第36号 令和5年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
- 日程第41 議案第37号 普通財産の譲渡について（かすがい東保育所）
- 日程第42 議案第38号 市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮	司正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	古屋	始芳			

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

12番	中村	正彦	13番	海野	利比古
-----	----	----	-----	----	-----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
保健福祉部長	西 海 好 治	子 供 す こ や か 部 長	中 村 富 之
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	角 田 和 仁
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	曾 根 哲 哉	農 業 委 員 会 会 長	三 枝 啓 一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和5年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今年の冬は厳しい寒さが続き、日本海側では大雪の被害が報告されていますが、2月も半ばを過ぎてから、日中は少しずつ春の訪れを感じられる季節となりました。

新型コロナウイルスについては、5月には感染症の分類が2類から5類となり、季節性インフルエンザと同じ扱いになります。

これにより、ウィズコロナが新たな段階に移行し、社会・経済活動の正常化が進み、市民生活や経済活動が活発になるよう望んでおります。

一方、ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過しようとしております。それに端を発したエネルギーや原材料の価格高騰に円安が加わったことによる物価の上昇は、市民生活に大きな影響を及ぼしております。

このような苦境を打開するために、景気回復をより確かなものにし、将来の発展に向けた取り組みを行っていかねばなりません。

また、トルコ・シリア地震は、12年前の東日本大震災の死者・行方不明者を上回る被害となっております。

トルコおよびシリアの被害に遭われた方々に対し、心から哀悼の意を表すとともにお見舞いを申し上げます。

3月からは、各町での春祭りが行われます。

コロナ感染拡大前のように、大勢の観光客の皆さまが本市を訪れていただき、活気にあふれたまち並みの復活を期待しております。

さて、今定例会には、市長より条例の改正、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算など各種案件が提案されています。

会期中、格別のご精励を賜り慎重にご審議くださいますようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事についての可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により、退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスクの着用は、個々の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第12番 中村正彦君および

議席第13番 海野利比古君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日2月21日から3月23日までの31日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日2月21日から3月23日までの31日間と決定しました。

○議長（古屋始芳君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、市民環境部長 雨宮和博君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

次に、本日までに受理した請願はありませんでした。その旨ご報告いたします。

続いて、監査委員から令和4年11月分から令和5年1月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第4 市長より施政方針ならびに日程第5 議案第1号から日程第42 議案第38号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第1回定例会の開会に当たりまして、提出した案件の概要説明の提案に先立ちまして、今後の市政運営の方針について、所信を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症については、国内で感染が確認されてから3年が経過をしました。国内では、年末年始にかけ、急激な感染拡大が起こったものの、現在は、比較的落ち着きを取り戻しつつあります。

国は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を決定しました。これにより、これまで行われてきた、感染者および濃厚接触者の外出自粛要請などの行動制限のほか、医療費の自己負担分に対する公費支援、無料で行われているワクチン接種、推奨されているマスクの着用などについて、今後、見直す措置やスケジュールが示されることとなります。

新型コロナウイルス感染症への対応は、大きな転換期を迎えることになるものの、感染拡大に対しては、警戒感を持って対応しなければなりません。引き続き、市民の皆さまには、感染拡大を防ぐための基本的な感染対策の徹底について、ご協力をお願いいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行することによる医療体制のひっ迫を防ぐため、症状に合わせた問い合わせ先や外来受診の流れを、広報紙や新聞折り込みチラシ等で市民の皆さまに周知しています。また、1月17日から3月31日までの間、中学生以上64歳以下で基礎疾患のない方のうち、発熱などの症状がある方には、抗原定性検査キットを配布しています。

今後も、市民の皆さまの命と暮らしを守るため、基礎自治体としてなすべき、きめ細やかな支援を行っていきます。

砂原橋の架け替えおよび取付道路の整備を進めてきた砂原橋周辺道路整備事業については、平成21年度に着工して以来、14年を経て、このたび事業が完成をしたことから、3月25日に開通式を行い、全線で供用開始となります。

周辺住民の皆さまの利便性向上はもとより、笛吹八代スマートインターチェンジ、新山梨環状道路へのアクセスが向上し、物流の効率化が図られることで、石橋産業導入地区への企業誘致にも大きな効果が見込まれるなど、地域経済の活性化に資するものと期待をしております。

さて、私は、第二次笛吹市総合計画に、目指すべき市の将来像として「ハートフルタウン笛吹〜優しさあふれるまち〜」を掲げ、これを実現するために3つの基本目標ごとに、施策を展開しております。

令和5年度の施政運営に当たり、重点事業を中心に施策体系に沿ってご説明を申し上げます。

基本目標の1つ目「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」についてです。

安心して子どもを生み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らせるよう、そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じて、心身ともに健全で、ころ豊かに暮らし、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開しています。

「子育てしやすいまちづくり」については、子育てと就労の両立および児童の健やかな成長を支えるための環境整備を進めます。

御坂学童保育施設整備事業については、御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場の解体に合わせ、現在、御坂地区において分散している学童保育クラブの集約を図るため、新たな学童保育施設を整備します。令和5年度は解体工事、造成工事および新施設の設計業務を行います。

芦川地区学童保育施設整備事業については、芦川地区における子育て環境の充実を図るため、芦川小学校屋内運動場の一部を改修し、新たに学童保育施設を整備します。令和5年度は、改修のための設計業務を行います。

石和第一保育所施設整備事業については、建設から46年が経過をし、老朽化が著しい石和

第一保育所の園舎の建て替えに向け準備を進め、令和5年度は園舎建て替え用地を購入します。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」については、まず、障害者基本条例の制定に取り組みます。

障害福祉施策の原点である「障がいの有無にかかわらず誰もが共生できる地域社会を実現すること」を目的に、障害者支援についての基本理念、市の責務、手話言語などを含めた情報保障、障がいのある人の人権保障などを包含した障害者基本条例を制定します。

地域自立支援協議会の当事者・家族部会や市民とのワークショップで出された意見を踏まえ、市民の皆さまの声を反映した条例の制定を目指します。

次に、高齢者の社会参加活動を支援するアクティブシニア応援事業についてです。

高齢者が、友人や仲間と一緒に、健康づくりや趣味の活動を行うグループなどを立ち上げる際、立ち上げに係る費用に対して補助金を交付します。いつでも健康で生きがいのある生活が送れるよう、高齢者の社会参加を促進します。

次に、高齢者ごみ出し支援事業についてです。

可燃ごみを集積場まで持ち出すことができない、高齢者のみの世帯や1人暮らしの高齢者が、笛吹市シルバー人材センターが実施している「ワンコインサービス」を利用してごみを搬出する場合、利用料500円に対し半額の250円を助成します。ごみ出ししやすい環境を整備することで、高齢者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

「人と文化を育むまちづくり」については、まず、児童生徒が安全かつ良好な環境で学校生活を送れるよう、教育環境の整備を図ります。

御坂中学校については、令和4年度から令和7年度までの計画で、校舎などの改築工事を進めています。令和5年度は、校舎および柔剣道場の設計業務を行うほか、屋内運動場のトイレ改修と部室棟の改築を行います。

学校トイレの洋式化については、令和5年度から市内小中学校の和式トイレを洋式トイレに更新する改修工事を行います。授業などに影響が出ないように、夏休み等の長期休暇を利用して工事を行います。

学校給食のアレルギー対応については、令和5年度から、順次、給食センターの改修を行い、食物アレルギーに対応した除去食を作るスペースを設置します。食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるとともに、お弁当を作る保護者の負担の軽減が図れるよう、食物アレルギーに対応した給食の提供を行っていきます。

次に、笛吹市御坂生涯学習センター整備事業についてです。

御坂農村環境改善センターの解体に伴い、その社会教育施設としての機能を移転するため、隣接する御坂福祉センターを御坂生涯学習センターとして改修します。令和5年12月までに供用開始ができるよう改修工事等を進めます。

次に、多目的芝生グラウンドの整備についてです。

現在、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会から答申のあった基本計画案を尊重するとともに、市議会から提出された意見を踏まえ、2月中の基本計画策定に向け、作業を進めています。

令和5年度は、策定した基本計画について、地権者をはじめとする関係者に丁寧に説明し理解を得るとともに、整備に必要な基本設計や現地測量、地質調査などを行い、計画的に事業を進めていきます。

基本目標の2つ目、「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」についてです。

地域の資源を掘り起こし、磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、企業誘致を推進し、雇用の確保、多様な働き方が展開されるまちづくりを目指します。

新型コロナウイルス感染症の収束後に、国内外から大勢の方が本市を訪れ、これまで以上に、産業が活性化し、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

「再び訪れたいくなるまちづくり」については、まず、FUJIYAMAツインテラスの周辺環境整備を進めます。

令和4年度は、すずらん群生地駐車場に、環境に配慮したバイオトイレを設置したほか、アクセス道路の拡幅にも取り組み、訪れる方の利便性向上を図りました。

令和5年度は、すずらん群生地駐車場に、地域の魅力の発信や特産品のPRなどを目的とした売店や休憩所を設置し、集客交流拠点として整備をします。多くの方に何度でも訪れていただけるよう、魅力の向上を図ります。

次に、令和4年7月に認定された世界農業遺産の活用についてです。

世界農業遺産の認定を、本市への誘客につなげるため、世界農業遺産をテーマにしたツアーや新たな観光コンテンツを造成します。

また、農産物のブランド力の向上や交流人口の増加にもつながるよう、本市を含む峡東地域の農業が世界農業遺産に認定されたことを国内外に広くPRしていきます。

「実り豊かなブランド農林業づくり」についてです。

まず、農業の担い手育成に向け、笛吹市農業塾を推進します。

令和4年度は、1月末までに就農や経営の相談が188件あり、果樹栽培に関する講習会の受講者が1,222人となるなど、多くの方に農業塾をご利用いただいています。

今後も就農希望者や農業従事者等の相談窓口として迅速かつ適切に対応していくとともに、講習会の受講者が年々増加していることを踏まえ、講習会の実施のほか、剪定など栽培作業のポイントを分かりやすくまとめた動画を提供するなど、いつでも学習できる体制を整え、農業の担い手育成に努めていきます。

次に、果実盗難防止システムの構築に取り組みます。

昨年発生した果実の大規模な盗難事件は、農家の皆さまの苦労と気持ちを踏みにじる許し難いものでした。消防団やボランティアの皆さまには、被害拡大を防止するための夜間の見回りなどにご協力いただき感謝を申し上げます。

本市では、現在、民間企業や大学と連携して果実盗難防止システムの構築に取り組んでおり、令和5年度は、ほ場での試験運用を予定しています。農産物を盗難の被害から守り、生産意欲の低下と収入の減少を防ぎ、安心して農業生産活動が行える環境の整備を進めます。

「活力ある地域経済づくり」については、まず、空き店舗活用促進事業に取り組みます。

市内には、出店する事業者がないままの空き店舗が多数存在しています。空き店舗の解消は、商業振興に留まらず、雇用の創出や税収の増加にもつながることから、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費および物件の契約日から開業日までの賃借料に対し補助金を交付します。創業しやすい環境を整え、賑わいの創出を図っていきます。

次に、安定した就業機会の確保および人口減少対策として、企業立地の促進を図ります。

石橋産業導入地区における積極的な企業誘致を進めるに当たり、令和元年度から6年度まで

の計画で基盤整備事業を進めています。

令和5年度も引き続き、水道配水管および下水道管渠の布設ならびに道路改良などを実施し、企業が入居しやすい環境を整備していきます。

「移り暮らせる魅力あるまちづくり」については、ふるさと納税事業を推進し、自主財源の確保を図るとともに、笛吹市の魅力を発信するシティプロモーションにつなげます。

今年度は、本市の強みである桃やシャインマスカットなどの果物に加え、ジュエリーなどの返礼品のPRにも努め、ふるさと納税による寄附額は、1月末現在で30億円を超え、昨年度の寄附額24億7千万円を大きく上回っています。

令和5年度は、寄附額31億円を目指し、自主財源の確保を図るとともに、本市の返礼品をより寄附者に知ってもらえるよう、ふるさと納税ポータルサイトのページづくりに力を入れるほか、新たな返礼品の開拓に努め、本市の魅力の発信につなげていきます。

基本目標の3つ目、「幸せ実感 100年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせ、ともに考え、ともに行動し、地域活動を持続させるため協働によるまちづくりを目指します。

市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、行財政改革に取り組みながら、市民と行政がお互いを補い、積極的に対話を行う中で、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮らし続けることができる環境を通じ、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開をします。

「将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり」については、道路の規格や機能に応じた体系的な道路交通ネットワークの構築に取り組みます。

本市の都市計画道路については、社会情勢の大きな変化などにより、その必要性に変化が生じている路線もあることから、令和4年4月に都市計画道路を見直すための計画の素案を策定しました。

長期にわたり未着工になっている都市計画道路の廃止には、その代替道路が必要なことから、石和北小学校南側の市道1-5号線と市部通りから石和郵便局前を経由し笛吹みんなの広場へと通じる市道1-8号線を拡幅する計画とし、令和5年度は、両路線の道路改良のための基本設計を行います。

「安全、安心で災害にも強いまちづくり」については、「防災新時代、命を守るまちづくり」を具体化する取り組みを展開します。

まず、地区防災計画の策定支援についてです。

共助力を強化するための地区防災計画の策定は、令和3年度から取り組んでおり、令和5年度は、土砂災害警戒区域内からモデル地区を選定し、策定作業を支援します。そこで得た計画策定のノウハウや、これまでの成果は、他の行政区の計画策定を生かしていきます。

次に、防災備蓄倉庫整備事業についてです。

発災直後に、市職員や避難所運営委員が円滑に指定避難所を開設し、運営ができるよう、令和3年度から5年度にかけて指定避難所の敷地内に防災備蓄倉庫の整備を進めており、令和5年度は、12カ所の指定避難所に整備します。

また、設置した防災備蓄倉庫に収める備品や備蓄品は、令和6年度までに整備をします。

次に、防災関連計画策定事業についてです。

令和3年5月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律を施行されたことに伴い、令和4年10月から、笛吹市地域防災計画の改定に着手しています。この改定に合わせ、現在の職員初動マニュアル、業務継続計画を、実行性のある内容に見直すとともに、災害時に必要となる人的、物的支援を円滑に受けられるよう、受援計画の策定を進めています。

令和5年度は、これらの防災関連計画に、県が公開を予定している南海トラフ地震の被害想定を反映をし、計画を策定します。

次に、防犯カメラのネットワーク化についてです。

犯罪の予防を目的に設置した防犯カメラは、導入から10年が経過し、順次更新の時期を迎えています。更新に合わせ、防犯カメラをネットワーク化し、録画情報をクラウド上に一元管理することで、捜査機関への情報提供の迅速化を図り、犯罪等の早期解決、抑止力を強化します。

次に、防災行政無線の高度化についてです。

本市の防災行政無線は、導入から11年が経過し、システムの老朽化や保守部品の欠品などがみられることから、機器の一部を入れ替えるほか、市民への防災情報をいち早く、かつ、正確に伝達するため、音声放送、個別受信機への文字放送、防災メール、SNS等への一斉配信システムを導入し、情報発信の時間差の解消を図ります。また、音声放送の内容を聞くことができる防災アプリを導入し、情報発信媒体のマルチ化と風水害時における屋内への情報伝達の向上を図ります。

次に、消防団員の処遇改善についてです。

消防団幹部と協議を重ね、取りまとめた処遇改善については、令和5年度からその運用を開始します。

改善の内容は、基本消防団員を3割削減し、削減分を機能別消防団員で補い、地域の防災力を維持するとともに、これまでの年額報酬に加え、出動報酬を創設し、出動時間に応じて報酬を支払います。

次に、個別避難計画の策定についてです。

現在、避難行動要支援者が、発災時に円滑かつ迅速に避難ができるよう、個別避難計画の策定を進めています。

令和4年度は、避難行動要支援者台帳の内容を充実させた個別避難計画の暫定版を作成し、区長や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に配布をしました。

令和5年度は、計画策定対象者のうち、災害リスクの高い地域にお住まいの方や1人暮らしの方などを優先して、避難経路や避難方法等を定めた個別避難計画の確定版を策定し、速やかに避難支援等関係者などに配布します。

「快適な生活環境づくり」については、市営温泉施設の改修に取り組みます。

市営温泉の「みさかの湯」および「いちのみやもの里温泉」については、建設から20年以上が経過をし、施設に不具合が生じていたことから、昨年8月、施設および設備機器の全体調査を実施をしました。

躯体のひび割れや腐食、機械類の故障などが確認され、抜本的な補修が必要との調査結果を受け、令和5年度から総合的な改修事業に着手をします。

市民の皆さまに親しまれ、憩いの場として利用していただけるよう、計画的な改修に取り組んでいきます。

「将来を見据えた行財政づくり」として、ICTを活用した市役所窓口の利便性向上に努めます。

キャッシュレス決済導入事業については、市民サービスの向上と感染症対策の強化を目的に、戸籍住民課、税務課および収税課の窓口において、住民票等の各種証明書の発行手数料を現金以外のキャッシュレス決済でも支払えるようにします。

窓口業務DX事業については、証明書のコンビニ交付に「戸籍証明書」を追加し、市役所を訪れなくても入手できる手続きを増やします。また、戸籍住民課の窓口で記入していた住民異動届については、来庁者が内容の確認とサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を取り入れます。ICT技術を導入し、職員が聞き取りの上、書類を作成することで、窓口を訪れた来庁者の負担の軽減を図ります。今後、戸籍住民課以外の窓口においても実施できるよう、研究を進めていきます。

以上、「第二次笛吹市総合計画」に基づいた施策や事業を着実に推進していくために、今年の職員の行動テーマは「目的を問い、責務を果たす」としました。着実かつ力強く推進するためには、職員一人ひとりが、日々の業務においてその目的を問い、誰のために、何のために行うのかを十分に理解し、責任を果たすために取り組むことが重要です。

私も、市民の幸せと地域の発展という大きな目的に向け精いっぱい取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、本日、提出した案件・概略をご説明申し上げます。

提出した案件は、条例案11件、令和4年度補正予算案5件、令和5年度当初予算案20件、その他の議案2件、合わせて38件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市役所支所設置条例の一部改正について」は、笛吹市役所春日居支所を春日居あぐり情報ステーション内に移転することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員給与条例の一部改正について」は、一般職の職制に課長補佐の職を新設すること等に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、人事院及び山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告に鑑み、笛吹市職員給与条例等が改正されたことに伴い、会計年度任用職員の給料について、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、学校運営協議会を設置することに伴い、委員報酬の額等を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特別会計条例の一部改正について」は、市が直接運営する介護サービス事業が終了することに伴い、笛吹市介護サービス特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、6歳から18歳までの保険税のうち均等割を減免することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市福祉センター条例の一部改正について」は、笛吹市御坂福祉センターを廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市公民館条例の一部改正について」は、御坂公民館の位置を笛吹市学びの杜みさかに変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」、「笛吹市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について」および「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、いずれも上位法令等の改正に伴うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,654万円を追加し、総額を436億3,951万円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に1億5,473万円、国庫支出金に702万円、市債に6,100万円、財産収入に、かすがい東保育所の民営化に伴う不動産売払収入3,603万円などを追加しました。

また、県支出金は9,772万円、基金からの繰入金は1億2,490万円を減額しました。

歳出の主なものは、貨物運送事業者燃料価格高騰支援金事業に9,500万円を追加しました。これは、原油価格高騰の影響を受けているものの、取引価格への価格転嫁が困難な貨物運送事業者に対し、事業の維持、存続のため補助金を交付するものです。

また、県が令和5年度に実施予定の事業費の一部を国の補正予算第2号で実施することに伴い、県営畑地帯総合整備事業および中山間地域総合整備事業に市の負担金増額分など合計で1億5,440万円を追加しました。

そのほか、新山梨環状道路関連道路整備事業においては、事業実施主体である山梨県の本年度事業費の確定に伴い、1億7,500万円を減額しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計において、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,485万円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

水道事業会計及び温泉給湯事業会計の収益勘定において、総額1,319万円を減額、公共下水道事業会計の収益勘定においては、235万円を追加するものです。

続きまして、「令和5年度当初予算案」についてです。

事務事業ごとに細かな予算の積み上げと見直しを行い、精度の高い予算編成を行うとともに、第二次笛吹市総合計画に掲げる将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、重点施策については、令和5年度も積極的に計上しました。

まず、「令和5年度一般会計予算案」についてです。

一般会計予算においては、前年度から7億4,992万円を増加し、総額396億3,051万円を計上しました。

歳入では、物価高騰などの影響があるものの、景気は回復傾向が見込まれることから、令和5年度の市税収入は増額が予想され、前年度比2.8ポイント増の90億2,225万円としました。

一方、地方交付税は、前年度比0.5ポイント増の84億1,640万円で、ほぼ同額を見込みましたが、実質的な普通交付税である臨時財政対策債は、国税および市税の増額が見込まれることから、前年度比56.7ポイント減の1億7,480万円としました。

また、国、県補助金の活用をはじめ、緊急防災・減災事業債、合併特例債、一般事業債および公共事業等債など38億9,270万円の地方債の充当を行いました。

さらに、重点事業のほか、システム改修、システム構築、計画策定、新型コロナウイルス感染症対策などの臨時的経費には、今年度も財政調整基金をはじめ、まちづくり基金、減債基金、公共施設整備等基金などを活用することとし、基金から43億5,928万円を繰り入れしています。

歳出では、真に取り組むべき事務事業には積極的に予算を計上することとして、まず、御坂学童保育施設整備事業に1億9,525万円を計上しました。これは、御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場の解体に合わせ、御坂地区において分散している学童保育クラブを集約するため、新たな学童保育施設を整備するものです。

次に、アクティブシニア応援事業に100万円を計上しました。これは、高齢者の社会参加を促進するため、健康づくりや趣味の活動などを行う高齢者の団体の立ち上げ費用に対し、補助金を交付するものです。

次に、学校給食アレルギー対応事業に1,293万円を計上しました。これは、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるとともに、お弁当を作る保護者の負担を軽減するため、既存の給食センターを改修し、食物アレルギーに対応した除去食を作るスペースを設置するものです。

次に、多目的芝生グラウンド整備事業に4,244万円を計上しました。これは、現在策定を進めている基本計画について、地権者をはじめとする関係者へ説明を行うとともに、計画的な事業推進のため、基本設計、地質調査などを行うものです。

次に、果実盗難防止システム構築事業に233万円を計上しました。これは、農産物を盗難の被害から守り、安心して農業生産活動が行える環境を整備するため、民間企業や大学と連携して果実盗難防止システムの構築に取り組むものです。

次に、空き店舗活用促進事業に720万円を計上しました。これは、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費、物件の契約日から開業日までの貸借料に対し、補助金を交付するものです。

次に、新道峠展望台環境整備事業に1億4,206万円を計上しました。これは、すずらん群生地駐車場に、地域の魅力の発信や特産品のPRなどを目的とした売店や休憩所を設置し、集客交流拠点として整備するものです。

次に、防災行政無線高度化事業に2億9,333万円を計上しました。これは、防災情報をいち早く、かつ、正確に伝達するため、音声放送、個別受信機への文字放送、防災メール、SNS等への一斉配信システムの導入および情報発信媒体のマルチ化と風水害時における屋内への情報伝達向上のため、音声放送の内容を聞くことができる防災アプリの導入などを行うものです。

次に、防災備蓄倉庫整備事業に9,102万円を計上しました。これは、発災直後に、円滑に指定避難所の開設、運営ができるよう、指定避難所の敷地内への防災備蓄倉庫および防災備蓄倉庫に収める備蓄品等を整備するものです。

次に、窓口業務DXに5,381万円を計上しました。これは、来庁しなくても入手できる手続きを増やすため、証明書のコンビニ交付に戸籍証明書を追加するとともに、来庁者の負担を軽減するため、戸籍住民課の窓口で記入していた住民異動届に、ICT技術を導入し、職員

が聞き取りの上、書類を作成することで、来庁者は内容の確認とサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入するものです。

そのほか、ふるさと納税の寄附額などに合わせ、まちづくり基金積立金に31億232万円を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連経費2億5,506万円、市内小中学校や保育所等の給食賄材料費の高騰に対する支援を1年間継続することとし、関連経費3,023万円を計上しました。

次に、「令和5年度の特別会計予算」です。

会計ごと、それぞれの総額を、「国民健康保険特別会計」は76億252万円。「介護保険特別会計」は69億9,210万円。「後期高齢者医療特別会計」は17億7,146万円。「農業集落排水特別会計」は5,970万円。「笛吹市境川観光交流センター特別会計」は7,569万円。「森林経営管理特別会計」は1,764万円とするものです。

また、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」など9件の財産区特別会計については、総額を6,676万円とするものです。

次に、「令和5年度の企業会計予算」です。

「水道事業会計」は、収益勘定の収入及び支出をそれぞれ18億6,348万円に、資本勘定の収入を4億6,899万円、同支出を10億5,048万円とするものです。

「春日居地区温泉給湯事業会計」は、収益勘定の収入及び支出をそれぞれ7,832万円に、資本勘定の収入を158万円、同支出を286万円とするものです。

「公共下水道事業会計」は、収益勘定の収入及び支出をそれぞれ18億4,115万円に、資本勘定の収入を10億1,095万円、同支出を16億8,877万円とするものです。

「簡易水道事業会計」は、収益勘定の収入及び支出をそれぞれ2,468万円に、資本勘定の収入を528万円、同支出を623万円とするものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「普通財産の譲渡について」は、笛吹市立かすがい東保育所の民営化に向け建物を譲り渡すことに伴い、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項、および笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道認定について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道3路線を新たに認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日2月22日から3月1日までは、議案調査のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日2月22日から3月1日までは休会とすることに決定しました。
次の本会議は3月2日、午前10時から再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

令和 5 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 2 日

令和5年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和5年3月2日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第1号—議案第38号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	古屋始芳
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	保坂利定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスクの着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、適宜、暫時休憩をいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「市長提出議案 議案第1号から議案第38号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、代表質問をいたします。

質問の前に、市内において新型コロナウイルスに感染された皆さまにお見舞いを申し上げるとともに、医療従事者をはじめ、長期にわたり感染拡大の防止に取り組まれている関係者の皆さまに感謝と敬意を表する次第であります。

なお、笛新会の皆さまには、この機会をいただき感謝申し上げます。

それでは以下、質問に入ります。

はじめに、山下市政の基本方針について伺います。

1つ目に、第2次笛吹市総合計画では、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう、毎年度見直しを図り、実効性のある計画を目指すとのことですが、第2次笛吹市総合計画実施計画における令和5年度実施計画の内容を伺います。

2つ目に、笛吹市下水道総合地震対策計画が今年度末で終了しますが、次期下水道総合地震対策計画の策定について、お伺いいたします。

3つ目に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、「2類相当」から「5類」へ5月8日以降に変更されますが、医療体制や公費支援など、市民への影響と市の対応についてお伺いいたします。

次に、令和5年度当初予算について伺います。

1つ目として、施策体系別事業数と、新規事業および主たる事業の内容を伺います。

2つ目に、歳入における市税、分担金及び負担金、繰入金、使用料及び手数料など自主財源と地方交付税、市債、国・県支出金、その他税・交付金など依存財源の、令和4年度との比較について伺います。

また、性質別歳出における義務的経費と投資的経費および、その他の令和4年度との比較について伺います。

3つ目として、令和4年度の財政運営の状況について、お伺いいたします。

4つ目に、市税収納率（令和2年度91.3%、令和7年度目標95.0%）の、現状と課題について伺います。

5つ目として、特別会計と企業会計予算の令和4年度との比較について伺います。

次に、子育て環境の充実整備について伺います。

1つ目として、昨日の報道では、厚生労働省によると、2022年に生まれた赤ちゃんが速報値で前年比5.1%減となり、本年2月時点で79万9,728人となり、80万人を約43年ぶりに割り込んだと発表しており、想定を超えるペースで少子化が進んでいます。政府は少子化対策を巡り、児童手当拡充などを検討していますが、笛吹市の人口の現状と、人口減少に対する施策をお伺いいたします。

2つ目に、甲府市と近隣9つの市と町が広域連携する連携中枢都市圏構想で、連携事業や数値目標を明記した、やまなし県央連携中枢都市圏ビジョンの素案をまとめ、人口減少対策として、23年から27年の累計で人口の社会増を、17年から21年累計比で7%アップさせると設定しています。

しかし、県内の人口は2年連続、転入超過の中、笛吹市は2021年の69人の転入超過から、2022年は200人の転出超過となりました。

山下市長は「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、これを実現するための3つの基本目標の1つに「幸せ実感 ころろ豊かに暮らせるまち」があり、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図り、心身ともに健全で心豊かに暮らし、幸せを実感できるまちづくりを目標としています。

昨年度は、市長は子供すこやか部を新設し、様々な施策に取り組んでいますが、山梨の人口は自然減が大変大きく、生まれる子どもが少ないことが最大の問題とされています。

転入超過となるように、笛吹市独自の少子化対策の一環として、妊娠期における精神的・身体的不安を和らげ、妊婦さんが安心して出産できるよう経済的支援に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

3つ目として、境川町の藤壘の滝・大窪いやしの杜公園など、子どもたちが家族などと利用し、健やかに成長することを願うことなどのため、市内には多くの公園がありますが、公園維持管理事業および都市公園長寿命化計画に基づき、令和5年度の整備予定について伺います。

4つ目として、笛吹市の公立保育所では、令和4年度から使用済みおむつの保育所での処分がスタートしましたが、保護者の負担を減らす新たな施策として、保育中に使うおむつの無償提供を行い、保護者が朝の忙しい時間帯におむつの準備をする必要をなくし、子育て世帯の定着や呼び込みを図る考えはないか、お伺いいたします。

5つ目として、コロナ禍での経済情勢の悪化などによる子育て期の親の負担軽減のため、学校給食費の恒久的な無償化に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

6つ目として、御坂中学校の校舎等改築事業について、工事内容と工程についてお伺いいたします。

次に、多目的芝生グラウンド整備検討事業の進捗状況などについてお伺いいたします。

1つ目として、整備基本計画検討委員会第7回検討委員会において、基本計画、答申書の原案がまとめられ、市長に答申されました。答申の内容は①コートの形態および構成は、ラグビー規格1面、サッカー規格2面を基本構成とする。②駐車場の必要台数は、200から300台。③導入する芝生は、人工芝を導入する。④整備候補地は、みさかの湯周辺エリアとする。⑤概算事業費は、約14億7千万円などでした。これに400メートルトラックを中心とする陸上競技を取り込み、次代を担う子どもたちの健全育成や、市民の健康福祉の増進のために設置する考えはないか、お伺いいたします。

2つ目として、整備理念や整備方針、コートの面数を含めた整備規模、具体的な整備候補地、概算事業費など、市の考えをまとめた基本計画の策定について、お伺いいたします。

次に、産業振興と観光施策についてお伺いいたします。

1つ目として、インバウンド誘客促進について、日本においては、令和4年6月以降、観光目的での入国の再開や、入国者上限数の段階的引き上げなど、徐々に入国制限の緩和が進んでいます。

先月、議員全員協議会で第3次観光振興計画案が示され、市では観光入込数について、コロナが収束することを見据えて、感染症拡大前の水準である平成30年の実績値298万4千人を中間年である令和7年の目標値と設定し、目標年である令和9年は中間年のプラス5%、313万3千人を目指すとのことですが、このような状況の中、海外からの観光客を本市に取り込み、市内観光産業の支援につなげていくためには、様々な手法があると思いますが、本市の対応策について、お伺いいたします。

2つ目に、市内の魅力ある景色やイベントなどの情報を効果的に発信する必要があると考えますが、どのように情報発信を行っているか、お伺いいたします。

3つ目に、本市には、「山頂を目指すことにこだわることなく山歩きをする」トレッキングコースとして、眼下に河口湖が広がり、その先に三ツ峠が望まれる、節刀ヶ岳コースなど12のコースがあり、市内外在住の多くの方々が野山や自然の道などを歩き楽しんでいますが、利用者の安全・安心確保のための対応について、お伺いいたします。

4つ目として、笛吹市内において、製造業等の立地事業を行う者、本社機能移転等を行う者および情報通信業等の立地事業を行う者に対し、助成金を交付する企業立地促進助成事業の交付状況について、お伺いいたします。

また、笛吹市の企業誘致のための支援制度「企業立地奨励金」、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税課税免除および企業等振興支援条例の内容と支援実績について、お伺いいたします。

5つ目として、石橋産業導入地区については、中央自動車道甲府南インターチェンジから15分、八代スマートインターチェンジから10分という立地条件の良さから、現在、約4万1千平方メートルと約1万1千平方メートルおよび約1万平方メートルの3区画のエリア拡大を行い、入居企業を募集していますが、道路改良事業、上・下水道施設整備事業の現状について、お伺いいたします。

6つ目として、笛吹みんなの広場の運営状況と、更なる利用者増を図る活用対策をお伺いいたします。

7つ目に、新山梨環状道路は、南アルプス市と甲府市落合町までが昨年11月19日に開通しましたが、東部区間の最終地点となる国道20号石和町広瀬までの用地補償契約など、関連道路整備事業の進捗状況について、お伺いいたします。

8つ目に、市営温泉みさかの湯および、いちのみやももの里温泉の改修工事について、お伺いいたします。

9つ目として、市道1-27号線（通称「直進道」）の植栽柵については、地元区長会が昨年7月に何らかの樹木を植えてほしいと要望書を提出いたしました。令和5年度での改修について、お伺いいたします。

次に、農林業の振興について伺います。

1つ目として、桃、ぶどう日本一を誇れる産地の維持について、米国産の桃の輸入規制解除に関する現状と、市の今後の対応についてお伺いいたします。

2つ目として、輸出向け選果レーンの導入について、人口減を背景に果実の国内市場は減少している上、日本が輸入解禁要請を受けた米国産桃との競合も見込まれることから、輸出により力を入れる考えから、品質の高い果実のみを選別できる専用レーンの導入についての現況について伺います。

3つ目として、ナラ類などの広葉樹が病原菌で枯れるナラ枯れ被害について、昨年12月の県の発表で笛吹市を含めて19市町村あり、ナラ枯れの樹木は葉が赤茶色に変わるため、景観が悪化し、また、枯れて民家や道路、線路などに倒れ、事故につながることも懸念されていますが、市の現状と対策についてお伺いいたします。

次に、安全、安心で災害にも強いまちづくりについてお伺いいたします。

1つ目として、地域の特性に応じて行政区が自らまとめる、地区防災計画策定事業の現況と令和5年度の取り組みについて伺います。

2つ目に、避難行動要支援者台帳登録者数と、要配慮者の個別避難計画作成の現況について伺います。

3つ目として、大規模災害における、避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないよう、主要幹線道路等の整備を推進する、道路構造物長寿命化事業の現状と令和5年度の取り組みについて伺います。

4つ目として、水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていますが、上水道事業における、製造コストに当たる給水原価と販売価格に当たる供給単価の現況について伺います。

また、水道管路および配水場や浄化場の耐震化率および管網計算による管路更新計画の現状について伺います。

5つ目として、公共下水道事業会計においては、汚水の処理にかかる経費は、原則下水道使

用料収入で賄うことが必要であります。令和4年度に20%の使用料金改定を行う予定が、コロナ禍における市民生活の経済事情に鑑みて、3年間は料金改定はしないこととなりましたが、一般会計からの繰入金の現況について伺います。

また、汚水処理原価と使用料単価の現況について伺います。

6つ目として、公共下水道整備事業の下水道全体計画面積3,142.05ヘクタールのうち、整備する予定の事業計画面積2,589.2ヘクタールの進捗状況と残りの整備方針について伺います。

7つ目として、御坂地区の文化活動の拠点である御坂農村改善センター撤去に伴う、関連施設整備の進捗状況について伺います。

8つ目として、空家等解体費支援事業の現況について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策等について伺います。

1つ目として、ワクチン接種の状況について伺います。

2つ目として、副反応による健康被害の状況について伺います。

3つ目として、県は、今季最強の寒気が流れ込む予報を受け、生活困窮世帯を対象に、灯油の購入助成券を当初の想定(2千世帯)の1.8倍、3,667枚を先々月配布いたしました。が、笛吹市のコロナ禍における生活困窮世帯への支援状況について伺います。

最後に、議会の活動拠点整備について伺います。

山下市長においては、議長、副議長室や本会議場の整備に取り組んでいただきましたが、1つ目として、八代庁舎は部屋数が少なく、小規模な会議室を常任委員会で使用することや、会派別控室がないことから打ち合わせに不便するなど、円滑な議会活動に支障があると感じますが、改善策について伺います。

2つ目として、定例会、各常任委員会での資料印刷・配布等の時間の削減と、資料をデータ化し議会運営の効率化を行う、市執行部タブレット端末導入(議会ペーパーレスシステム)事業の現況について伺います。

よろしく伺います。

○議長(古屋始芳君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

笛新会、武川則幸議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、山下市政の基本方針についてのご質問のうち、第二次笛吹市総合計画における令和5年度版実施計画についてです。

令和5年度の実施計画においては、将来像実現のための基本目標の1「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」では、少子化対策として子育てを支援する事業、安全安心で快適な学習環境を整える事業など19事業、基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」では、本市の基幹産業である農業、観光の活性化にかかわる事業、雇用の安定化と創出に向けた事業、笛吹市の知名度を上げる事業など12事業、基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」では、市民の安全と安心のための事業、快適な生活環境を整備する事業、ICTを活用した市役所窓口の利便性を向上する事業など17事業、合計42事業を重点事業に位置付けております。そのうち、新規事業は24事業であり、積極的に事業展開していきます。

次に、笛吹市下水道総合地震対策計画の策定についてです。

令和5年度から令和9年度までの5カ年間を計画期間とした第3期計画を、今年度、策定をしました。

感染症法における新型コロナウイルスの位置付けの変更による市民への影響と市の対応についてです。

「2類相当」から「5類」への変更に伴い、国では、医療体制について、広く一般的な医療機関で受診や入院ができるように検討しています。

また、現在、全額公費負担となっている入院や外来の医療費について、自己負担分に係る一定の公費負担について期限を区切って継続することとしています。

ワクチン接種については、4月以降の接種対象者および接種時期、公費負担などの具体的な方針を、3月上旬を目途に示すとしています。

市では、市民の皆さまが混乱することがないように正確で迅速な情報発信に努めるとともに、国の方針に沿って適切な対応を行っていきます。

続きまして、令和5年度当初予算についてのご質問のうち、まず施策体系別事業数と、新規事業および主たる事業の内容についてです。

施策体系別事業数は、基本目標の1「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」のうち、子育てしやすいまちづくりが68事業、誰もが安心して暮らせるまちづくりが74事業、人と文化を育むまちづくりが171事業です。

次に、基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」のうち、再び訪れたいまちづくりが14事業、実り豊かなブランド農林業づくりが43事業、活力ある地域経済づくりが7事業、移り暮らせる魅力あるまちづくりが10事業です。

次に、基本目標の3「幸せ実感 100年続くまち」のうち、将来を見据えた土地利用を推進するまちづくりが9事業、安全、安心で災害に強いまちづくりが63事業、快適な生活環境づくりが44事業、市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくりが46事業、将来を見据えた行財政づくりが135事業です。

また、重点事業として42事業に取り組みます。そのうち、主な新規事業としては、まず、御坂学童保育施設整備事業に1億9,525万円を計上しました。これは、御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場の解体に合わせ、新たな学童保育施設を整備し、御坂地区において分散実施している学童保育クラブを集約するものです。

次に、空き店舗活用促進事業に720万円を計上しました。これは、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費および物件の貸借料に対し、補助金を交付するものです。

次に、防災行政無線高度化事業に2億9,333万円を計上しました。これは、システムの一部を入れ替えるほか、災害情報をいち早く、かつ正確に伝達するため、各種情報発信媒体への一斉配信システムや防災アプリを導入するものです。

引き続き取り組む主な事業としては、まず、多目的芝生グラウンド整備事業に4,244万円を計上しました。これは、計画的に事業を進めるため、整備に必要な基本設計や現地測量、地質調査などを行うものです。

次に、新道峠展望台環境整備事業に1億4,206万円を計上しました。これは、すずらん群生地駐車場に観光施設を整備し、更なる観光客誘致を図るものです。

次に、防災備蓄倉庫整備事業に9,102万円を計上しました。これは、指定避難所の敷地内への防災備蓄倉庫および備蓄品等を整備し、災害発生時に、円滑に指定避難所の開設、運営ができるようにするものです。

次に、自主財源と依存財源の令和4年度との比較、義務的経費と投資的経費、その他の経費の令和4年度との比較についてです。

自主財源は、総額178億7,393万円で、令和4年度と比較して12億7,915万円の増額となっています。主な要因は、寄附金、繰入金の増額によるものです。

依存財源は、総額217億5,660万円で、令和4年度と比較して5億2,923万円の減額となっています。主な要因は、市債、国県支出金の減額によるものです。

義務的経費の総額は、184億2,997万円で、令和4年度と比較して3億2,247万円の増額となりました。人件費、扶助費、公債費のいずれも増額となっています。

投資的経費の総額は、46億228万円で、令和4年度と比較して、5億2,897万円の減額となりました。主な要因としましては、浅川中学校校舎等改修事業費の減額によるものです。

その他の経費の総額は、165億9,826万円で、令和4年度と比較をして、9億5,642万円の増額となりました。主な要因としましては、ふるさと納税寄附額の増加に伴う物件費、積立金の増額によるものです。

次に、令和4年度の財政運営状況についてです。

予算現額457億6,530万円に対して、2月末時点で、予算執行済額は270億6,908万円、執行率は59.1%と、例年並みになっています。この後、年度末、出納整理期間に向けて、執行率は上がり、最終的には90%程度になると見込んでいます。

次に、市税収納率の現状と課題についてです。

市税収納率は、令和3年度は93.4%で、前年度から2.1ポイント上昇をしました。

令和4年度は、1月末現在で、前年同時期と比較をして2.1ポイント増となっています。

現年度分の収納率は99%を超えていることから、目標の95%を達成するには、過年度分の収納率を上げる必要があるため、困難事案に対応するチームを編成し、財産調査、差し押さえなど滞納整理業務に取り組んでいます。

次に、特別会計と企業会計予算の令和4年度との比較についてです。

特別会計の予算総額は165億8,589万円で、令和4年度より3億7,306万円減少しました。主な要因は、国民健康保険特別会計において、保険給付費が減少したためです。

公営企業会計の予算総額は65億5,601万円で、令和4年度より2億4,522万円減少しました。主な要因は、水道事業会計および公共下水道事業会計において、建設改良費、公営企業債償還金が減少したためです。

続きまして、子育て環境の充実整備についてのご質問のうち、まず笛吹市の人口の現状と、人口減少に対する施策についてです。

本市の人口は、5年に一度行われる国勢調査の結果によりますと、平成27年10月1日時点では6万9,559人、令和2年10月1日時点では6万6,947人となっており、5年間で2,612人減少しています。

人口減少への対策として、本市ではこれまでの人口推計等から、より人口減少が進むと予測される子育て世代や若者に焦点をあてた、第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を令

和2年3月に策定をしました。

総合戦略では、「子育て世代・若者に魅力的なまち」を目標として、その実現に向けて、「教育」、「移住」、「相談・交流」、「仕事」、「防災・防犯」、「基盤整備」の分野における取り組みに力を注いでいます。

次に、妊娠初期の精神的・身体的不安を和らげ、安心して出産できるよう経済的支援に取り組む考えについてです。

本市では、国の交付金を活用した出産・子育て応援交付金事業を本年1月から実施しており、妊娠届出時から、妊婦や0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、既存の相談支援をさらに充実させた伴走型相談支援と、妊娠期および出産期に各5万円を支給する経済的支援を、一体的に行っています。

また、令和5年度からは、産前産後ケアセンターでの産後ケア事業の利用者負担の減免や、多胎児を妊娠した妊婦を対象とした追加健康診査に係る費用を助成をし、全ての妊産婦や子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、取り組みを進めています。

次に、公園維持管理事業および都市公園長寿命化計画に基づく令和5年度の整備予定についてです。

都市公園長寿命化計画に基づく整備では、八代ふるさと公園の遊具の更新を計画しています。公園施設の老朽化が目立ってきていることから、令和5年度において、船型複合遊具、ローラー滑り台などの遊具を更新します。

また、公園維持管理事業では、藤壘の滝・大窪いやしの杜公園に照明施設の整備を計画をしています。

次に、保育中に使うおもむつの無償提供についてです。

現時点では、保育中に使うおもむつの無償提供は考えていませんが、今後、研究をしていきます。

次に、学校給食費の恒久的な無償化についてです。

期限を設けない給食費の無償化については、財源の確保等を含め、総合的に検討していきます。

なお、今年度に引き続き、令和5年度も物価高騰による食材費の増加分を市が負担することとし、必要経費を令和5年度当初予算に計上しています。

次に、御坂中学校の校舎等改築事業の工事内容と工程についてです。

御坂中学校の校舎等の改築は、令和5年度に仮設校舎の設置、部室棟の改築、屋内運動場のトイレの改修および防球ネットの増設を、令和6年度から令和7年度にかけて校舎の改築、柔剣道場の改修と外構の整備を予定しています。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備検討事業の進捗状況についてのご質問のうち、まず多目的芝生グラウンド整備に、400メートルトラックを中心とする陸上競技施設を含める考えについてです。

400メートルトラックを含めた陸上競技施設の整備には、トラック内側のグラウンドを含め約2万平方メートルの面積を要し、市で現在検討している多目的芝生グラウンドが1面当たり約9千平方メートルであることから、2倍以上の面積が必要になると考えます。

そのため、陸上競技に関連した施設は、多目的芝生グラウンド整備とは切り離し、既存の社会体育施設の改修などを行い、多様化する利用ニーズや中学校における部活動の地域移行に対

応した、拠点となり得る、専門性の高い施設としていきたいという考えの中で、検討をしていきます。

次に、市の考えをまとめた基本計画の策定についてです。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会から答申のあった基本計画案を基に、基本計画の策定を進めており、議会からの意見も参考にした上で、現在、最終段階の調整を行っています。

3月3日の議会全員協議会において、基本計画を議員の皆さまにお示ししたいと考えています。

続きまして、産業振興と観光施策についてのご質問のうち、まず海外からの観光客を本市に取り込み、市内観光産業の支援につなげる対応策についてです。

今年度は、日本政府観光局が主催をした海外の旅行業者が参加する商談会「VISIT JAPAN トラベル&MICEマート2022」で本市の魅力を直接PRをしたほか、近年タイからの旅行者が増えていることを踏まえ、本市の海外向け情報発信ウェブサイト「ピーチシティ」にタイ語を追加しました。

今後は、成田国際空港のトラベルセンター案内所に、外国人旅行者向けのパンフレットを設置するほか、SNSを活用して観光情報を積極的に発信していきます。

次に、市内観光情報の効果的な発信についてです。

イベントや観光情報は、市のホームページ、観光情報に特化した特設サイト「ふえふき観光ナビ」、またSNSを活用して、随時発信をしていきます。

また、石和温泉花火大会、クリスマス花火、イルミネーションの実施に当たっては、新聞の裏面を利用して広く告知をしています。

11月にはトップセールスを実施し、都内旅行業者に、次年度のイベント情報などを伝え、多くの人にお越しいただけるよう、PRをしてきました。

次に、トレッキングコースの利用者の安全、安心の確保についてです。

市が指定した12カ所のトレッキングコースのうち、9カ所は市、観光物産連盟および笛吹警察署が共同で、3カ所は地元行政区が安全点検を行っております。

案内看板や誘導看板の設置、コースの誘導目印の取り付け作業、倒木の伐採、歩行スペースの確保などを行い、安全に利用しやすい環境を整備しています。

次に、企業立地促進事業助成金の交付状況および企業立地奨励金、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税課税免除、企業等振興支援条例の内容と実績についてです。

企業立地促進事業助成金の過去5年間の交付実績は、5件です。

企業立地奨励金は、雇用の人数、投下固定資産額等の要件を満たした企業へ奨励金を交付する制度で、過去5年間の実績はありません。

地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除は、事業者が、地域経済牽引事業に係る県の承認および国の確認を受けたことが分かる書類を市に提出することで、固定資産税を3年間、課税免除とする制度で、過去5年間の実績は8件です。

企業等振興支援条例は、雇用する従業員数や敷地面積、建物の延べ床面積等の要件を満たした企業の固定資産税を3年間、課税免除とする制度で、過去5年間の実績は5件です。

次に石橋産業導入地区の道路改良、上下水道施設整備事業の現状についてです。

道路については、令和4年度に、県道白井甲州線北側の市道5287号線の改良が終了しま

した。

大坪浸水対策調整池北側エリアの企業誘致に併せた市道5277号線の整備を、今年度引き続き、来年度も行います。

上下水道施設については、令和3年度から令和6年度までの4カ年計画で、配水管等の整備および舗装復旧を行います。

令和5年度および令和6年度には、上水道配水管342メートル、下水道管渠359メートルの布設、舗装復旧4,300平方メートルの整備を予定をしています。

次に、笛吹みんなの広場の運営状況と、更なる利用者増を図る活用策についてです。

今年度の笛吹みんなの広場の利用実績は、28イベントが開催され、約5万人が訪れました。

また、日頃からウォーキングなどの運動や、親水広場で水遊びを行う子どもたちの遊び場として賑わっております。

利用者増を図る対策としては、イベント主催者との商談会の際に、イベント利用実績や利用マニュアルなどを配布しています。

現在、市のホームページ内に広場利用の特設サイトを設けることとして、4月から閲覧できるよう準備を進めております。施設の紹介やイベント予定のほか、イベント主催者向けに広場の利用手順等を掲載し、利用促進を図っていきます。

次に、新環状道路関連道路整備事業の用地補償契約の進捗状況についてです。

事業主体である山梨県と連携をしながら、令和2年度から用地補償契約を進めており、進捗状況は、令和4年度末において、事業費ベースで70%、取得面積ベースで93%となります。残りの用地補償契約についても令和6年度中の完了を目指し、進めていきます。

次に、市営温泉みさかの湯および、いちのみやももの里温泉の改修工事についてです。

両施設については、昨年8月の施設全体調査の結果を受け、来年度から順次、計画的に大規模改修を行うこととしました。令和5年度は、いちのみやももの里温泉の改修に係る実施設計に着手をします。

次に、市道1-27号線、通称「直進道」の植栽柵の令和5年度における改修についてです。

近隣の土地利用の状況や地域の皆さまのご意見を伺いながら、植樹柵の必要を含め、安全で快適な舗道の改修を検討していきます。

次に、農林業の振興についてのご質問のうち、まず米国産桃の輸入規制解除に関する現状と今後の対応についてです。

米国産桃の輸入解禁要請については、現在、日米両国間において、解禁協議の最初の段階として、検疫の対象となる病害虫の選定について協議をしています。

山梨県は、全国の桃の生産量が多い6県と全農、JA中央会で設立した主要産県連絡会議と連携した取り組みを図ることとしています。

7月6日、7日に、私が会長を務め、全国の桃産地の自治体やJAなど29団体で構成する日本桃産地協議会が、第3回全国桃サミットを開催します。サミットでは、国や県からの情勢報告などが予定されており、本市でも、この場を活用して、全国の桃産地と積極的に情報共有や意見交換を行い、産地の結束を図っていきます。

次に、果実の輸出のための専用選果レーン導入に対する市の対応についてです。

現在、輸出向けの選果は、既存のレーンで対応できているとJAから聞いていますので、今後の輸出量の推移を注視しながら、必要に応じて、対応を検討していきます。

次に、森林のナラ枯れ被害についてです。

本市では、令和2年度に7本、令和3年度に101本、令和4年度に255本の被害が確認され、薬剤による殺虫と切り倒しなどの処理を行いました。

ナラ枯れ被害が増加している状況を踏まえ、今後も県や森林組合と協力をして被害木の処理を進め、森林の持つ多面的機能と美しい景観の保持に努めてまいります。

続きまして、安全、安心で災害にも強いまちづくりについてのご質問のうち、まず地区防災計画策定事業の現状と令和5年度の取り組みについてです。

令和3年度から取り組んでいる地区防災計画の策定支援は、令和5年度が業務委託の最終年度となります。

令和4年度は、浸水想定区域内の行政区から4区をモデル地区に選定し、計画の策定を支援しています。昨日、最後のワークショップを終え、計画は年度内に完成する予定です。

令和5年度は、土砂災害警戒区域内の行政区から、モデル地区を選定し、策定を支援して、ひな形やマニュアルを作成することとしています。

また、昨年末に各行政区長会で地区防災計画の策定支援について説明をし、今後は、モデル地区の成果を用い、未策定の行政区に展開していきます。

次に、避難行動要支援者台帳登録者数と個別避難計画作成の現況についてです。

令和5年1月末日現在、避難行動要支援者台帳には、2,632人が登録されています。

個別避難計画確定版の作成に当たっては、福祉専門職としてご協力をいただくケアマネジャー、また、民生委員・児童委員や行政区長に対し、説明を行っています。

今後は、完成した計画から順次、避難支援等関係者などに配布をしていき、令和6年度末までに配布を完了する予定です。

次に、道路構造物長寿命化事業の現状と令和5年度の取り組みについてです。

道路構造物のうち橋梁については、平成25年度から定期点検の結果を基に、重要な橋梁等の長寿命化に取り組んでいます。令和5年度は、主要な橋梁である万年橋および早期の補修により長寿命化を図る必要のある4橋の工事を計画しています。

また、道路舗装の長寿命化については、市内を横断している主要路線である、市道1-20号線の舗装打ち替え工事を行っており、令和5年度も御坂町および一宮町地内において工事を計画しています。

次に、上水道事業における給水原価と供給単価、水道管路や配水場、浄水場の耐震化率および管網計算による管路更新計画の現状についてです。

令和3年度の決算では、1立方メートル当たりの給水原価は186.3円、供給単価は151.7円でした。

また、耐震化率は、水道管路は、全体の11.2%、配水場・浄水場は、40.6%です。

管網計算による管路更新計画については、現在、既存管の管網計算モデルを作成して問題・課題を抽出しており、これに基づいて市内各地区の管路整備の優先順位を付け、具体的な整備箇所を決定し、今年度中に策定をします。

次に公共下水道事業会計における、一般会計からの繰入金、汚水処理原価と使用料単価の現況についてです。

一般会計からの繰り入れのうち、補助金は、2月補正予算において、1,500万円減額し、9億1,057万7千円となる予定です。また、出資金は、5億5,641万8千円です。

汚水処理原価と使用料単価については、令和3年度決算において、1立方メートル当たり汚水処理原価が150円、使用料単価が130円でした。

次に、公共下水道整備事業の進捗と今後の整備方針についてです。

事業の計画面積2,589.2ヘクタールに対し、現在の整備面積は2,063.91ヘクタールで、進捗率は79.7%です。

今後の整備については、行政区からの地区要望を精査する中で、住宅密集地および商業地を優先的に進めていきます。

次に、御坂農村環境改善センター撤去に伴う関連施設整備の進捗状況についてです。

御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場は、解体に係る設計業務を終え、令和5年度に解体工事を行います。

御坂農村環境改善センターの機能を移転する御坂福祉センターは、関係団体との協議および改修に係る設計業務を終え、令和5年度に改修工事を行います。

御坂中央弓道場の機能を集約する御坂成田弓道場は、利用者である競技団体との協議を終え、令和5年度に改修工事を行います。

御坂農村環境改善センター等を解体した跡地に建設する新たな学童保育施設は、令和5年度に設計業務を、また、令和6年度に建設工事を行い、令和7年度から供用開始の予定です。

次に、空家等解体費支援事業についてです。

今年度においては、事業完了したものが4件、2月時点で申請中のものが1件です。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等についてのご質問のうち、まずワクチン接種の状況についてです。

2月8日現在、接種件数は延べ24万1411件、接種率は、1回目85.38%、2回目84.91%、3回目69.31%、4回目49.64%、5回目28.67%です。

次に、ワクチンの副反応による健康被害の状況についてです。

新型コロナワクチンを接種した市民のうち、接種後に体調に異変をきたした7人の方から、予防接種法に基づく予防接種後健康被害救済制度の給付請求がありました。

現在、2人が予防接種による健康被害の認定を受け、医療費および医療手当が給付されることが決定をし、5人については、国の審査が行われています。

次に、コロナ禍における生活困窮世帯への市の支援についてです。

市では、新型コロナウイルスの感染拡大以降、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金支給事業、県が負担する1万5千円に、市が独自に1万5千円を上乗せをし、1世帯当たり3万円を給付する生活困窮者緊急生活支援金支給事業、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業を実施をしました。

また、低所得者で求職活動等の一定要件を満たした世帯を対象に、最大10万円を最長3か月間支給する生活困窮者自立支援金支給事業を行いました。

小中学生のいる経済的に困窮し生活支援が必要な200世帯に対しましては、学校給食が提供されない夏休みおよび冬休みの期間中、安定した食事が確保されるよう、食料品をお届けする子ども家庭支援事業を実施しました。

続きまして、議会の活動拠点整備についてのご質問のうち、まず議会活動に係る八代庁舎の改善についてです。

委員会室および会派控室は、議会として意見集約をしていただいた上で、市として検討していきたいと考えております。

次に、市執行部タブレット端末導入事業についてです。

市議会議員のタブレット端末導入と足並みを揃え、執行部側についても、今議会から試行的に導入をする予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

丁寧な回答、ありがとうございました。

山下市長は、この6年余りの在任中、第2次笛吹市総合計画に基づく少子化対策として、子育て支援事業、農業・観光の活性化に係る事業など様々な施策を実行してまいりました。

今後とも健全な財政運営に努められる中で、福祉や教育などの施策に基金の活用を取り組むなど、よろしく願いいたします。

令和5年度当初予算については、一般会計は396億3千万円で過去最大となりましたが、歳入では景気の回復による新築家屋が増えて固定資産税の増加が見込まれるなど、市税収入の増加や、ふるさと納税などによる寄附金の増加等を期待し、歳出では御坂学童保育施設の集約事業、防災行政無線のシステム更新、物価高騰による燃料費などの増加に適切に取り組まれることを要望いたします。

市税収納率の現状については、令和3年度、令和4年度ともに上昇しており、現年度分は99%を超えているとのことですが、引き続き滞納整理に取り組み、不公平感を感じないようお願いをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症法上の位置付けについては、就業制限などの措置が取れなくなり、一般医療機関にも入院が可能になる、医療費の保険適用以外の費用が自己負担となるなどの変化があります。

このような中で危惧されるのは、医療費の一部が自己負担になることに伴う受診控えやワクチン接種控えです。有料であれば接種を見送る人が一定数いると思われ、こうした動きは感染者の増加や発覚の恐れにつながり、想定外の感染拡大にもつながりかねません。

市として、5類になったからといって、ウイルスの危険性を軽視するといった誤った認識を持って行動しないよう周知に取り組むべきだと思います。よろしく願いいたします。

次に、上水道事業および公共下水道事業会計については、山下市政発足以前に審議会からの料金値上げの答申を、そのときの事情はあったでしょうが、二度にわたり実行しなかったことから一般財源からの繰入金に頼っています。

予定どおり二度目の料金改定を行うことや、更なる経費の縮減に努めていただき、独立採算性を基本原則とする上下水道事業として純利益を目指すべきだと思います。よろしく願いいたします。

次に、子育て環境の充実整備については、赤ちゃんの出生数が統計開始以来、初の80万人割れとの発表がある中、子育て環境の充実整備のうち2つ目の笛吹市独自の少子化対策の一環として、妊婦さんが安心して出産できるようにする経済的支援については、先ほどの回答にも

ありましたが、昨年の12月議会において、出産・子育て応援交付金として妊娠時に5万円、出産時に5万円、合わせて10万円相当の交付金が創設されました。財源は、国庫支出金と県支出金および追加交付の普通交付税で賄われました。

私は、母子健康手帳交付後の妊娠時1回のみ支給では、妊婦さんが安心して出産できるとはいえず、出産までの期間、年間約500人ほどの妊娠された方へ毎月5万円程度を支給すべきと思います。

女性にとり出産は人生最大の心配事であることから、無事出産を迎えるまでのこの期間、ゆとりのある時間を過ごすことにより、母子ともによい影響を与え、精神的・身体的不安も和らぐことと思います。

生まれてくる命に対して、市は最大限の応援をすることにより、笛吹市で出産することができてよかったなと思っていただけることが、今後の発展につながるものと確信をいたします。

伺います。

今後、妊婦対象の笛吹市独自の経済的支援事業を実施する計画はないか、改めて伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

子供すこやか部長、中村富之君。

○子供すこやか部長（中村富之君）

笛新会、武川則幸議員の再質問にお答えいたします。

妊婦対象の笛吹市独自の経済的支援事業を実施する計画はあるかについて、お答えします。

妊婦を対象とします市独自の経済支援につきましては、国や県の動向を注視しながら今後研究してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。とてもちょっと、前向きとは読めなかったですけども、またご検討をよろしくお願いします。

この件を含め、出生数が増えない原因は、育児にかかる経済的負担の増加、職場環境など多岐にわたりますが、子育て支援事業について、兵庫県高砂市で4月から行われる希望者を対象にした紙おむつの定額使い放題サービスなど、更なる検討・研究をお願いし、学校給食費の恒久的な無償化など、保護者の負担を軽減し、子育て支援策の充実を図るよう、今後も注視してまいりたいと思います。

次に、産業振興と観光施策についてですが、世界農業遺産となった笛吹市の美しい景色などや関東圏域の中高年を対象とするスポーツイベントなどを企画し、SNSなどを駆使して情報発信し、市内の宿泊施設や観光事業者の景気回復に取り組まれることを要望いたします。

次に、議会の活動拠点整備についてですが、八代庁舎には部屋数が少なく、議会活動に支障があると申し上げましたが、さらに議会の傍聴席に関して、車いす対応の座席を設けていないのは、笛吹市を含む県内では49%の市町村が設置していません。障がいのある方が本会議で

の傍聴をすることで、自らが議員として市の活性化に関わることに挑戦することにつながるかもしれません。今後とも議会改革にご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、市役所職員をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努められておられる皆さまの健康をご祈念申し上げ、以上で笛新会を代表しての質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時25分とします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に笛政クラブ、岡由子君の質疑および質問を許可します。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして笛政クラブを代表して質問させていただきます。

令和5年度当初予算について。

(1) 令和5年度一般会計は、396億3,051万円となり、令和4年度より7億4,992万円の増加となり、過去最大となります。

施政方針の中でもありましたが、第2次笛吹市総合計画に掲げる将来像「ハートフルタウン 笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた重点施策について、お伺いいたします。

本年度の主な事業はどのような事業があり、事業費はどのくらいでしょうか。

(2) 政府は、子ども家庭庁を新設し、子ども関連予算倍増を目指す方針を明らかにしています。

本市でも昨年、子供すこやか部を新設し、子ども・子育て支援の体制を重視した環境を整えています。

少子化対策は地域の未来への投資でもあります。本市での子ども関連事業は、どのような事業があり、事業費はどのくらいでしょうか。

(3) 政府は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症を感染症法の位置付けが「2類相当」から「5類」に移行する方針を出しました。いわば、アフターコロナと言える中、市民の交流やイベント開催も実施できる環境となることが予想されます。

コロナ禍以前に実施していた文化祭等のイベント開催への支援等の予定はありますか。

2. 障害者基本条例の制定について。

令和4年度の組織改編により、今年度、保健福祉部に障害福祉課が新たに設置されました。山下市長が本市の障害福祉政策に力を入れていることの表れではないかと理解しております。

今定例会の冒頭、施政方針の中で、令和5年度に障害者基本条例の制定を目指すことが示されました。

現在、障がいのある人も共に支え合い共生できるまちづくりを基本理念として推進している第4次障害者基本計画の中にも障害者基本条例の制定は、主な施策、事業の1つとして掲げられています。

障がいのある人も、ない人も、お互いに支え合い、生き生きと明るく、豊かに暮らしていかれる地域をつくることは、誰もが望むことです。

そこで以下、お伺いいたします。

- (1) 県内各市町村の条例制定状況は、どのようになっていますか。
- (2) 障害当事者をはじめとした市民の声をどのように条例に反映していきますか。
- (3) 障害者基本条例は、どのような内容を予定していますか。

3. 高齢者のごみ出し支援について。

わが国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率は、内閣府の発表では令和3年10月1日現在、全国平均は28.9%ですが、令和27年には36.8%になると推計されております。

一方、本市の令和3年10月の高齢化率は30.7%であり、全国平均より早いペースで高齢化が進んでおります。

令和3年第2回定例会においても質問させていただきましたが、高齢化率の上昇や核家族化に伴い、高齢者のみの世帯が増加することで、家庭からのごみ出しが課題となっている事例が増加している現状も耳にする中、高齢者のごみ出しに対するサポートは、喫緊の課題だと考えます。

昨年行った質問に対する答弁では、ごみ出しの支援方法などについて検討を行っているとのことでしたが、その後の検討状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

4. FUJIYAMAツインテラスの活用について。

令和3年7月31日オープンしたFUJIYAMAツインテラスは、コロナ禍でのオープンでしたが、令和4年度の来訪者は2万人だったと報告されました。

国は新型コロナウイルス感染症の法の位置付けを「2類相当」から「5類」へと移行する方針を示したことから、アフターコロナと言える中、国内外からの観光客の増加が予想されます。

また、FUJIYAMAツインテラスをテーマにしたフォトコンテストが昨年未実施され、全国から167点の応募があり、一次審査、二次審査を行い11点の入賞作品が選ばれました。

本市のホームページに入賞作品が掲載されておりますので、私も拝見しましたが、どの写真も大変素晴らしく、この景色を見てみたいとの思いを持ちました。

2月1日には、市役所で表彰式が行われ、3月下旬以降に市内郵便局でフレーム切手として販売される予定となっていると伺いました。

受賞者の皆さまにとっては、大きな喜びとなることでしょう。

FUJIYAMAツインテラスのプロモーション活動を広く行い、より観光地としての魅力を磨くことが大切だと思います。

そこで以下、お伺いいたします。

(1) 昨年、宿泊客を対象とした早朝ツアーが好評だったと報告されました。本年の予定はありますか。

(2) 千キロも移動する大型の蝶であるアサギマダラは、FUJIYAMAツインテラス周辺が飛来地となっております。昨年に引き続きアサギマダラが好むフジバカマやアザミ等の植

樹活動をする予定はありますか。

(3) 昨年秋に開催したフォトコンテストは全国から応募があり、知名度アップにつながったと思います。本年の実施予定はありますか。

5. さくら温泉通りイルミネーションの活用について。

令和4年12月23日から令和5年2月14日まで、さくら温泉通りの桜173本に55万球のLED電気を付いた1キロに及ぶイルミネーションを実施しました。石和温泉郷の冬の魅力創出となりました。

また、クリスマス花火やマーケットの実施など、コラボイベントにより賑わいが創出されました。

令和5年度以降もイルミネーションを使ったイベント等、冬の魅力に磨きをかけることが本市の観光にとっても必要だと思います。

そこで以下、伺います。

(1) イルミネーションの色や点灯時間等の変化は、どのくらいありますか。また、その告知方法はどのように行いましたか。

(2) 足湯広場で実施した、ナイトマーケットやクリスマスマーケット等のイベントの評価は、令和5年度の予定はありますか。

6. スイーツマラソンについて。

先日のシャトレゼスイーツマラソンでは、多くの参加者があったと伺いました。冬のイベントとして、今後も期待できると考えます。

当日、私は石和温泉郷の清掃ボランティアに参加しておりましたので、たくさんの参加者がみんなの広場に集まり、賑やかな温泉街を見ることができました。

参加者は仮装したり、思い思いにSNSで発信したり、笛吹市の宣伝効果も期待できるイベントだったと感じます。

そこで以下、伺います。

(1) 今後の開催予定はありますか。

(2) 本市では、桃やぶどうの産地としての強みがあります。スイーツ以外に、その強みを使ったマラソン大会などのイベントは、本市のプロモーション活動として効果が期待できます。例えば、産地としての強みを活かしたマラソンイベントとして有名なところでは、千葉県富里スイカロードレース大会があります。給水所での水の代わりにスイカを食べる給スイカ所を設けた大会です。本市で生産される桃やぶどうを活用したマラソン大会等のイベントの開催予定はありますか。

7. 図書館や文化財等でのイベントについて。

コロナ禍以前、本市では市民団体や参加型のイベントが多数、多く開催されていたかと思います。図書館や文化財等を会場に、文化協会が中心となった文化祭や書道、絵画、写真等の展示会や市民参加型のワークショップ、講演会等、市民の交流の場でもあった活動が実施されておりました。

しかし、コロナ禍の3年間余り、ほとんどの活動が中止を余儀なくされました。感染症対策を実施した上ではありますが、以前のような文化交流活動が再開されることが期待できます。

教育文化関連施設は訪れて見ていただくことで、その価値が高まると思います。まず知ってもらうための活用が必要と考えます。

そこで、教育文化関連施設の活用について以下、お伺いいたします。

(1) 市内にある教育文化関連施設等は何カ所あり、それぞれで実施していたイベント等どのように活用されましたか。

(2) コロナ禍で来館者数が減少していますが、コロナ禍以前に行われていた市内図書館や文化財等を活用したイベント等の再開予定はありますか。

(3) 市内にある文化協会の会員は、コロナ禍前には文化祭、写真展、絵画展、琴の演奏会、お茶会等の発表の場が多数ありました。市民の絆を深めるため、また伝統文化を子どもたちへ継承するために必要な活動と考えます。

3年間はコロナ禍でほぼ中止となりましたが、今後、支援する予定はありますか。

○議長 (古屋始芳君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

笛政クラブ、岡由子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和5年度当初予算についてのご質問のうち、まず主な事業とその事業費についてです。

総合計画の3つの基本目標ごとに整理をして、主な事業についてお答えをいたします。

基本目標1「幸せ実感 ころろ豊かに暮らせるまち」においては、多目的芝生グラウンド整備事業に4,244万円を計上しました。これは、計画的に事業を進めるため、整備に必要な基本設計や現地測量、地質調査などを行うものです。また、御坂学童保育施設整備事業に1億9,525万円を計上しました。これは、御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場の解体に合わせ、新たな学童保育施設を整備をし、御坂地区において分散実施している学童保育クラブを集約するものです。

基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」においては、新道峠展望台環境整備事業に1億4,206万円を計上しました。これは、すずらん群生地駐車場に、地域の魅力の発信や特産品のPRなどを目的とした売店や休憩所を設置した集客交流拠点を整備をし、更なる観光客誘致を図るものです。また、空き店舗活用促進事業に720万円を計上しました。これは、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費および物件の賃借料に対し、補助金を交付するものです。

基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」においては、市の将来を見据える中で、市民が安全・安心に生活していくことができるよう、防災行政無線高度化事業に2億9,333万円を計上しました。これは、システムの一部を入れ替えるほか、災害情報をいち早く、かつ正確に伝達するため、各種情報発信媒体への一斉配信システムや防災アプリを導入するものです。また、市民生活の利便性向上のため、窓口事務DX事業に5,381万円を計上しました。これは、来庁しなくとも入手できる手続きを増やすため、コンビニ交付が可能な証明書に戸籍証明書を追加するとともに、来庁者が内容確認とサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入し、負担軽減を図るものです。

次に、子ども関連事業とその事業費についてです。

主な事業としましては、まず、先ほど説明をいたしました、御坂学童保育施設整備事業1億9,525万円のほか、芦川地区学童保育施設整備事業に279万円を計上しました。これは、

学童保育が未実施である芦川地区に、令和7年度に学童保育施設を設置するため、設計費を計上したものです。

また、石和第一保育所施設整備事業に5,053万円を計上しました。これは、老朽化した石和第一保育所の園舎の建て替えに伴い、用地の取得を行うものです。

さらに、私立保育所等施設整備事業に2億1,525万円を計上しました。これは、老朽化が進む私立保育園等の施設の新築や改修に対して補助金を交付するものです。

次に、コロナ禍以前に実施していた文化祭等への支援についてです。

市では、各町の文化協会が実施をする文化祭を含む活動を支援しています。

今年度は、石和町文化協会に40万4千円、御坂町文化協会に48万1千円、一宮町文化協会に51万2千円、八代町文化協会に42万円、境川町文化協会に20万9千円、春日居町文化協会に41万9千円の補助金を交付しました。

続きまして、障害者基本条例の制定についてのご質問のうち、まず県内市町村の条例の制定状況についてです。

現在、障害者基本条例を制定している県内市町村はありません。山梨県が障害者差別解消条例としての山梨県障害者幸住条例、上野原市と市川三郷町が手話言語条例を制定しています。

次に、条例への市民の声の反映方法についてです。

市では、地域自立支援協議会を設置をし、障害者の地域における自立した生活を支えるため、障害当事者や家族をはじめとして、福祉、医療、教育等の様々な分野の関係機関等が地域の課題を共有し、地域の支援ネットワークの整備およびサービスの提供体制の確保などについて協議をしています。

条例の制定に向けて、平成29年度に、地域自立支援協議会において、条例の基となる、障がいの原因とした暮らしにくさを感じた経験や理想とする市の将来像などについて市民から意見を募り、翌年度には地域自立支援協議会の当事者・家族部会において、寄せられた意見を基に論点整理を行いました。

令和元年度には、障がいの有無にかかわらず、広く市民の皆さまのご意見を聞く場として、市民とのワークショップを開催しました。

これまでワークショップで出された意見等を踏まえ、地域自立支援協議会の当事者・家族部会を交え、条例骨子案の作成に取り組んできたところです。

今後、条例案ができましたところでパブリックコメントを実施し、さらに市民の皆さまの声を反映していきたいと考えております。

次に、条例の内容についてです。

障害福祉施策の原点である「障がいの有無にかかわらず、共生できる地域社会の実現」に向け、人権保障を目的に手話言語を含めた情報保障、障がい者に対する差別の解消および障がい者への虐待防止などの内容を盛り込むことを予定をしています。

続きまして、高齢者のごみ出し支援についてです。

本市では、元気な高齢者が要支援高齢者を支える地域づくりを進める生活支援体制整備事業の中で、高齢者のごみ出し支援に係る取り組みを進めています。しかしながら、地域ごとに進捗状況が異なり、市内全域でのごみ出し支援の実施には至っていないため、依然として、高齢者のごみ出しに支援を求めるニーズは高い状況です。

このような状況を踏まえ、令和5年度は、新規事業として、高齢者ごみ出し支援事業を実施

することとし、令和5年度当初予算に835万2千円を計上いたしました。これは、可燃ごみを高齢者自ら集積場所まで運ぶことが困難であり、親族や近隣住民から協力を得ることができない高齢者世帯が、シルバー人材センターのワンコインサービスを利用して可燃ごみを持ち出した場合、1回当たりの料金となる500円の2分の1を補助するものです。

高齢者の日常生活における負担を少しでも軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援をします。

続きまして、FUJIYAMAツインテラスの活用についてのご質問のうち、まず今後の早朝ツアーについてです。

昨年度は、旅行会社が石和温泉郷への宿泊客のみを対象にした早朝ツアーを行い、1日平均15人が乗車し好評でした。

今年度は、石和温泉旅館協同組合が主体となり、誰でも乗車できる早朝ツアーを実施しましたが、参加者は1日平均5人と伸び悩みました。

今後については、開催時期や周知方法を検討し、実施に向けて旅行会社や石和温泉旅館協同組合と協議をしていきます。

次に、アサギマダラが好む植栽活動の予定についてです。

昨年7月に、すずらん群生地周辺にアサギマダラが好むフジバカマ100株を植栽しました。

令和5年度は、これらのフジバカマの保護と育成をしながら、アサギマダラの飛来状況を観察をし、その効果を検証します。

次に、フォトコンテストの実施予定についてです。

新道峠フォトコンテストは、新道峠から富士山を望む美しい眺望を多くの方に知っていただくことを目的として、昨年11月に実施をし、167点もの魅力的な作品の応募がありました。

今回の入賞作品は、オリジナル記念切手として、市内郵便局で3月20日から販売をされます。

来年度以降については、フォトコンテストという形ではなく、SNSを利用することでより多くの方に気軽に投稿していただき、投稿された写真は、本市の観光ポータルサイト「ふえふき観光ナビ」に掲載をし、紹介できるような仕組みを構築したいと考えています。

続きまして、さくら温泉通りイルミネーションの活用についてのご質問のうち、まず、イルミネーションの色や点灯時間の変化、告知方法についてです。

さくら温泉通りイルミネーションは、昨年12月23日から2月14日までの期間中、午後5時から午後10時まで、実施をしました。

色は、オフホワイトとシャンパンゴールドの2色に切り替えることができ、今年度は、新年1月1日からの4日間、成人の日の1月9日、バレンタインデーの2月14日の合計6日間、オフホワイトからシャンパンゴールドに色を変えて点灯しました。

告知方法については、新聞の裏面広告を利用して広く告知をしたほか、市のホームページやSNS、市の観光ポータルサイト「ふえふき観光ナビ」などで積極的に情報発信を行いました。

次に、ナイトマーケットやクリスマスマーケット等イベントの評価と本年の実施予定についてです。

このイベントは、民間企業が企画運営をし、週末の土日を中心に10日間開催され、延べ104軒が出店をし、1,205人の来場者がありました。

会場にはピザ釜や焼き芋、温かい飲食物を提供するキッチンカーなどの店舗が並び、イルミ

ネーションを楽しみながら、さくら温泉通りに隠されたワインコルクを探す街歩きイベントも行われました。

冬の期間に、街歩きや飲食といった温泉街での新たな取り組みを行い、来場者の方々に楽しんでいただけたと考えています。

来年度は、実施内容や実施期間を早期に決定をいたしまして、市ホームページやSNSなどで情報発信することで、更なる集客を目指します。

続きまして、スイーツマラソンについてのご質問のうち、まず今後の開催予定についてです。

2月5日に開催されましたスイーツマラソンは、1,060人がマラソンに参加をし、会場である笛吹みんなの広場には約2千人が来場しました。主催者は、JTB甲府支店で、笛吹市とシャトレーズが協賛をしました。

令和5年度の実施については、現在、主催者のJTB甲府支店と協議中です。

次に、本市ならではのイベント予定についてです。

スイーツマラソンは、スイーツを好きなだけ食べられる参加型イベントとして人気があります。

今後、観光農園やワイナリーと協力をし、旬の桃やぶどうの食べ歩きなど、本市ならではの参加型イベントの企画を検討してまいります。

続きまして、図書館や文化財等でのイベントについてのご質問のうち、まず教育文化関連施設は何カ所か、それぞれ実施していたイベントの内容についてです。

教育文化関連施設は、社会教育施設が15カ所、公立の美術館・博物館が6カ所、図書館が5カ所あります。

これらの施設では、市民講座や講演会、演奏会、企画展、映画会等、様々なイベントが開催をされました。

今年度は、施設の利用制限が緩和され、定員まで収容可能となり、サッカー元日本代表の久保嘉人氏によるスポーツ講演会や、山梨県警察音楽隊演奏会等の大規模なイベントも開催されるなど、コロナ禍以前の状況に戻りつつあります。

次に、コロナ禍以前に行われていた市内図書館や文化財等を活用したイベントの再開予定についてです。

市内図書館では、現在、予約制によるおはなし会や映画会などのイベントを開催しており、3月11日には、黒田杏子氏を講師に迎え、4年ぶりに「飯田龍太を語る会」を再開します。

また、字を読むことや絵を見ることに不便さを感じる方も利用しやすい図書を集めたコーナーを設置するなど、新しい企画にも取り組んでいます。

文化財を活用したイベントについては、史跡めぐりや国分寺跡発掘現場の現地説明会などを実施しており、2月には、八代地域の文化財を巡るウォーキングを開催しました。

次に、文化協会の活動発表の場がコロナ禍で中止になったが、今後支援する予定はについてです。

コロナ禍で実施できなかった文化祭や、文化協会会員による展示、演奏会等の芸能発表の活動については、コロナ禍以前と同様に支援をしてまいります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

丁寧で詳細にわたり、ご答弁いただき、ありがとうございました。

ですので特に再質問はございませんが、今後、事業を実施する上で、よりよい事業となるように、いくつか意見を述べさせていただきたいと思います。

2番の障害者基本条例の制定についてですが、障がい者当事者、家族部会については、何度か参加させていただき、皆さまの意見や要望を伺いました。

障がいの程度や状況は様々であり、一括りに解決の方法はないことは感じました。また、すぐに取り組めることと、時間をかけて検討しなくてはならないこともあります。

今回のような条例制定というのは、大きな一歩であると思います。誰一人取り残されない社会の実現に向け、本市の取り組みを広く市民に理解していただき、多くの意見やアイデアを出していただけるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

3番の高齢者のごみ出しについてですが、可燃ごみの持ち出しをシルバー人材センターのサービスを利用した場合の料金の一部負担ということで、大きな一歩だとは思いますが。

ただ、利用する高齢者にとっては、250円でも自己負担のあるサービスは使いにくいかと思えます。無料で使えるサービスは、利用する人が多い傾向にあります。例えば無料の電車やバスの定期券、公共入浴施設、あるいは美術館、博物館の入館料等です。

高齢者の一人世帯に対し、月1回、年12回利用できる回数券を配布するような仕組みができれば、高齢者にやさしい環境になるのではないかと思います。無料で提供できるサービスをご検討いただきたいと思います。

4番のFUJIYAMAツインテラスの利用についてですが、市内に富士山の素晴らしい眺望を望める環境があるということは、本市の大きな魅力です。全世界へ向けてのSNSの発信は必要だと思いますので、さらに磨きをかけて発信していただきたいと思います。

フォトコンテストは、今後の開催予定がないとのことですが、写真撮影が趣味の方へのアピールポイントでもあります。何度も撮影に訪れたい場所となる魅力を持っています。カメラメーカーや印刷関係の企業を協賛に開催するなど、今後も継続していただけることをお願いしたいと思います。

以上、笛政クラブを代表しましての質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に清心会、河野正博君の質疑および質問を許可します。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会を代表し、河野正博が代表質問をいたします。よろしくお願ひします。

市議会議員に当選して3年目に入りました。聞く力を生かし、市民の皆さまの声を市政に届けながら笛吹市を前に進め、「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」となるよう、行政と力を合わせて取り組んでまいります。

私の質問は8問ありまして、1問目、市政全般について。

令和4年は、コロナ渦、ロシアウクライナ侵略、円安、物価高、実質賃金の減少等、社会情勢、経済情勢とも非常に厳しく困難な1年でした。

そこで、令和5年度、笛吹市の舵取りについて、以下質問をいたします。

(1) 令和5年度の日本社会情勢、経済情勢を踏まえ、笛吹市の予側を伺います。

(2) (1)の予測に立って、笛吹市のリーダーである山下市長の市政運営について、決意も含め、お伺いをします。

(3) 多様な市民の声を市政に生かす施策について伺います。

(4) 職員のコンプライアンス向上の意識改革施策について伺います。

(5) 行財政改革について、今年度の施策を伺います。

(6) 今年度のスローガンは「目的を問い、責務を果たす」です。職員に期待するものは何か伺います。

2問目、令和5年度当初予算について伺います。

令和5年度の一般会計歳出予算総額は、396億3,051万5千円です。先日、コロナが5月より5類に引き下げられることが報道されました。この引き下げは、予算編成時、分からなかったものの、いよいよ経済のV字回復を目指し、企業も積極的に動き始めることが予想できます。また、これを支えスタートダッシュできるような、行政支援策が望まれています。

SDGsへの取り組みにも関心が高まっています。笛吹市でも様々な基本計画にSDGsの計画が記載されています。

以上のことを踏まえ、質問します。

(1) 令和5年度一般会計歳出予算総額は、令和4年度一般会計歳出予算総額と比較し、約7億5千万円の増加となっています。この要因についてお聞きします。

(2) 予算編成にあたり、経済のV字回復の指針と重点施策について伺います。

(3) 歳出予算額のうち、SDGs関連の重点施策と概略予算について伺います。

(4) コロナ関連の歳出予算額と主な施策について伺います。

(5) ふるさと納税について、令和5年度当初予算額は31億円です。令和4年度の当初予算は26億円です。令和4年度の納税額予測と令和5年度の予算達成のための、取り組みについて伺います。

3問目、長期継続大型公共事業について伺います。

前市政より引き継いだ長期継続大型公共事業、市道1-13号線（砂原橋）改良事業、大坪浸水対策事業について質問します。

市道1-13号線（砂原橋）改良事業は、当初予算40億、平成31年度完成を目指し、平成21年度着工しました。現在までの事業費は、37億8,800万円です。山下市長より竣工は令和5年3月との説明がありました。大坪浸水対策事業については、当初予算9億円、完

成予定令和2年を目標に、平成22年着工しました。現在までの事業費は、8億7,800万円です。2事業とも当初の計画より大幅な遅延となっています。

主たる遅延原因は、目論見違いによる設計変更と用地事務の遅れであり、前市政の遅延をリカバリーすべく山下市長はじめ、職員の皆さんが大変努力していただいております。この場で感謝申し上げます。加えて、完成までの明確な予測を立てることは、他の事業推進にも好影響を与えると考えます。

そこで以下、質問します。

(1) 市道1-13号線(砂原橋)改良事業についての総括と、この事例を他の事業に生かす必要があります。見解を伺います。

(2) 大坪浸水対策事業について、今後の見通しを伺います。

次に、行政区要望についてです。

令和3年度行政区要望の件数は509件、そのうち令和3年度と令和4年度に実施するとの回答は135件、実施率は27%でした。令和4年度の行政区要望は594件、そのうち新規要望は230件、再要望は364件です。

行政区の要望は、安心・安全なまちづくりに欠かせない地域に密着した事業です。市民からの直接の要望であり、早期に実施が望まれているものです。

再要望は、前任区長よりの引き継ぎ事項であり「検討する。」等の回答では、採用されるまで出し続けることとなります。再要望案件は、多くの費用がかかるものや、工事内容が難しいものなどがあります。そのため、単年度の予算では困難で、複数年度にわたる事業となります。しかし着手いただければ、住民は納得し市役所への信頼も高まります。また、再要望書の中には、長期にわたり提出を繰り返したため、当初の目的が薄れたものや、内容が不明確となったものもあります。

以上のことを踏まえ、以下質問します。

(1) 行政区要望についての所見を伺います。

(2) 再要望案件について、どのように捉えているのか伺います。

(3) 要望の可否判断の基準と明確な回答について伺います。

(4) 要望に応えられる予算の増額について伺います。

次に、高齢者に対する行政サービスについてです。

令和5年1月の時点での住民基本台帳人口統計によると、笛吹市の人口は6万5,627人です。その中で、65歳以上の高齢者はおおよそ2万1千人で、介護申請は、新規と継続を合わせて毎年3千件以上あります。また、山梨県の他の市町村と比較し高齢者率が高く、市民負担の介護保険料は、県内でも7番目に高額とお聞きしました。

高齢者に対する行政サービスを分類すると、(1)保健事業と介護予防の一体的実施(健康づくり課、国民健康保険課など)。(2)介護認定と介護サービス(介護保険課など)。(3)高齢者の社会参加と生きがい支援の施策です。

ここで私ごとですが、実は私の母は94歳になりまして、週に4日、デイサービスに通所しております。とても楽しそうに通所しておりますが、彼女と話をして気が付いたことがあります。それは通所の理由、訳ですけれども、確かに行くことが楽しいんですが、それ以外に彼女にはお昼のおしぼり配りの仕事を与えられておりました。年を取っておりますので、この単純におしぼりを皆さんに配ることが、本人にとっては、皆さんの役に立っていると。私が休むと

皆さんにご迷惑が掛かってしまうと。だから、私は休まずにデイサービスに通うんだと。これも大きな理由で、この単純なおしぼりを配るという作業が、彼女にとっては非常にやりがいのある作業になっておりました。

健康年齢を伸ばすことから、高齢者の社会参加と生きがい支援の施策は、非常に重要であると実感しております。また、保険料については、国の法律で定められていることもあり、なかなか市独自で施策を持つことがやりにくいとは重々承知しておりますが、高齢者への行政サービスに関する施策は、とても重要なことだと今も思っております、以下、質問をさせていただきます。

(1) 保健事業と介護予防について令和5年度の当初予算額と重点施策について伺います。

(2) 介護認定と介護サービス事業の給付費について、令和5年度の当初予算と重点施策について伺います。

(3) 高齢者の社会参加と生きがい支援の施策について、新たな取り組みも含め伺います。

(4) 介護保険料の市民負担軽減について伺います。

次に、笛吹みんなの広場についてです。

2021年11月12日オープンして1年以上、経ちました。「笛吹マルシェ」「スイーツラソン」など、市民への認知度を高め利用していただけるよう、また観光の拠点となるよう様々な施策を実施してきたと思います。これからも継続した利用推進活動と様々なイベントを計画し、多くの市民の皆さんが利用いただけると共に、観光事業の発展に寄与することを期待しています。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

(1) 実施した施策の成果について、課題についても伺います。

(2) 課題達成のための新たな施策について伺います。

(3) お子さんを持つ父兄より遊具の設置の要望があるが、対応について伺います。

(4) 芝生用散水設備改修について、伺います。

(5) (3) と (4) について、令和5年度の当初予算には盛り込まれていないが今後の対応等について伺います。

次に、多目的芝生グラウンド計画についてです。

多目的芝生グラウンド計画について、3回の市民説明会および議会への詳細な説明等で、建設については、ほぼ合意形成しつつあると認識しております。また、議会各会派より、グラウンドの内容、規模、費用、場所等について、行政側へ要望書を提出いたしました。本件の重要性を鑑み、議会でも多目的芝生グラウンド研究会を設置し熱心に議論をしています。

令和5年度当初予算の多目的芝生グラウンド関連予算は約4,244万円で、基本設計事業等に用いるとなっています。また、2月中の基本計画策定に向け、作業を進めているとの説明がありました。

多くの市民や議会の意見、要望を取り入れながら、みんなで知恵を出し合う計画になるよう望みます。

以上のことを踏まえ、質問します。

(1) 基本計画の策定作業の進捗状況について伺います。

(2) 議会各会派から提出した、多目的芝生グラウンドへの要望の取り扱いについて、伺います。

(3) 基本計画策定前に、議会の多目的芝生グラウンド研究会に基本計画案を開示するの伺います。

(4) 多目的芝生グラウンド基本計画が出来上がった時点で、市民や建設地となった行政区および住民への十分な説明が必要であり、建設地住民の声を受け止めることも大事と考えるが、見解を伺います。

最後に、巨大地震に備える防災対策です。

2月にトルコ南部を震源とする大地震が発生しました。被災地では行方不明者の捜索が続き、トルコと隣国シリアの当局によると、確認された死者数は2月15日現在、両国で4万人を超えました。また、2月末の時点では5万人の死者数であるという報道もなされました。

この被災地域はもともと戦争難民が多く住んでおり、普段から国際的な支援を必要とする地域です。私たちの日本でも幾度となく巨大地震に見舞われ、尊い命が失われました。東日本大震災は記憶に新しいところです。

令和4年度の議会一般質問で、水害を想定した防災施策について質問をいたしました。

笛吹市は、過去多くの水害を経験しており「笛吹市風水害誌」もご紹介をいたしました。市民は水害については、経験値を持っております。しかし地震災害については、ほとんど経験がなく、対策が適格かどうかも含め、しっかりと検証する必要があると思えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

(1) 令和5年度の防災危機管理課の予算4億6千万円について重点施策を伺います。

(2) 地震災害は予測困難な災害であることを踏まえ、重点的に行うべき事前対策について伺います。

(3) 地震発生後の対策について伺います。

(4) 予測を超えた災害発生時のリスクマネジメントについて伺います。

(5) 迅速な災害対策本部をどのように設置するのか伺います。

(6) 素早く正確な情報収集と的確な災害支援要請について伺います。

(7) 巨大地震発生を想定した行政区の防災訓練について伺います。

(8) 避難経路の安全確認調査を再度すべきと考えるが、所見を伺います。

(9) 被災地救助に参加した消防本部職員の経験を生かす、定期的な行政区啓蒙活動を提案しますが、所見を伺います。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

清心会、河野正博議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、市政全般についてのご質問のうち、まず社会情勢や経済情勢を踏まえた笛吹市の予測、予測に立った市政運営の考えについてです。

国が、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を示し、社会経済活動の本格的な再開が期待されています。一方で、電気料金のほか、多くの食料品などでも更なる値上げが予定されており、今後も物価の高騰による、国民生活や社会経済への影響が続くと見られています。

本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響により、落ち込んだ地域経済や厳しい家計の状況にある市民生活を課題として捉えています。そのような中であっても、本市ではアフターコロナを見据え、新道峠展望台の整備や笛吹みんなの広場およびさくら温泉通りの賑わいの創出、多目的芝生グラウンドの整備検討など、反転攻勢に向けた事業に積極果敢に取り組んできました。社会経済活動の本格的な再開を契機に、これらの取り組みが実を結び、いち早く地域経済の回復に寄与できるものと強く信じています。

次に、多様な市民の声を市政に活かす施策についてです。

市の各種計画策定時には、アンケート調査やパブリックコメント等を実施して、市民の皆さまのニーズやご意見の把握に努めています。

また、重要な施策を進める際には、市民の皆さまとの意見交換会を実施をし、相互理解を図っています。

さらに、市政に対する意見、提案、ご要望等を受け付ける「市長への手紙」制度や、市民に開かれた行政の実現を目的とした「まちづくり座談会」制度があります。

そのほか、各行政区からの地区要望や各団体からの要望・陳情等を受け付けています。

引き続き、市民の皆さまの意見・要望を積極的に聞き、市政に反映させていきます。

次に、職員のコンプライアンス向上の意識改革施策についてです。

昨年8月に外部講師を招き、全職員を対象にコンプライアンス研修を開催し、1月には、市の危機管理アドバイザーを講師として、管理職に対してコンプライアンス研修を開催しました。

また、毎日の朝礼時に、職員間で「市役所職員の倫理マニュアル」の読み合わせを行っているほか、庁内放送や職員向けの掲示板を通じて、公私を問わず、公務員として責任のある行動を呼びかけています。

今後も、市役所全体で職員のコンプライアンス向上に取り組んでいきます。

次に、行財政改革における今年度の施策についてです。

令和2年度から令和3年度にかけて行った業務分析の結果に基づき、現状の業務内容や業務手順を見直し、業務改善に取り組むとともに、デジタル技術を取り入れ、これまで職員が行っていた定型的な入力作業を自動化できるRPAや、人工知能を活用して、よくある問い合わせに自動で返答するチャットボットを導入して、業務の効率化を図り、新たな行政ニーズに対応します。

また、来庁者が内容の確認とサインのみで手続きを完了できる「書かない窓口」を導入し、手続きの簡素化、市民の利便性向上に取り組めます。

次に、今年のスローガンを踏まえ職員に期待することについてです。

市政に対する私の想いを職員と共有し、共に市政を推進するため、職員に期待することを毎年の行動テーマとして掲げています。

今年の行動テーマは、「目的を問い、責務を果たす」としました。

本市で取り組む全ての事業には、市民の幸せと地域の発展という大きな目的があります。職員一人ひとりが日々の業務において、その目的を十分に理解し、目的の達成に向け、責任と自覚を持って行動することを期待しています。

続きまして、令和5年度当初予算についてのご質問のうち、まず増額要因についてです。

令和5年度予算編成においては、真に取り組むべき事務事業には積極的に予算を計上するとともに、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、過去の実績や効果を検証し、事務事

業の見直しを徹底したことで、経費の削減にも努めてまいりました。

主な増額の要因としては、総合計画の将来像の実現に向けて、さらにスピード感を持ち取り組むこととし、重点事業は前年度よりも4事業増の42事業とした上で、新たに22の新規事業に取り組み、防災行政無線高度化事業に2億9,333万円、御坂学童保育施設整備事業に1億9,525万円、御坂生涯学習センター整備事業に2億3,530万円などを計上したことが要因となっています。

さらに、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、当該事業費およびまちづくり基金積立金が増額したことも挙げられます。

次に、経済のV字回復に向けた重点施策についてです。

本市では、コロナ禍にあってもアフターコロナを見据え、いち早く地域経済の回復に寄与できるよう、反転攻勢に向けた事業に積極的に取り組んでいます。

令和5年度においては、新道峠展望台環境整備事業に1億4,206万円を計上しました。これは、すずらん群生地駐車場に、地域の魅力の発信や特産品のPRなどを目的とした売店や休憩所を設置し、集客交流拠点として整備するものです。

また、多目的芝生グラウンド整備事業に4,244万円を計上しました。これは、市民の利用を主としながらも、大会の開催やスポーツ合宿の誘致など、地域経済への波及効果を目指すスポーツツーリズムにも活用していけるよう、引き続き、多目的芝生グラウンドの整備について推進をしていくものです。

次に、SDGs関連の重点施策と予算についてです。

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた取り組みは、SDGsの理念と重なり、目指すべき方向性は同様であるという考えの下、各事業を展開しています。

令和5年度の重点事業についても、学校給食アレルギー対応事業1,293万円はSDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」、空き店舗活用促進事業720万円は目標8「働きがいも経済成長も」、果実盗難防止システム構築事業233万円は目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」のように、それぞれがSDGsの掲げる目標の達成に資するものと位置付けています。

次に、コロナ関連の歳出予算額と主な施策についてです。

令和5年度の新型コロナウイルス感染症対策関連経費については、予備費を含め2億5,506万円を計上しました。

主な事業としては、学力向上支援スタッフ追加配置事業に7,574万円を計上しました。これは、小中学校における子どもたちの学習の機会を保障し、きめ細かな指導を行うため、学力向上支援スタッフを追加配置するものです。また、スクール・サポート・スタッフ配置事業に1,860万円を計上しました。これは、校舎内の消毒や換気などの業務を行うスクール・サポート・スタッフを配置をし、教職員の負担軽減を図るものです。さらに、御坂、八代スクールバスの増便に係る費用として、1,524万円を計上しました。これは、児童生徒が3密を避け、安心して通学ができるよう、スクールバスの運行本数を増やすものです。

次に、ふるさと納税の令和4年度の納税額予測と令和5年度の取り組みについてです。

令和5年2月末現在の寄附額は、30億7,346万円で、令和4年度末は、31億円と見込んでいます。

令和5年度の取り組みとしては、本市への寄附に対する返礼品の約7割が桃、ぶどうなどの

果物であり、特に全国的に人気の高いシャインマスカットの取り扱い数をさらに増やすために、地域の事業者や生産者に積極的に働きかけ、返礼品数の拡大を図るほか、魅力的な返礼品の企画や新規開拓などを行い、返礼品の充実を図ります。

また、更なる寄附額の獲得に向けて、ふるさと納税運營業務委託の範囲を拡大して、ポータルサイトの効果的な運用、魅力的なパンフレットやPR動画の制作、SNSを活用した情報発信など、積極的にプロモーションを展開していきます。

続きまして、長期継続大型公共事業についてのご質問のうち、まず市道1-13号線（砂原橋）改良事業、大坪浸水対策事業の今後の見通しについてです。

市道1-13号線改良事業については、着工後の路線沿線の環境の変化や、新山梨環状道路の路線決定による計画の見直しなどにより遅れが生じ、地権者をはじめ関係者の方々にご心配をおかけしましたが、皆さまのご協力を受け、このたび竣工の運びとなりました。

大坪浸水対策事業については、着工後に、当初想定していた機能が発揮されない疑いが生じたことから、事業を一時休止し、事業計画の照査を行ったため、遅れが生じたものです。現在、照査に基づく改善計画を取りまとめ対策を行っています。

今後は、甲府市が行っている、大坪尻川下流の浚渫作業の結果を踏まえながら、地域住民の安全確保のために、一日も早い完成を目指します。

市の総合的な発展には、このような大型事業の計画的な実施が不可欠であるため、これらの事例を検証することにより、細やかな年次計画を策定しながら、事業を進めていきます。

続きまして、行政区要望についてのご質問のうち、まず行政区要望についての所見についてです。

行政区からの要望は、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路や水路の修繕など、行政区だけでは解決が難しい課題であると認識しています。

次に、再要望案件の捉え方についてです。

再要望案件は、市においてその緊急性や公益性に応じて優先順位付けを行った結果、事業実施に至らなかった案件です。これまで市から行政区に対して回答した内容では、優先順位が低いにもかかわらず、そのことが伝わらず、再提出につながっていると考えます。

次に、要望の可否判断の基準と明確な回答についてです。

今年度から、農林土木課および土木課への要望については、その緊急性や公益性などを点数化する評価基準を用いて、実施の可否を判断しています。

また、回答については、行政区において要望書の再提出の適否を検討いただけるよう、分かりやすい表現で回答していきます。

次に、要望に応えられる予算の増額についてです。

市民の暮らしに密接にかかわる行政区要望については、引き続き適切に対応できるよう、国・県の補助事業なども積極的に活用しながら、適切な予算措置を講じていきます。

続きまして、高齢者に対する行政サービスについてのご質問のうち、まず保健事業と介護予防の令和5年度当初予算額と重点施策についてです。

後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、健康診査の結果や医療レセプトなどのデータを分析した上で、後期高齢者の健康課題に基づいた個別、または集団支援を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の令和5年度当初予算額は、143万7千円です。

令和5年度は、特に、健康診査を受けていない高齢者や医療機関未受診者などの健康状態が

不明の高齢者の実態把握を行い、健康診査の受診や必要なサービスにつなげることを重点的に実施をします。

次に、介護認定と介護サービス事業の令和5年度の当初予算と重点施策についてです。

令和5年度当初予算額は、介護認定事業費が5,368万6千円、介護サービスの給付費が66億1,507万2千円です。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の計画期間が令和5年度で満了となることから、令和6年度から令和8年度までの3カ年間で計画期間とする次期計画の策定を行います。高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者福祉施策や介護保険事業の円滑な実施に向けて、十分検討をします。

次に、高齢者の社会参加と生きがい支援の施策についてです。

元気な高齢者が要支援高齢者を支える地域づくりを進める生活支援体制整備事業や、高齢者が要介護状態にならないよう、地域において百歳体操や通いの場等を実施する団体の育成・支援を行い、高齢者自身が自発的に・継続的に介護予防に取り組めるよう支援をする地域介護予防活動支援事業などを実施しています。

令和5年度からは、新規事業として、健康で生きがいのある生活が送れるよう、健康づくりや趣味活動等を行う団体の活動を支援するアクティブシニア応援事業を実施します。

次に、介護保険料の市民負担軽減についてです。

介護保険は社会全体で介護を支える仕組みであり、介護サービスを利用した場合の費用負担は、利用者が1割から3割、それ以外を介護保険料と公費で賄っています。

高齢化の進行に伴い、要介護および要支援認定者が増え、介護サービスの給付費も増加傾向にある中、給付費の抑制を図り市民負担を軽減するには、介護を必要としない健康な高齢者を増やすとともに、介護が必要になっても介護度を重度化させないことが重要です。

本市では、若い世代から生活習慣病の発症を予防する特定検診や特定保健指導などの健康づくり事業、高齢者自身が介護予防を学び、自宅で自主的に介護予防に取り組む介護予防普及啓発事業、自発的・継続的な介護予防の取り組みを支援する地域介護予防活動支援事業などの介護予防事業に積極的に取り組み、いつまでも自立をし、自分らしい生活が送れるよう支援していきます。

続きまして、笛吹みんなの広場についてのご質問のうち、まず実施した施策の成果と課題についてです。

令和3年11月20日のオープニングイベント以降、これまで、28回の様々なイベントが実施をされました。

昨年5月にテレビ山梨が実施をした、ビールイベント「オクトーバーフェスト」では、3日間で1万2千人が、11月に笛吹市商工会と山梨放送が実施をした、新酒ワインイベント「フェキヌーボーフェスティバル」では、2日間で6,500人が来場しました。

2月にJTBが実施をした、山梨県内では初めてとなる走りながらスイーツを楽しむイベント「シャトレーゼスイーツマラソンINふえふき」では、1,066人のランナーと、笛吹みんなの広場で行われた舞台イベントに2千人以上が訪れました。

また、毎月第3日曜日に、市民団体「ふえふきマルシェ実行委員会」が開催している「ふえふきマルシェ」には、平均60店舗が出店をし、毎回約1千人のお客様が訪れています。

イベント開催時には、宿泊に関する問い合わせ等も多数あり、参加者数以上の成果があった

と考えます。

笛吹みんなの広場は、石和温泉駅からも近く、イベントを行うには絶好の場所ですが、まだまだ知名度が高くないのが現状です。

次に、課題の達成と新たな施策についてです。

課題の解決のためには、笛吹みんなの広場を広く周知していくとともに、民間事業者による活用の促進を図る必要があります。

現在、市のホームページ内に、広場利用の特設サイトを設けることとして、4月から閲覧できるよう準備を進めています。施設の紹介やイベント予定のほか、イベント主催者向けに広場の利用手順等を掲載し、きめ細かな情報発信により、利用を促進していきます。

また、先日実施されたスイーツマラソンでは、宿泊した方、家族で参加した方も多くいたことから、笛吹みんなの広場で行われるイベントを目的とし、観光客の方が宿泊を伴い、街歩きを楽しんでいただけるような宿泊滞在型イベントの誘致も行っていきます。

今後は、宿泊した方々にもイベントの情報が伝わるよう、ホテル、旅館の部屋にチラシを設置したり、観光客の目につきやすい場所にポスターを掲出したりするなど、情報の周知に努めていきます。

次に、遊具設置の要望、芝生用の散水設備の改修、今後の対応についてです。

遊具については、広場をご利用いただく中で、市民の皆さまから設置要望の声が届いているところです。今後、遊具の種類・規模などについて検討し、計画的に整備を進めていきます。

また、子どもが自由に遊べ、様々なイベントが開催できる芝生広場の適切な管理は、非常に重要なものと考えます。今年度も芝生を緑に保つため、公園を管理する職員は、非常に苦労しており、芝生用の散水設備等、管理を行う上で必要な施設について、整備を検討していきます。

続きまして、多目的芝生グラウンド計画についてのご質問のうち、まず基本計画策定作業の進捗状況、議会各党派から提出した要望の取り扱い、計画策定前の議会の多目的芝生グラウンド研究会への説明についてです。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会から答申のあった基本計画案を基に、基本計画の策定を進めており、議会からの意見も参考にした上で、現在、最終段階の調整を行っています。

3月3日の議会全員協議会において、基本計画を議員の皆さまにお示ししたいと考えています。

次に基本計画を策定した時点で、市民や建設地の住民などへ説明し、住民の声を聞く機会についてです。

市民の皆さまのご理解をいただいた上で、事業を進めるべきと考えており、そのためには丁寧な説明は欠かせないことから、市民の皆さまや建設地周辺の住民の方などを対象とした説明会の開催を考えています。

続きまして、巨大地震に備える防災対策についてのご質問のうち、まず令和5年度の防災危機管理課の重点施策についてです。

地震災害に関連する重点施策として、4つの事業に取り組みます。

防災関連計画の策定事業では、地域防災計画の改定、受援計画の策定、業務継続計画および職員初動マニュアルの見直しを行います。

地区防災計画策定支援事業では、土砂災害警戒区域内のモデル行政区を対象として、地区防

災計画の策定作業を支援します。

防災備蓄倉庫整備事業では、12カ所の指定避難所に22棟の防災備蓄倉庫を整備し、また、令和4年度に13カ所の指定避難所に整備をした25棟の防災備蓄倉庫に備品と備蓄品を整備します。

防災行政無線高度化事業では、屋外放送および個別受信機の操作卓の更新を行うとともに、市が行う避難情報の発令の判断を支援するシステム、防災情報を多媒体へ一斉配信するシステム、屋内でも音声を聞くことができる防災アプリを導入し、情報発信のマルチ化、情報発信のタイムラグの解消を図ります。

また、電話回線が途絶した場合の、庁舎間および指定避難所間の通信手段を確保するため、保守部品が確保できなくなった防災行政無線移動系の無線機器を更新するとともに、これまで電波が通じにくかった地域での通信の改善を図ります。

加えて、避難行動要支援者を支援するため、個別避難計画の策定と併せて、民間の福祉施設の協力の下、福祉避難所として当該施設に要支援者を受け入れができるよう取り組みます。

次に、地震災害における重点的に行うべき事前対策についてです。

不意の地震に備えた事前の対策として、防災訓練を通して、発災時に自分の命を守る安全確保行動、避難行動や安否確認等の方法を確認していただくほか、自然災害に備え自分自身や家族のとるべき行動を時系列に整理するためのマイタイムラインの作成、自宅の家具等の転倒防止策、備蓄品および非常持出品の備蓄などの基本的な取り組みを周知します。

次に、地震発生後の対策についてです。

迅速な避難所の開設のため、指定避難所への防災備蓄倉庫の整備と防災備蓄品の配備および避難所運営のための初動マニュアルを整備し、地震発災後に職員が迷うことなく動ける体制の構築を目指します。

次に、予測を超えた災害発生時のリスクマネジメントについてです。

現在実施している地域防災計画の見直しに伴い、大規模地震発生時の被害想定について、南海トラフ地震および、これを上回る被害が想定されている直下型地震の2段階でリスクを想定し、被害想定に合わせた業務継続計画を策定します。

次に、迅速な災害対策本部の設置についてです。

迅速に災害対策本部を設置するため、職員の非常参集と配備体制の基準を、震度によって設定をし、職員参集メールの一斉配信により登庁を指示します。

震度6弱以上の地震発生で、全職員が参集先に集まる災害対策本部体制をとり、本館301会議室に災害対策本部を設置することとなっています。

次に、正確な情報収集と的確な災害支援要請についてです。

令和4年度から、新たな情報収集の手段として、職員がスマートフォンから被害情報を入力することにより、統合型GISの電子地図上に被害箇所を図示し、文字や現場写真といった情報を共有できるシステムの運用を始めました。

また、市民の皆さまから寄せられる被害情報等も、一人一台パソコンにより、共通の電子地図上に入力をし、職員全員が庁内および庁外からでも共有できるシステムを整備しました。

これらのシステムを用いて多くの情報を一元管理をし、迅速に市内の被害状況を把握することで、的確な災害支援要請につなげます。

次に、巨大地震発生を想定した行政区の防災訓練についてです。

現在、大規模地震はもとより、各行政区において想定される水害、土砂災害などの自然災害に対応した地区防災計画の作成を促進しています。

この計画に基づき、行政区、組、各世帯の役割を確認しながら訓練を実施し、訓練の結果を踏まえ、計画をさらに見直すPDCAサイクルを繰り返すことで、訓練成果の定着を図ります。

次に、避難経路の安全確認調査についてです。

行政区ごとに地区防災計画を作成する際に、行政区内の「まち歩き」を行い、危険個所や消防水利、一時避難場所等を防災マップにまとめ、安全な避難経路の確認を促進します。

次に、被災地救助に参加した消防本部職員の経験を生かす定期的行政区啓蒙活動についてです。

本市消防本部には、緊急消防援助隊の一員として、過去の大規模地震災害等による被災地の救助活動に従事した職員がいます。

これらの職員による、これまでの震災を教訓とした、発災時に身を守る対応や出火防止対策、被災地での体験などを出前学習会のメニューにも追加をして、市民の皆さまに直接お伝えできるようにし、防災意識の向上につなげます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。私たちの住んでいる、この社会は様々な人が共生して暮らしております。他人への思いやりと理解と共感を持ち、笑顔で過ごせるようなハートフルタウンを目指して、共に頑張っていきたいと思っております。

以上、代表質問といたします。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時38分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に誠和会、中村正彦君の質疑および質問を許可します。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

誠和会の中村です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して質問を行います。

かぶる質問もあるとは思いますが、よろしく願いいたします。

昨年の2月24日にロシアの特別軍事作戦でウクライナ侵攻が始まり1年を経過しますが、世界中を巻き込み、現在でも一進一退の戦闘状況であります。

両国の死傷者の数は20万人以上とも言われており、ウクライナでは近隣のEUをはじめとして800万人が国外へ避難をし、600万人以上が国内で避難民となっている現状であります。

この戦争により世界経済は食料やエネルギー価格の上昇、原材料の輸出入規制、金融による経済制裁などにより全世界で大幅な物価高の影響を受け、全世界のためにもこれ以上の犠牲者を出すことなく、一日でも早く終戦となることを悲願するものであります。

また、3年を経過します新型コロナウイルスですが、政府からは3月13日以降のマスク着用については、個人の判断に委ねることになり、5月8日に2類相当の感染症法上の位置付けを5類に引き下げることとの見解が示されました。

第8波が減少傾向となってきましたが、3年間で県民の4人に1人が新型コロナに感染したことになります。早く安心した生活に戻りたいものであります。

それでは、通告しました質問に入ります。

はじめに、令和5年度当初予算編成方針についてであります。

山下市長2期目の折り返しの当初予算ということで、公約した「ハートフルタウン笛吹」の実現のため、積極的な重要な予算編成ではないかと思われま。

その予算案として、今議会に提案された令和5年度の当初予算案は、歳入歳出ともに396億3千万円と前年に比べ1.9%アップで、7億4千万円の増額で、過去最大の予算案となっております。

そこで令和5年度の予算案、ならびに予算編成方針についてお聞きいたします。

1点目、第2次笛吹市総合計画の実現に向け、計画も後半の年に入っております。新年度において、22件の新規事業も計画されておりますが、総合計画の3つの基本目標で、それぞれ特に注力していく施策は何か伺います。

2点目、新型コロナが5類となった場合の市民への影響、学校現場の対応など、新型コロナ関係予算の確保は、どのような考えか伺います。

3点目、地方交付税の増額が見込まれておりますが、国ではマイナンバーカードの普及率が高い自治体に、地方交付税を上乗せすることですが、笛吹市では2007年より甲州市といち早く住民基本台帳カードへの取り組みをはじめ、カード交付率も非常に高かったが、マイナンバーカードの上乗せ分と交付税の増額とは、どのようになっているのか、伺います。

4点目、寒波対策で県では生活困窮者に灯油券を配布しましたが、電気料金や燃料費などの高騰により、生活困窮者はますます苦慮しております。家庭での暖房器具は電気、石油、ガスなどありますが、石油に特化することなく、市でも支援する必要があるのではないかと考えますが、その対応について伺います。

次に、子育て、少子化対策についてであります。

人口減少や少子高齢化対策は、どこの自治体でも大きな問題であります。国においては、子ども政策の新たな推進体制のため、2023年4月より「子ども家庭庁」を設置して、子どもを取り巻く行政事務を集約することになります。市町村でも対応が必要となります。

笛吹市では、子ども・子育て支援事業計画や学校教育ビジョンを策定し、取り組んでおりますが、新型コロナまん延期間が3カ年と長く、その計画目標達成とはかい離がみられます。

そこで子どもに関する問題で、市のお考えを何点か、お聞きいたします。

1点目、市では子ども家庭庁に対応した地域全体で子どもを育てる仕組みづくりと方策をど

のように取り組むのか、伺います。

2点目、少子化対策において、出生率が低い中、子どもを産むことが重要だと思われませんが、その費用が高額になっているため、出産費用支援の増額や出産前の健診などの支援増が必要だと思いますが、市の考えを伺います。

3点目、子育てにおいて、多くの子どもが通う塾の費用をはじめ、教育にかかる家計への負担は大きく、給食費や修学旅行費の公費負担の軽減をするような市のお考えはあるのか、伺います。

4点目、保育園の送迎バスで園児置き去り事故が問題になりましたが、確認ミスはもちろんですが、保育園、幼稚園の多忙化が問題になっております。市内の幼稚園など送迎体制の問題はないのか、どのような指導を行っているのか伺います。

5点目、保育士の虐待事件がありました。保育士一人当たりの幼児の人数や人的支援が必要な子ども、保護者などに対する保育士の負担が問題となっています。保育所や幼稚園関係への市の点検、指導と保護者の相談窓口の開設の考え方を伺います。

6点目、市は2022年4月に不登校の児童生徒を支援する適応指導教室、市教育支援センター「ステラ」を開設しましたが、その現状と今後の課題について伺います。

次に、観光振興策についてであります。

2020年1月に日本で初めての新型コロナ感染者が確認されて以来、3年間はまん延防止のため観光関連業者が疲弊の連続となってしまいました。その間、国、県、市から持続化給付金、雇用調整助成基金、GoToトラベル事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業などの助成金や補助金を受けながら、何とか継続に努力を重ねてきましたが、観光客の減少に加え、物価高、光熱費の異常な高騰により厳しさもさらに増しています。

そこで観光関係について、以下お聞きいたします。

1点目、新型コロナ対策として市が実施した商工業、観光業への景気対策事業の実績と今後の支援策のお考えをお聞きいたします。

2点目、笛吹市を訪れている国内外の観光客数の過去5年間の実績は、どのように推移しているでしょうか。

3点目、世界農業遺産を活用した観光への取り組み状況はどのようになっているのか、伺います。

次に、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は自治体に寄附を行うと、翌年度の税金が控除され、返礼品がもらえる制度ということで、寄附者も寄附額も年々右肩上がりの状況です。

笛吹市も令和3年18万7千件の寄附者で、24億7千万円の寄附額と全国で60位のランクインでした。全国の各自治体でも返礼品などをはじめ、自治体間の競争も一層激しくなり、寄附額の増加を目指して、ふるさと納税の運営の一部を事業者に委託したり、新たな寄附者の獲得やリピーターの獲得に力を入れている自治体が全国的に増えております。

笛吹市においては、今年度の寄附額が過去最高額を更新したと伺っております。そこで、次のことをお聞きいたします。

1点目、令和4年度のふるさと納税の寄附額、また目的別の状況などについて伺います。

2点目、返礼品に関する市のお考えと今後の方針について伺います。

3点目、ふるさと納税事業の運営やプロモーションに関する今後の方針について伺います。

次に、学校給食における食物アレルギーについてです。

学校給食での児童生徒への命に関わる食物アレルギーの対応については、昨年の第2回定例会において一般質問をさせていただきました。その折、市からはこの問題について、積極的に取り組んでいただけるとの回答をいただいております。児童生徒だけではなく、その保護者からも大変期待をされているところであります。

令和5年度の当初予算案が示される中、対応や今後の取り組み方針について、お聞きいたします。

1点目、既存の学校給食調理場でアレルギー除去食を提供するためには、どのような設備や体制が必要となるのか、伺います。

2点目、現在、アレルギー除去食の調理スペースのない学校給食調理場の改修予定は、どのようになっているのか伺います。

3点目、今後の笛吹市で学ぶ全ての子どもが安心して、おいしい給食を食べられるようにするため、どのようなことが考えられるのか伺います。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、中村正彦議員の代表質問にお答えします。

はじめに、令和5年度当初予算編成方針についてのご質問のうち、まず総合計画の3つの基本目標ごとに、特に注力していく施策についてです。

基本目標1「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」においては、多目的芝生グラウンド整備事業に4,244万円を計上しました。これは、計画的に事業を進めるため、整備に必要な基本設計や現地測量、地質調査などを行うものです。

また、御坂学童保育施設整備事業に1億9,525万円を計上しました。これは、御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場の解体に合わせ、新たな学童保育施設を整備をし、御坂地区において分散実施している学童保育クラブを集約するものです。

次に、基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」においては、新道峠展望台環境整備事業に1億4,206万円を計上しました。これは、すずらん群生地駐車場に、地域の魅力の発信や特産品のPRなどを目的とした売店や休憩所を設置した集客交流拠点を整備し、更なる観光客誘致を図るものです。また、空き店舗活用促進事業に720万円を計上しました。これは、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費および物件の賃借料に対し、補助金を交付するものです。

次に、基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」においては、防災行政無線高度化事業に2億9,333万円を計上しました。これは、システムの一部を入れ替えるほか、災害情報をいち早く、かつ、正確に伝達するため、各種情報発信媒体への一斉配信システムや防災アプリを導入するものです。また、窓口事務DX事業に5,381万円を計上しました。これは、来庁しなくとも入手できる手続きを増やすため、コンビニ交付が可能な証明書に戸籍証明書を追加するとともに、来庁者が内容確認とサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入し、市民の負担軽減を図るものです。

次に、新型コロナが5類となることによる、市民や学校現場への影響や予算確保の考えについてです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、国において、医療体制については、現行の発熱外来および重点医療機関での限定的な患者の受入措置から、広く一般的な医療機関で受診や入院ができるように検討されています。

また、現在、全額公費負担となっている入院や外来の医療費について、5類に変更になると、自己負担が生じることとなり、急激な負担増を避けるために、自己負担分に係る一定の公費負担について期限を区切って継続することとしています。

ワクチン接種については、4月以降の接種対象者および接種時期、公費負担などについて検討が行われています。

国は、現在検討中の事項について、3月上旬を目途に具体的な方針を示すとしています。

学校現場への影響は、話し合い等のコミュニケーション活動が通常どおり実施できる反面、マスクの着用を求めないことを基本とすることから、感染リスクが高まることが心配されます。

本市では、令和5年度当初予算に新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、2億5,506万円を計上しましたが、5類移行への具体的な方針が示された際には、適時適切に予算編成を行います。

次に、マイナンバーカードの交付率と交付税についてです。

本市のマイナンバーカードの交付率は、令和5年1月末日時点で、全国平均60.1%に対して、61.2%となっています。

国は、マイナンバーカードの交付率に応じて、普通交付税500億円を市町村に配分するしていますが、詳細な算定方法を示していないため、本市では、令和5年度当初予算には見込んでいません。

次に、電気、石油、ガスなどの高騰に対する支援についてです。

令和5年度においても、電気、石油、ガスをはじめ、食品など様々な価格が高騰した状態が続くと見込まれることから、令和4年度に実施した、市内小中学校や保育所等の給食食料費の高騰分に対する支援を1年間継続することとして、関連予算3,023万円を計上しました。

今後における高騰の状況を踏まえ、必要に応じて支援を検討します。

続きまして、子育て、少子化対策についてのご質問のうち、まず子ども家庭庁に対応する地域全体で取り組む仕組みづくり、方策についてです。

児童福祉法の一部改正により、市区町村は令和5年度末までに、母子保健の相談機関である子育て包括支援センターと児童福祉の相談機関である子ども家庭総合支援拠点を再編し、民生・児童委員等と連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う、子ども家庭センターの設置に努めることとされています。

本市においては、令和4年度に子供すこやか部を創設し、すでに2つの相談機関を一元化したマネジメント体制を構築しています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をさらに充実させるため、令和6年4月の子ども家庭センターの運用開始に向けて準備を進めます。

次に、出産費用の増額や健診などの支援を増やす考えについてです。

出産費用に係る支援については、国の交付金を活用した出産・子育て応援交付金事業を本年1月から実施しており、妊娠届出時から、妊婦や0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、既存の相談支援をさらに充実させた伴走型相談支援と、妊娠期および出産期に各5万

円を支給する経済的支援を、一体的に行っています。

また、令和5年度から、産前産後ケアセンターでの産後ケア事業の利用者負担の減免や、多胎児を妊娠した妊婦を対象とした追加健康診査に係る費用を助成をし、全ての妊産婦や子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、取り組みを進めます。

次に、給食費や修学旅行費の公費負担についてです。

給食食材料費の高騰分に対する支援を、令和5年度においても継続することとしています。期限を設けない給食費の無償化については、財源の確保等を含め、総合的に検討していきます。

また、保育所では、低所得者支援の一環として、年収が360万円未満相当の世帯の3歳から5歳児までの副食費を無料とし、学校給食費については、経済的に支援を要する家庭には、給食費の全額または2分の1を補助しています。

修学旅行費については、全ての児童生徒を対象に、最大1人当たり小学生8,200円、中学生1万400円を公費負担し、経済的に支援を要する家庭には就学援助費として、小学生2万2,690円、中学生は6万910円の補助を行っています。

次に、幼稚園や学童などの送迎体制の問題と指導についてです。

送迎バスで起こった大変痛ましい事故を受け、本市では、市内保育施設でバスを所有する1園に対し、独自にバスの安全管理に関する緊急点検調査を行い、安全管理の徹底を指導しました。市内幼稚園については、管轄している県の子育て政策課が同様の調査、指導をしています。

また、児童の送迎を行っている御坂および一宮の学童保育クラブでは、送迎を業務委託しているシルバー人材センターに対して、安全管理の徹底について改めて指導しました。

さらに、本年4月1日には、園児、児童の所在確認および保育所等における送迎車への安全装置の設置を義務付けた関係法令が施行されることを受け、本市の関係例規を改正し、国同様の規定を義務付け、関係者への周知および指導を徹底します。

なお、今定例会補正予算には、国の補助事業を活用して私立保育所等の送迎バスへの安全装置設置費用を補助するための予算を計上しました。

次に、保育士の虐待事件を受けて、市内保育所等の点検、指導、相談窓口の設置についてです。

虐待事件後は速やかに、市内保育所等へ「不適切な保育の未然防止および発生時の対応についての手引き」、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」により、適切な保育が行われるよう指導をしました。市内幼稚園については、県が指導、監督を行っています。

各保育所および幼稚園には、保護者からの相談や要望等に対応する体制として、苦情解決および保育所への相談、要望、意見を出せる窓口を設置しています。

次に、ステラの現状と今後の課題についてです。

現在通室している児童生徒は、定員30人に対し25人で、個に応じた学習や交流活動等を通じて、学校復帰や社会的自立に向けた生活習慣づくり等の支援を行っています。

課題については、継続して通室することが難しい児童生徒に対して、学校や保護者、関係機関と連携した効果的な支援を行っていく必要があると考えています。

続きまして、観光振興策についてのご質問のうち、まず新型コロナ対策として市が実施した商工業および観光業への景気対策事業の実績と今後の支援策についてです。

これまでの景気対策事業の実績は、小規模事業者支援金給付事業が2,045件、2億450万円、旅客関連事業者支援金交付事業が26件、3,040万円、観光関連事業者支援金交付事

業が143件、2,550万円、創業持続化支援給付金給付事業が18件、450万円、笛吹市消費キャンペーン事業が33万2千件、5億440万円、ハートフルタウン笛吹商品券事業が6万8,702件、6億7,600万円です。

今後は、原油価格高騰の影響を受けているものの取引価格への価格転嫁が困難な貨物運送事業者に補助金を交付する貨物運送事業者燃料価格高騰支援金交付事業、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費および物件の貸借料に対し、補助金を交付する空き店舗活用促進事業などの支援策を実施します。

地域経済の活性化のため、国や県の動向を注視しながら、必要な支援策を検討していきます。

次に、笛吹市を訪れた国内外の観光客数の過去5年間の実績についてです。

本市を訪れた年間観光客数は、平成29年が311万4千人、平成30年が295万6千人、令和元年が298万3千人、令和2年が148万6千人、令和3年が181万8千人です。

そのうち、本市に宿泊した外国人の数は、平成29年が19万9千人、平成30年が25万4千人、令和元年が17万6千人、令和2年が1万6千人、令和3年が496人でした。

次に、世界農業遺産を活用した観光への取り組み状況についてです。

令和4年7月の世界農業遺産認定後、直ちに、国内外の方々へPRをするために、のぼり旗やポスターを作成し、市の玄関口である石和温泉駅観光案内所や市内の旅館、農産物直売所などに掲出をしました。

また、2月に勝沼ぶどうの丘で開催した世界農業遺産記念フォーラムでは、峡東地域が一丸となって、果樹農業システムを未来に継承し、農業の魅力を世界に向けて発信していくこととしました。

今後は、「世界農業遺産」をキーワードにした、農業と観光の連携により、この地域の価値を高め、更なる来訪者の増加につなげていけるよう、市場には出回らない希少価値の高い桃、ぶどうを食べることができるプランや、季節ごとに世界農業遺産の構成資産を体感できるプランなど、様々な観光コンテンツを旅行事業者と造成していきます。

また、峡東地域世界農業遺産推進協議会と市が行う役割をしっかりと分担をし、市独自の取り組みを積極的に進めます。

続きまして、ふるさと納税についてのご質問のうち、まず令和4年度における、ふるさと納税の寄附額と目的別の状況についてです。

令和4年度の寄附額は、令和5年2月末現在で、30億7,346万円です。

寄附金の目的別の状況については、実り多い産業と人々が集うまちづくりを推進するための事業に9億7,078万円、環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するための事業に2億5,583万円、地域の将来を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業に7億3,241万円、市民協働のまちづくりを推進するための事業に3,673万円、その他目的達成のために市長が必要と認める事業に10億7,771万円となっています。

次に、返礼品の考えと今後の方針についてです。

本市の返礼品の約7割が桃、ぶどうなどの果物であり、寄附額の増加に向けて、返礼品として全国的に人気の高いシャインマスカットを中心に、さらに取り扱い数を増やすための方策が必要と考えています。

今後は、地域の事業者や生産者に積極的に働きかけ、返礼品数の拡大を図るとともに、魅力的な返礼品の企画や新規開拓などを行い、返礼品の充実を図ります。

次に、ふるさと納税事業の運営やプロモーションに関する今後の方針についてです。

今後は、更なる寄附額の獲得に向けて、ふるさと納税運営業務委託の範囲を拡大をして、ポータルサイトの効果的な運用、魅力的なパンフレットやPR動画の制作、SNSを活用した情報発信など、より効果的なプロモーションを展開していきます。

続きまして、学校給食における食物アレルギーについてのご質問のうち、まず調理場でアレルギー除去食を提供するために必要な設備や体制についてです。

設備については、食物アレルギー除去食を調理するための専用調理室、専用の食器と配送用の収納用品が必要です。

体制については、食物アレルギー除去食に対応するための栄養士および調理員の確保、学校生活管理指導表に基づく保護者との情報共有、対象児童生徒に確実に除去食を提供する校内体制が必要です。

次に、アレルギー除去食の調理スペースがない調理場の改修予定についてです。

令和5年度に御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センター、令和6年度に春日居学校給食共同調理場と石和中学校の調理場の改修を行う予定です。

次に、笛吹市で学ぶ全ての子どもが、安心しておいしい給食を食べられるようにするための取り組みについてです。

アレルギー症状を引き起こす原因となるアレルゲンを除去した献立の工夫、食物アレルギーへの理解を深める学級指導、食物アレルギーの発症時における教職員の対応力の向上等に取り組んでいきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

答弁ありがとうございました。

再質問はありませんが、いくつか質問をさせていただきましたが、市が抱えている難題も数多くあります。山下市政2期目の後半に突入いたしますが、市長が掲げている「ハートフルタウン笛吹」に誰にでもやさしいまちづくりにまい進している姿勢、高く評価をいたします。

今後も慢心することなく、何人にも日の当たる温かい市政運営を望むところであります。

いよいよ3月に入り、日本一のこの桃源郷ももう少しで春本番、ピンクのじゅうたんを敷き詰め、活気づいてきます。

今年も豊作で、多くの観光客がこの笛吹市を訪れ、賑わうことを期待しながら、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を3時30分といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時29分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に公明党、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより代表質問をさせていただきます。

今回は笛吹市行政サービスの現状と課題を確認し、市民の安心・安全な生活の実現を求め、以下のとおり市長ならびに市当局のご見解をお伺いいたします。

はじめに、令和5年度予算編成について。

山下市政の2期目の折り返しとなる新年度予算のうち、他市に先駆けて推進する魅力あるまちづくりの重点政策について、以下伺います。

1. 主な公共施設・インフラ整備は。
2. 防災・減災および防犯対策は。
3. 子育て支援政策は。
4. 高齢者・障がい者支援対策は。
5. その他市民生活向上に向けた主な政策は。

そして6番、ハートフルタウン笛吹・山下市政2期目の評価と課題について、お伺いいたします。

続いて、笛吹市の将来展望（グランドデザイン）についてお伺いします。

明年は合併20年を迎えるに当たりまして、先進自治体を参考に国のデジタル田園都市構想に沿った魅力あるまちづくりについて、お伺いいたします。

1. 地方の課題となる「不便・不安・不利」を改善する、地方版のデジタル田園都市構想総合戦略の策定について伺います。

2. 同構想を活用した移住定住人口、企業誘致を増やすための地域ビジョンは。

3. 市内公共施設の統廃合によるインフラ整備の推進計画は。

4. 笛吹市中心街、特に駅前商業施設内など、ここに行政のサテライト行政機能などを早期に整備すべきでは。伺います。

5. マイナンバーカードを活用して、行政窓口で申請書類を記入せず簡単な手続きができる「書かない窓口」の推進に加え、窓口に行かなくても手続きが完了する「行かない窓口」の推進について伺います。

次に、子育て支援政策について伺います。

誰一人取り残さない子どもの孤立・虐待およびヤングケアラー支援の対策について、以下伺います。

1. 昨年12月に山梨県が取りまとめた、令和4年度ヤングケアラーの実態に関する調査報告書に対する本市の評価と今後の取り組みについて伺います。

2. 子どもの貧困（虐待・いじめ防止等）の更なる対策はについて伺います。

3. 非課税世帯やひとり親世帯向けの市単独型の経済支援・生活支援の具体策は。

そして4. 幼児教育の完全無償化、特に給食費・副食費の無料期間の延長について伺います。

続いて、学習支援についてお伺いします。

誰一人取り残さない登下校や学習環境の支援は。

1. 教育現場における子ども向けネットの依存、特にSNSの依存の危険性が叫ばれております。これに対する学ぶ機関での学習指導を伺います。

2. 希望する小中学生が安心して登下校するために公共交通を利用するなど安全対策について伺います。

3. 不登校の小中学生に対し不登校特例校の設置、夜間中学やフリースクールなどの柔軟な学びの場の確保、教職員や学習指導員等の充実、訪問相談、オンライン活用など、行政、学校、地域、民間などが連携した支援は。

次に、産業活性化について伺います。

「新型コロナウイルス感染症」から「新型コロナウイルス2019」に名称を改め、本年5月8日に今の「2類相当」から「5類相当」に移行する方針との政府決定を受けました。これにより、本市の基幹産業である農業振興と商工業振興の新たな活性化対策について、以下伺います。

1. 物価高・燃料費高騰に伴うハウス農園事業者支援の具体的策は。

2. 観光シーズンに向けて市民や観光客の消費拡大や市内商工事業者、特に個人事業主を含め、支援するためのキャッシュレス決済のポイント還元など、新たな市単独の経済政策は。

その他について、伺います。

SDGs達成に向けて、2030年まで、これを「行動の10年」とすることが提唱されております。2020年から3カ年を迎えるに当たり、本市の取り組みと課題、そして今後の展望について伺います。

最後に、行政による殺処分ゼロ実現のため、所有者不明の犬猫不妊手術奨励事業の更なる拡充について伺います。

以上、代表質問とします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、中川秀哉議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに令和5年度予算編成についてのご質問のうち、まず主な公共施設、インフラ整備についてです。

御坂中学校校舎等改築事業に3億105万円を計上しました。これは、令和5年度に仮設校舎の設置、部室棟の改築、屋内運動場のトイレの改修および防球ネットの増設を行い、令和6年度から令和7年度にかけて校舎の改築、柔剣道場の改修と外構の整備を行う予定であります。

また、新山梨環状道路関連道路整備事業に5億6,317万円を計上しました。これは、新山梨環状道路建設ルートに合わせ、用地買収および物件補償を行うものです。

さらに、市道1-5号線・1-8号線道路改良事業に1,050万円を計上しました。これは、都市計画道路の代替道路として、当該市道を拡幅整備するものです。令和5年度は、基本設計を行います。

次に、防災・減災および防犯対策についてです。

防災行政無線高度化事業に2億9,333万円を計上しました。これは、システムの一部を入れ替えるほか、災害情報をいち早く、かつ正確に伝達するため、各種情報発信媒体への一斉

配信システムや防災アプリを導入するものです。

また、防犯カメラネットワーク化事業に124万円を計上しました。これは、導入から10年経過し、老朽化している機器の更新に合わせ、防犯カメラをネットワーク化し、一元管理することで、捜査機関への情報提供の迅速化を図り、犯罪の早期解決、抑止力強化につなげるものです。

次に、子育て支援政策についてです。

御坂学童保育施設整備事業に1億9,525万円を計上しました。これは、御坂農村環境改善センターおよび御坂中央弓道場の解体に合わせ、新たな学童保育施設を整備し、御坂地区において分散実施している学童保育クラブを集約するものです。

また、芦川地区学童保育施設整備事業に279万円を計上しました。これは、学童保育が未実施である芦川地区に、令和7年度に学童保育施設を設置するため、設計費を計上したものです。

またさらに、石和第一保育所施設整備事業に5,053万円を計上をしました。これは、老朽化した石和第一保育所の園舎の建て替えに伴い、用地の取得を行うものです。

そのほか、私立保育所等施設整備事業に2億1,525万円を計上しました。これは、老朽化が進む私立保育園等の施設の新築や改修に対して補助を行うものです。

次に、高齢者・障がい者支援対策についてです。

高齢者ごみ出し支援事業に835万円を計上しました。これは、対象となる高齢者世帯が、笛吹市シルバー人材センターのワンコインサービスを利用してごみを持ち出した場合、1回当たりの料金となる500円の2分の1を補助するものです。

また、アクティブシニア応援事業に100万円を計上しました。これは、高齢者の社会参加を促進するため、健康づくりや趣味の活動などを行う高齢者の団体の立ち上げ費用に対し、補助金を交付するものです。

障がい者支援対策としては、当初予算の計上はありませんが、障がい者支援についての基本理念、市の責務、手話言語などを含めた情報保障、障がいのある人の人権保障などを包含した障害者基本条例を令和5年度中に制定する、障害者基本条例制定事業を行います。

次に、市民生活向上に向けた施策についてです。

多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるよう、多目的芝生グラウンド整備事業に4,244万円を計上しました。これは、計画的に事業を進めるため、整備に必要な基本設計や現地測量、地質調査などを行うものです。

また、窓口事務DX事業に5,381万円を計上しました。これは、来庁しなくとも入手できる手続きを増やすため、コンビニ交付が可能な証明書に戸籍証明書を追加するとともに、来庁者が内容確認とサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入し、負担軽減を図るものです。

次に、ハートフルタウン笛吹・山下市政2期目の評価と課題についてです。

私が、市長2期目のスタートに当たり、新たに取り組みたいこととして、職員に示した39項目のうち、現時点で、すでに実現済み、または着手済みの取り組みは37項目となっています。市民ニーズや新たな課題に対処しながら、市政を力強く前進できていると考えております。

一方、人口減少は、地域社会の担い手が減るだけでなく、地域経済の縮小なども懸念されることから、中期的には、子育て世代や若者の転出抑制と転入促進による社会増加を目指す

ともに、長期的には、結婚や子育てを地域ぐるみで応援する気運の醸成を図っていきたいと考えており、できることから取り組んでまいります。

続きまして、笛吹市の将来展望のご質問のうち、まず地方版デジタル田園都市構想総合戦略策定についてです。

デジタル技術が急速に進歩する中、国では、これまでの地方創生の取り組みをデジタルの力を活用して加速化させ、デジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、令和4年12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定をしました。

都道府県は国の総合戦略を、市町村は国および都道府県の総合戦略を勘案した上で、地方版総合戦略の策定・改訂に努めることとされていることから、本市においても、国の総合戦略および令和5年10月に策定が予定されている県の総合戦略を踏まえ、令和5年度中における第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂を目指します。その上で、デジタル技術を活かした地方創生の取り組みを推進していきます。

次に、移住定住人口、企業誘致を増やすための地域ビジョンについてです。

デジタル田園都市国家構想の基本方針である「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すためには、デジタルの力を活用し、都会から地方への人の流れを生み出すことが重要です。二地域居住の推進、地方創生テレワークの推進、ワーケーション環境の整備、工業団地エリアの拡大など、全国の事例を研究する中で、移住定住人口の増加や企業誘致の推進につなげていきたいと考えています。

なお、令和5年度も引き続き、地域活性化起業人制度を活用する中で、移住定住事業の取り組みを一層強化するため、民間企業から職員1人の派遣について、現在調整をしています。

次に、市内公共施設の統廃合によるインフラ整備の推進計画についてです。

公共施設の保有量を面積ベースで30%削減するという目標を掲げ、削減に向けた基本方針および施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示した公共施設等総合管理計画を平成29年2月に策定しました。

また、令和3年3月に、公共施設等総合管理計画に基づき、施設およびインフラを用途ごとに分類をし、分類ごとに予防保全や大規模改修等の対策時期を具体的に示した個別施設計画を17計画、長寿命化計画を16計画策定をし、公共施設の中長期的な維持管理、改修等に係るコストの平準化に努めるとともに、施設の集約化、複合化、廃止等を計画的に進めています。

次に、駅前商業施設内へのサテライト行政機能の早期整備についてです。

現在、駅前商業施設内へのサテライト行政機能の整備は考えておらず、図書館や子育て支援、健康づくり、市民の相談窓口などの行政機能については、その目的や利用者の利便性などを踏まえ、支所を含む市役所庁舎をはじめとする公共施設において、対応できていると考えております。

次に、「書かない窓口」および「行かない窓口」の推進についてです。

市では、市民一人ひとりのニーズにあった行政サービスを向上させるため、デジタル技術を活用したDX事業を推進しており、令和5年度は、戸籍住民課の住民異動届について、来庁者が内容の確認とサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入します。今後、他の窓口業務においても実施できるよう、研究を進めていきます。

また、市役所に来なくても申請できる手続きを増やすために、住民票や印鑑証明書に加えて、

来年度から、戸籍証明書もコンビニで取得できるようにします。

全国的な制度としては、2月6日から、マイナンバーカードを利用した、転出・転入のワンストップ化がスタートをしました。本市の取り組みとしては、介護や子育て等の分野でやまなしくらしネットを使用した各種申請手続きなどがすでにありますが、利用実績としては低い状況です。

今後も、マイナンバーカードを活用する中で、本人確認を行い、自宅からスマートフォン等で申請できる手続きを増やすとともに利便性を周知していきます。

続きまして、子育て支援政策についてのご質問のうち、まず県のヤングケアラー実態調査報告書に対する本市の評価と今後の取り組みについてです。

小学6年生および中高生を対象とした県の調査結果では、有効回答数2万8,179件のうち、自身をヤングケアラーとした回答は237件、0.8%でした。

これに対して、本市の有効回答数は2,173件で、そのうち14件、0.6%がヤングケアラーであると回答しており、県全体と比較して0.2ポイント低い結果でした。

しかし、調査を踏まえ、ヤングケアラーへの理解の更なる促進や支援を求めやすい環境づくり等が課題と認識しており、これらへの対策が重要と考えます。

本市では、今年度、市内小中学校へのポスターおよびリーフレットの配布、市ホームページおよび広報紙への記事掲載、石和地区民生委員・児童委員協議会および笛吹高校での事例報告等、ヤングケアラー支援の啓発活動を実施をしました。

また、昨年7月と本年2月に、ヤングケアラー支援関係者会議を開催し、庁内における支援体制の強化を図りました。

今後もこれらの取り組みを継続し、ヤングケアラーに対する理解と周知の促進、子どもが安心して相談できる体制の充実に努めます。

次に、子どもの貧困、虐待、いじめなどへの更なる対策についてです。

本市では、虐待の通告を受理した場合、速やかな安否確認と、関係機関で構成する要保護児童等対策地域協議会で、事案に対する支援方針等を協議をし対応しています。

しかしながら、近年全国で発生している児童虐待の事案においては、関係機関の連携や情報共有が不十分であったことが課題の一つとされています。

このため、令和5年3月から、国の仕様に準拠した児童相談システムを導入をし、子育て支援課の子育て支援担当および母子保健担当ならびに学校教育課にシステム端末を設置し、庁内の連携強化を図ります。将来的には、自治体間や児童相談所との情報共有による連携強化を目指し、児童虐待への迅速かつ的確な対応、支援につなげていきます。

また、経済的支援が必要な家庭の児童生徒が、貧困を理由にいじめられることがないように、給食費や学用品費、校外学習費等を補助しています。

次に、非課税世帯、ひとり親世帯を対象とした市単独型の経済・生活の支援策についてです。

小中学生のいる経済的に困窮し生活支援が必要な世帯に対して、安定した食事が確保されるよう、食料品をお届けする子ども家庭支援事業、生活困窮世帯の家庭を訪問し、子どもに対する学習支援および保護者も含めて生活支援を行う子どもの学習・生活支援事業を、引き続き実施する予定です。

現時点では、非課税世帯およびひとり親世帯を対象とした市単独での新たな支援事業の予定はありませんが、6月までに政府がまとめる骨太の方針では、児童手当などの経済支援が柱の

一つとされ、子ども予算の倍増に向けた方針が示されることとなっていますので、国・県の動向を注視しながら、必要な支援策について検討をします。

次に、給食費・副食費の無料期間の延長についてです。

令和5年度において保育所の給食費を無償化する考えはありませんが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、給食食材料費の高騰分に対する支援を1年間継続することとしています。

期限を設けない給食費の無償化については、今後、財源の確保等を含め、総合的に検討していきます。

続きまして、学習支援についてのご質問のうち、まずネットやSNS依存の危険性に関する学習指導についてです。

各学校では、教育課程に情報モラル教育を位置付けていて、児童生徒は、技術科、道徳、学級活動を中心に、インターネットの依存による危険性や適切な利用について学んでいます。また、スマートフォンの使い方について、外部講師を招いた学習会を開催し、児童生徒と保護者が一緒に学んで理解を深めている学校もあります。

次に、安心して登下校するための公共交通の利用についてです。

本市の小中学生の登下校については、文部科学省の基準を踏まえ、登下校時の安全教育を実施する中で、小学生は原則徒歩、中学生は原則徒歩または自転車としています。通学が困難な一部の地域については、スクールバスを運行していますが、現時点では、安全対策として公共交通による登下校は、実施はしていません。

次に、不登校の小中学生に対する行政、学校、地域、民間などが連携した支援についてです。

本市においては、誰一人取り残さないという理念のもと、本年度から教育支援センター「ステラ」を開設し、不登校児童生徒の柔軟な学びを保障しています。「ステラ」では児童生徒の在籍校や保護者、県相談支援センター等と連携するとともに、地域人材を外部講師に招くなど、行政や学校、地域、民間が連携して児童生徒の居場所を確保し、学習や生活支援の充実に努めています。

なお、不登校特例校や夜間中学校の設置については、現時点では考えていません。

続きまして、産業活性化についてのご質問のうち、まず物価高、燃料費高騰に伴うハウス農園事業者支援の具体策についてです。

燃料価格高騰対策として、国では、施設園芸の省エネルギー対策等に計画的に取り組む農業者と国が資金を積み立て、燃料価格の高騰時に補填金を交付する施設園芸セーフティネット構築事業を実施しています。

また、県では、施設園芸セーフティネット構築事業に加入する農業者を対象に、生産コストの削減などのための機器や資材の導入費用を助成しています。

現在、市内における施設園芸セーフティネット構築事業への加入は84件となっています。引き続き、農協などの関係団体と連携をして、同事業への加入を促進します。

次に、市内商工事業者を支援するための新たな市単独の経済対策についてです。

今後の新たな市単独の経済対策については、原油価格高騰の影響を受けているものの、取引価格への価格転嫁が困難な貨物運送事業者に補助金を交付する貨物運送事業者燃料価格高騰支援金交付事業、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店を促進するため、建物改修に係る経費および物件の貸借料に対し、補助金を交付する空き店舗活用促進事業などの支援策を計画しています。

また、ポイント還元を行うキャッシュレス決済事業についても今後検討します。

続きまして、SDG s 達成に向けた取り組みと課題、今後の展望についてです。

令和4年3月に笛吹市SDG s 推進方針を定め、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」に向けた取り組みは、SDG s の理念と重なり、目指すべき方向性は同様であるという考えの下、各事業を展開しています。

SDG s を推進していくためには、市職員が日々の業務において、これまで以上にSDG s との関連を意識して取り組む必要があります。今後、市民の皆さまや企業等とSDG s の理念を共有することで、SDG s が目指す、誰一人として取り残されない社会の実現につながるものと考えます。

続きまして、所有者不明の犬猫不妊手術奨励事業の更なる拡充についてです。

県が昨年4月、山梨県猫不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱を改正したことに伴い、本市においても、飼い主のいない猫については、これに準じて補助事業を拡充し実施しています。

当初、県では、単年度事業としていましたが、「継続して実施することが、事業目的の達成に有効である」とした本市をはじめとする市町村の要望を受け、現在、補助事業の継続を検討していることから、本市では、適宜、対応できるよう継続に向けた準備を進めています。

犬の飼い主には、法令による登録および係留の義務がある一方で、野犬については、捕獲対象となることから、飼い主のいない犬の不妊手術の助成については、実態や相談件数が、ほとんどない状況です。今後は、県や他市の動向を注視し、その必要性の有無等について、検討していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

一昨日、2月28日に国では一般会計114兆3,812億円が与党の賛成多数で衆議院を可決して、参議院に取り組みしていると承知しております。これにおきまして、年度内での制事がされることによりまして、地方によっても大変素晴らしいことだと考えております。

こういった中で、今、質問をさせていただく中で、まだまだ各事業者の皆さま、疲弊している状況は変わらないという中で、1点、確認をさせていただきたいのですが、施設の園芸のセーフティネットの関係でご答弁をいただきました。この加入につきましては、事業者、農業団体等が申請するという認識というふうにありますけれども、市内における84件でしょうか、この内訳についてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

産業観光部長、小宮山君。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

この事業は、農業者団体等が加入を希望する農業者を取りまとめて申請するものであります。市内の加入者は答弁のとおり84件となっております、その内訳はJAふえふきが70件、

県内企業2社で12件、県内花卉生産団体が2件の内訳となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。今のお話を伺いますと、84件という中で事業者が申請することによりまして、市内の施設園芸農家の皆さま、応募された人が皆さん、加入できるというふうに一応受け取りました。

今、過去思い起こすと雪害で大変苦勞して、また、それを新たにやり直して、今、やり直しているという皆さん、施設園芸が多いというふうに思っております。また世代交代を含めて、新たにやられている方もいらっしゃいます。しかしながら、今のこの昨年から今年にかけての物価高騰、特に燃料費の高騰というのは、電気、ガス、ガソリンすべてに影響しておりますので、こういったところは、国また県と合わせて、また市の対応もぜひご検討をいただければと思います。

さらに、今、問題となっておりますこの影響がですね、医療従事者に続いての介護支援企業も被害を被っていると。こうなつた中でも全国では廃業がかなり多いと。過去最高だというふうにも聞いております。こういったところで、全てに網羅することはなかなか難しいかとは思いますが、ぜひともまた国、県と沿った中で、新たな支援制度を見つける中で、お願いしたいと考えております。

また、子どものネット依存、またSNS依存という内容でございますけれども、これにつきましては、久里浜医療センターの松崎精神医長のお話からでございますけれども、このネット依存の中でも、特にSNS、これはスマートフォンなんかでも使える、これを、そういうことでいうと課金などができることになります。こういったことをすることによりまして、子どもの成長に大きな影響があると。特に朝起きられない。昼夜が逆転する。また、これによつては成績が低下する。さらには、物に当たったり、壊す。そして学校を欠席し、不規則な食事や友人関係の悪化。そして引きこもりを起し、家族への暴力、遅刻、過剰な課金、こういったことでのめり込む、生活が乱れてしまうということが言われております。

こういったことに対して、先ほどご答弁もいただきましたが、学校の中で、特に専門の皆さま、医師会とかですね、専門医の講演、もしくは勉強も進めていただく中で、更なるこの危険性を周知した上での取り扱いの活用方法を見出していきたい。これは今、一人一台パソコンということで、教育現場では普通に利用できるようなもなっておりますけれども、この使い方をやはり、また人間の取り扱いだと思っておりますので、こういったところはしっかりまた、研究をしていただければと思います。

また、今回の代表質問に先駆けまして、昨年の12月20日にですね、公明党会派といたしまして、11年目となりますけれども、予算要望をさせていただきました。こうした中で、るるご回答もいただく中で進めさせていただいております。私どもも更なる議員の活動の中で、しっかり皆さまの声を市政、また行政にお届けする活動をしていきたいと思っております。

簡単でございますけど、以上で代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後4時20分といたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時20分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に日本共産党、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、代表質問を行います。

共産党の渡辺正秀でございます。

問1ですが、安保3文書と大軍拡に対する所見を問うというものであります。

アベノミクスによる低賃金・格差と貧困の拡大に輪をかけてコロナ禍、物価高で市民の暮らしは大変なことになっております。今、政治に求められていることは、その是正、命と暮らしを守ること、そして世界的な飢餓や地球温暖化問題に正面から立ち向かうことではないだろうかと思っております。

ところが、自民党岸田内閣は自ら「安全保障政策の大転換だ」という敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を進める安保3文書を国会にも示さず閣議決定し、また防衛費を5年間で43兆円に拡大、その後はGDP比2%、年々10兆円を超える防衛予算とする、と表明しております。

これはまさに安全保障政策の大転換であるが、同時に日本の在り方の大転換だと思っております。増税、暮らし切り捨て、そして経済、科学技術、文化・思想も軍事に動員される。一方、日本が戦争に巻き込まれる危険性をますます高めるものだと思います。

安保3文書、大軍拡は、市民の命・暮らしを決する重大問題であり、市政と関係がないとはとても言えません。以下、市民の命・暮らしを守る市の代表としての所見を市長に伺いたいと思っております。

まず第1に、国家安全保障戦略は、アジアは「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」と危機感をあおる一方で、東南アジア諸国連合が実現し、またアジア政党国際会議の声明が示す「意見や利害の対立はあってもそれを戦争に発展させない、話し合いで解決するという、いわゆる「平和の枠組み」の構築」、こうしたアジア諸国の平和への大きな努力・大きな流れをまったく無視しているのであります。このことがアジア情勢を見誤らせ、軍拡と軍事同盟強化に向かわせていると思うがどうか伺います。

2点目は、「自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化」と言っていて、価値観を基準とする軍事同盟強化を謳っておりますが、これはアジアの平和構築の努力の歴史に反すると思っております。バンドン会議以来、アジアの平和構築の歴史は「体制や意見・利害の対立を戦争にしない、平等互惠、非同盟、平和共存」を目指すものであります。価値観で世界を分断して、軍事ブロック体制強化を進めることは、アジアの平和構築の努力と歴史に反すると思うがどうかを伺います。

3つ目に、経済、科学技術、諸団体、思想の自由を制限し、防衛体制・軍事に総動員することを謳っている点についてどう思うか伺います。

4つ目に、大軍拡の財源確保のために、増税、防衛国債の発行、さらに復興特別所得税の流用等々、タガが外れた状態であります。いずれにしても孫子の代まで増税、国民負担の拡大、福祉の切り下げになることは明らかであるが、この点についてどう思うか伺います。

5つ目に、敵基地攻撃能力の保有、大軍拡、軍事同盟強化はむしろ軍拡競争を拡大し、戦争に巻き込まれる危険を増大するものと考えますが、この点をどう考えるか伺います。

次に、日本の安全を守り、アジアと世界の平和に寄与する確かな道は、憲法を守り、生かし、東南アジア諸国連合をはじめ、アジアの大多数の国々が求めている平和の枠組みをアジア全体に広げていくことだと確信しています。市長は憲法に基づく平和の構築を求めるものであるかどうか伺います。

7つ目に、安保3文書、敵基地攻撃能力の保有、大軍拡に賛同するのかわからないのか。賛同しないのなら、国に何らかの意見を上げるべきだと思うがどうか伺います。

問2でございます。基金の活用について。

笛吹市は200億円に迫る基金を保有し、600億円近い市債残高があるが、その返済財源確保の見通しを持っていることを、私、繰り返し指摘してまいりました。そして市民生活がひっ迫している今こそ基金を、まず暮らし応援に活用すべきだ、また防災対策や地球温暖化防止対策などに活用すべきだと訴えてまいりました。

令和5年度、豊かな基金をどのように、どこに活用するのか、考えを伺いたいと思います。

問3でございます。多目的芝生グラウンド整備について。

優良農地を潰さず、既存施設の拡大・芝生化を求めるがどうか。

また、議会と市民の意見を聞き、生かすために、十分な期間をとって基本計画は確定すべきだと考えるが、市の考えを聞きたいと思います。

問4、危機管理アドバイザー設置について。

12月議会において、この件についての一般質問への答弁はまさに強弁とスルーそのものだったと思います。第1に危機管理アドバイザーの職務に関して、指導は助言に含まれるという答弁。どの辞書を見てもそんな説明は成り立ちません。「職員の不祥事の防止と防災対策は、いずれも危機管理能力という観点から、共通の課題だ」という答弁。これまたまったくの強弁だと思います。上司と部下の関係のワキから「指導」するなど許されるはずがなく、組織体系を壊し職員を委縮させるのではないかと、という質問に対し答弁は完全にスルーするものでございました。再度答弁を求めるものであります。

私は、不祥事の防止のためには、次の3点が基本だと思います。

第1は、地方公務員法の第30条「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」という崇高で責任重大な任務を深く浸透させ、モラルとスキルの向上を図ること。

第2に協力し合い、率直に意見を言え、注意しあえる、自由で温かい職場づくりを推進すること。

そして第3に上司、幹部に率直に相談できる組織づくり、信頼される幹部づくりを推進すること。

これだと思います。このことによって、不祥事の問題も含めて半分は改善されるのではないかと確信しております。市長の考えを伺います。

最後に、不祥事など繰り返さない、全体の奉仕者としての公共の利益のために力を発揮する、厳しくとも温かい職員集団の形成を希望するものであります。

答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、安保3文書と大軍拡に対する所見を問うのご質問のうち、まず軍拡と軍事同盟強化に向かわせていると思う、軍事ブロック体制強化を進めることは、アジアの平和構築の努力と歴史に反すると思う、敵基地攻撃能力の保有、大軍拡、軍事同盟強化は軍拡競争を拡大し、戦争に巻き込まれる危険を増大すると考えるについてです。

安保3文書の策定は、ロシアによるウクライナ侵攻を教訓とするとともに、中国がわが国の尖閣諸島周辺における領海侵入や領空侵犯を含め、東シナ海や南シナ海等における海空域において、力による一方的な現状変更の試みを強化していること、北朝鮮が、近年、かつてない頻度で新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、その能力を増強していることなどを踏まえたものと認識しています。

国際協調を旨とする積極的平和主義を維持するとともに、平和国家として、専守防衛、非核三原則の堅持等の基本方針は不変とされています。

次に経済、科学技術、諸団体、思想の自由を制限し、防衛体制・軍事に総動員することを謳っているについてです。

安保3文書には「経済、科学技術、諸団体、思想の自由を制限し、防衛体制・軍事に総動員する」との記述はないと思います。

国家安全保障戦略では、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持・擁護するとされています。

次に大軍拡の財源確保のため、孫子の代まで増税、国民負担の拡大、福祉の切り下げになることは明らかと考えるについてです。

国の予算に関する財源確保については、国会で議論することだと考えます。

市民生活への影響は、今後も注視していきます。

次に、市長は憲法に基づく平和の構築を求めるかについてです。

自国のみならず、世界の平和を願う気持ちは、私も含め国民共通のものだと考えます。

次に安保3文書、敵基地攻撃能力の保有、大軍拡に賛同するかしないか。賛同しないのであれば、国に何らかの意見をあげるべきについてです。

現在のわが国を取り巻く安全保障環境を鑑みますと、平和と安全を維持していくためには、安保3文書については理解することができます。

続きまして、基金の活用のご質問についてです。

令和5年度一般会計予算では、各種基金について、前年度より4億3,999万円多い、43億5,928万円を充当し、目的に応じて活用しています。

今後も、社会情勢、事業目的を勘案した上で、各種基金を効果的に活用していきます。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備のご質問についてです。

これまでの議会でも答弁しましたとおり、既存施設の芝生化は、平成27年度から平成29年度にかけて芝生のコートを1面整備することを前提に、検討委員会を設けて検討した経緯があります。

現在検討を進めている多目的芝生グラウンドは、複数面を整備することとし、整備候補地の選定に当たっては、市全域を対象とした上で、利用者の利便性を基本に、いくつかの条件を設定して段階的に進めました。特に、洪水・土砂災害ハザードマップは重視しました。

市民の皆さまのご意見を伺う機会として、昨年6月から7月にかけて、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会の基本計画素案をお示しした上で、全市民を対象にした意見交換会を3回開催し、延べ258人が参加されました。これに加えて、基本計画素案に対するパブリックコメントを実施をしました。

また、8月29日には議会に対し、第7回検討委員会で審議された答申書案および基本計画案をお示しをしました。さらに、第3回定例会の答弁において、市の考えをまとめた基本計画について、検討委員会から答申のあった基本計画案を基に、議会での議論を経て、令和5年1月末の策定を目指していることを明らかにしました。

12月21日に議会から、多目的芝生グラウンドに対する各会派からの意見の提出があったことを踏まえ、基本計画策定の予定時期を令和5年1月末から2月末に延長したところです。

今後も、市民の皆さまのご理解をいただいた上で、事業を進めるべきと考えており、そのためには丁寧な説明が欠かせないことから、市民の皆さまや建設地周辺の住民の方などを対象にした説明会の開催を考えています。

続きまして、危機管理アドバイザー設置のご質問のうち、まず12月議会の一般質問に再度答弁を求めるについて、危機管理アドバイザーは、職員に対する危機管理意識の浸透および組織としての危機管理能力の向上を図るため、職員に対して助言や研修を行うことを目的として設置をしました。

危機管理アドバイザー設置要綱の中で、アドバイザーの職務の一つとして例示されている「指導」とは、職員の意識を適切な方向に導くため、専門的見地から、より丁寧な教を期待するものであり、上司の立場から職員を指揮監督するような権限は与えておらず、適切な任用と考えています。

1月26日、管理職を対象に開催したコンプライアンス研修では、アドバイザーに講師を依頼しましたが、優しく丁寧な説明で、出席した職員からも好評を得ています。

次に、不祥事防止に向けた考えについて、職員による不祥事の防止のためには、職員一人ひとりが、公私を問わず、公務員としての高い倫理観をもって行動することが必要であり、こうした意識を職場内に浸透させる管理職の役割、また、それをわが事として受け入れられる一般職員との共有が重要です。

このため、良好なコミュニケーションと厚い信頼関係の中で、日常的に上司から適切な指導が行き渡り、また職員が自由に意見し、互いに注意し合える開かれた職場環境づくりが必要と考えます。

今後も、危機管理アドバイザーや外部講師も適切に活用する中で、管理職の資質向上、職員の公務員倫理の徹底を図り、市民から信頼される市役所づくりに取り組んでいきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

再質問、第1は安保3文書、大軍拡についてであります。

答弁は、ASEAN東南アジア諸国連合をはじめ、アジアの大多数の国々が目指す体制や意見、利害の対立を戦争にしない、平和の枠組みを構築という大きな流れ、主流、大きな努力を3文書と同じく無視するものでありました。一方、中国や北朝鮮の動向などを強調し、わが国を取り巻く安全保障環境を鑑みるに、安保3文書は理解することができると。すなわち大軍拡も軍事同盟強化も認めるものでありました。

また、憲法を守るとも生かすとも答えなかったわけでございます。憲法前文は平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意したと謳っております。平和を愛する諸国民の公正と信義、まさにそれを東南アジア諸国連合はじめアジアの大多数の国々が進めようとしているのであります。

平和憲法を持つ日本が、この流れに合流してアジア全体に平和の枠組みを広げる、このことが日本の安全とアジア、世界の平和に寄与する確かな道であると信じるものであります。

そこで再質問します。

アジアで広がっている平和の枠組み、構築をどう評価しているのか、その流れに合流していくことが平和を守る確かな道ではないか、伺いたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

アジア地域の平和構築の努力と歴史の一方で、中国や北朝鮮の動きもあることは事実でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

重要なアジアの流れ、大変な努力しているわけですが、そのことの評価、そこへの合流という言葉は聞かれませんでした。

平和憲法を生かし、アジアの平和の枠組みの構築の努力、流れに合流して、憲法前文、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した、マスコミ、ネットなどでこれをお花畑と揶揄する向きもございますが、アジアに、特に東南アジアには、確実にそれがございます。かつてSEATOなどという軍事同盟がありまして、ベトナム戦争時には、SEATOに加盟しているタイ、フィリピン、それからオーストラリア、ニュージーランド、また韓国、こうした国々が参戦してきました。軍事同盟とはそういうものであります。

日米安保条約はありましたけども、日本の場合は憲法が歯止めとなって、保守基地にはなりませんでしたけども、直接戦争に参加することはございませんでした。しかし、そのSEATOなど軍事同盟も今、東南アジアでは廃止されております。そして、TAC、これはあくまでも話し合いで問題を解決する平和の枠組みでございます。こうしたものが進んでいるのであります。

ところが安保3文書は、軍事同盟再編復活とアジアの大軍拡を先導するものとなっていると。軍事同盟網を再編成しようというものになっていると私は思います。これは絶対やめさせなければならぬというふうに考えるものであります。

そして、問2の基金の活用についてですが、これは再質問する余裕がございませんので、指摘に留めますが、具体的な活用内容がまったく示されませんでした。市民の暮らし応援をはじめ、防災対策や温暖化防止対策などに活用すべきだと問いましたが、これらの分野に対して基金の活用はどのようにするのか、こうした答弁はまったくなかったということを指摘しておきたいと思っております。

次に、再質問の2つ目です。多目的芝生グラウンドの候補地についてであります。

私はなぜ、花鳥の里スポーツ公園や、あるいは清流公園の芝生広場、こうした既存の施設を活用して、拡充していくということをしなないのかということとをずっと提起してまいりました。検討委員会の議事録を読みますと、清流公園芝生広場はどうかという意見に対して、はなから事務局は、浸水想定地域は駄目という見解を示しており、踏み込んだ検討のあとは、議事録上は見られません。そもそも清流公園周辺には中学校、図書館等重要施設があり、これはまずは防災対策をしっかりすべきであります。土地利用形態を考えても、浸水想定地域には重要施設、子どもの施設、住宅、地下、こういうものは避けて、一方で公園やグラウンド等の利用を本来、考えるべきものだと思います。

また、峡東地域は世界農業遺産に指定され、その予定の候補地は反収も非常に高い果樹地域であり、優良農地であります。これを潰してよいのかというふうに私は思います。

このような優良農地を潰して新規に大型グラウンドを造ったという例は、県内でどこにあるか伺いたいと思っております。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

農地を転用しまして、スポーツ広場を建設した例としましては、小瀬スポーツ公園、ならびに長坂総合スポーツ公園等が挙げられます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

小瀬スポーツは県の施設でございます、これは中央の地域に造るのは当然だと、私も理解しております。そうした中で、最近では、この笛吹のような優良農地、反収も非常に高い地域、こういうのを潰して造ったという例は、私、ないと思っております。

次に、最後に危機管理アドバイザーの問題ですが、要綱に指導できると書いてあるわけです

けど、指導をという解釈、これは解釈によってどこまでも広がっていく可能性のあることです。要綱はそういうものであってはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。

次の本会議は明日3月3日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時47分

令和 5 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 3 日

令和5年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和5年3月3日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第1号—議案第38号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	古屋始芳
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	保坂利定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	市川要司
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	小宮山昌彦
建設部長	角田和仁	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	赤尾好彦	総務課長	茂手木政和
政策課長	小澤宏之	財政課長	金井久
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	曾根哲哉
農業委員会会長	三枝啓一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用のまま会議を行います。発言する場合のマスクの着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案「議案第1号」から「議案第38号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般について的一般質問」を行います。

今定例会へは、5名からの9問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭にお願いします。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあとになりますので、ご承知を願います。

それでは、通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、発達性読み書き障害（ディスレクシア）について伺いたします。

発達性読み書き障害、ディスレクシアは、学習障害の1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れないものの、文章の読み書きに限って困難があり、そのことによって学業不振などが現れたり、二次的な学校不適應などが生じる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害といえます。

主な特性は、通常の読み書きを習っても、音読や書字の習得が困難。音読ができたとしても、読むスピードが遅い。漢字や仮名の形を思い出すのが難しいため、文字が書けない。またよく間違える。文字を書くことができても、その文字を思い出すことが、時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかるなどです。

ディスレクシアは、日本の小学生の7%から8%存在していると言われ、したがって、読み書きが不得意な児童はクラスで平均2、3人いるとされています。ディスレクシアは、周囲の人が理解し、適切にサポートする場合、困難を軽減することもできるとされており、そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について確認させていただきます。

1として、公立小中学校における、ディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握されているのでしょうか。また、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見する取り組みも必要と考えます。現在、学校現場では、どのような検査を行っているのか、お聞きします。

ディスレクシアは家庭、地域、学校それぞれにできるサポートが考えられます。

例えば学校では、黒板の文字をノートに写す代わりにタブレットで写真を撮ったり、あるいは、タブレット端末に文字を打ち込むことも障害の軽減することにもなります。また、宿題を提出するのにタブレット端末で提出することや、教科書についてもデジタル教科書のルビ振り機能や、また音声読み上げの機能などを活用することも効果的だと考えます。

障害の困難さを軽減するため、学校現場においてタブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう、教育委員会からの後押しが必要だと思いますがいかがでしょうか、伺います。

3として、学校現場でディスレクシアが発見した際は、保護者との連携を十分に図ることが重要です。教育現場のみならず、専門医で診察する必要もあり、医療機関への接続もスムーズに行うことや、また早期療育へつなげる必要性もあると考えますが、教育委員会のご見解を求めます。

4として、こうした点からも保護者の理解は欠かせません。また、合理的配慮への他の生徒児童、また保護者への周知も必要です。特別扱いしているとの誤解から、いじめにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐためにも、まずは保護者等を対象に、発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促すことが必要であると考えます。教育委員会のご見解を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、ディスレクシアの疑いがある児童生徒の把握と早期発見のための検査についてです。

保護者からの相談や児童生徒からの訴えのほか、学校での学習や生活の様子により、ディスレクシアが疑われる児童生徒は、おおむね80人程度いると考えています。

学校ではディスレクシアに関する検査は行っていませんが、疑いのある児童生徒については、医療を含めた支援体制について本人および保護者と相談し、理解を得た上で医療機関につながっています。

次に障害の困難さを軽減するための、タブレット端末やデジタル教科書の効果的な活用についてです。

小学校5年生から中学校3年生までの英語の授業では、一人一台タブレットを使用し、児童生徒用デジタル教科書の音声機能を活用しながら学習を進めています。

そのほかの教科でも、画面上の本文を読み上げる機能や、読み上げる部分をハイライト表示させる機能を備えたデジタイズ教科書を使用し、読みの課題に応じた授業を実施している学校もあります。

教育委員会としても、ICT支援員を中心に一人一台タブレットの活用事例を市内の小中学校間で共有し、音声教材等を有効活用した学習の推進に努めています。

次に保護者や医療機関との連携、早期療育につなげる必要性についてです。

各学校では、日頃から保護者や医療機関等と連携を図りながら、児童生徒の実態把握に努めています。ディスレクシアを含む学習障害の相談には、ふえふき教育相談室が対応し、早期療育と適切な支援を行い、必要に応じて、医療機関や県の相談支援センターにつなげています。

次に、ディスレクシアに関する理解を促す取り組みについてです。

各学校では、教職員が県の研修を受講してディスレクシアについての理解を深めるとともに、児童生徒には、教育活動全体を通じてインクルーシブ教育の大切さを指導しています。また保護者には、山梨県総合教育センターが作成したリーフレット「学習障害ディスレクシアのある子供への支援」を配布するなど、理解を促す取り組みを進めています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

2点目としまして、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与についてお伺いいたします。

てんかんは、発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種に関係なく発病するとされています。世界保健機関では、てんかんは慢性の脳の疾患で、脳の神経細胞に突然発生する激しい電気的な興奮を繰り返す発作が特徴で、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義されています。

てんかんは、乳幼児期から老年期までに幅広く表れ、人口100人において0.5から1%発症されると言われています。

発病年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減っていくそうです。この小児てんかんの患者さんの一部には、成人になる前に治る場合もありますが、ほとんどは治療を継続することが多いとのこと。

てんかんの児童生徒が、学校内で実際にてんかん発作を起こした場合は、30分以内に発作を抑えなければ、脳に重大な障害を残す可能性があると言われています。てんかんの持病を持つ児童を学校内でそのような最悪な状態にならないよう、発作を起こした場合は、直ちに発作を抑える薬の投与が必要です。

このてんかん発作に対する、このたび口腔用の液薬ブコラムが薬事承認され、令和4年7月

19日付けで、内閣府、文部科学省、および厚生労働省関係各部署などの関係各省庁事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について」が発出されました。

文部科学省では、学校における児童生徒のてんかんが発生した場合、教職員の方々が迅速に鎮静させる治療薬「ブコラム口腔液」を投与できることを関係者に知らせる事務連絡が発出され、周知を呼び掛けています。

一方で、事務連絡は、教職員のブコラム投与について、緊急のやむを得ない措置として医師法に違反しない旨を通知し、その上で使用条件として、保護者が学校などに対して、医師による留意事項を記した書面を渡し説明することなどがされており、学校現場の協力がなければ現場で投与をすることは不可能です。

そこで1として、文部科学省からの、学校でてんかん発作が起こった場合、教職員が迅速に鎮静させるための治療薬「ブコラム口腔用液」を投与できる事務連絡について、各学校にどのように伝達されているのか伺います。

また、ブコラム投与の医師の書面指示について、専門的な医師の指示に対し保護者と連携し適切に対処するため職員の研修や、児童生徒の医療的情報の遺漏防止対策など、学校側がブコラム投与に対し、適切な対応をする体制の整備が必要であると思いますが、見解を伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えいたします。

まず、ブコラムの投与に係る国の事務連絡を、各学校にどのように伝達したかについてです。

文部科学省の事務連絡では、学校現場での治療薬の投与は緊急やむを得ない措置として行うもので、当該児童生徒が医師から書面で指示を受けていること、児童生徒とその保護者から学校に投与の依頼があること、投与後に医療機関で受診させること等の条件を満たす場合には、医師法違反にならないとされ、その内容を各学校に文書で通知しました。

さらに、校長には、学校経営者会議でブコラム投与についての適切な対応について再確認いたしました。

次に、ブコラム投与に適切に対処するための体制整備についてです。

緊急時に適切な対応ができるよう、各学校では、養護教諭が県の研修を受講し、教職員に対して校内研修を実施しています。

医療情報については、ブコラムに限らず、各学校で学校生活管理指導表や医療用医薬品預かり書で管理し、取りこぼすことのないよう漏洩防止に努めています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。再質問はございません。

意見としまして、公明党は2017年5月より政府に対しまして、このブコラムの製造・販

売、そして承認を訴えてまいりました。発作が起きた場合は5分以内に処置しないと大変な状態になる。また0歳から17歳まで、日本においては、年間に8千人のてんかんを発する人たちがいます。どうか、こういった方たちが安心して暮らせるようお願い申し上げます。

今回の質問に対しましては、保護者と、そして相談をしながら、生徒さんが本当に気持ち良く、喜んで安心して教育を受けることができる笛吹市になるよう、なお一層、どうぞご指導をお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

通告に従い、更なる子育て支援を求めるについて質問いたします。

岸田首相は、1月の施政方針演説で「次元の異なる少子化対策」を表明しました。日本の少子化は長引くコロナ禍の影響もあり、2022年の出生数は、2021年の81.1万人を大きく下回り、統計開始以来、初めて80万人割れとなりました。国の推計より10年も早いスピードで進んでいます。

日本の人口に占める0歳から14歳までの子どもの割合は、2020年では11.7%であり、韓国11.9%、ドイツ13.8%、フランス17.7%、アメリカ18.6%と先進国の中でも低いと言えます。

日本では非婚化が進んでおり、生涯未婚率は1990年までは5%未満でしたが、2020年には男性28.3%、女性17.8%ということです。女性が結婚しなくなった要因には、自立し、自分の収入だけで生活できるようになったこともあると思いますが、その一方で非正規労働者の割合が1989年は約20%であったのが、2021年には37%と増えており、雇用の不安定なことが結婚しない理由として考えられます。

そのほかには、女性への家事、育児の負担の片寄り、長時間労働、教育費にお金がかかることも一因だと考えます。

今の日本では、大学に進学するために奨学金を借りる学生が多く、卒業時に多額の借金を背負うこととなります。

内閣府が2020年度に行った少子化社会に関する国際意識調査によると、育児支援の最重要政策は何かとの質問に対し、日本では教育費の支援、軽減との回答が69.7%で一番多かったそうです。「希望する人数まで子どもを増やさない、増やせない理由は」との問いに対しての回答は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が51.6%で最多だったと言います。

岸田首相の次元の異なる少子化対策では、教育費の軽減策がありませんでしたが、小中学校の給食費を国の責任で無償化することや高校、大学の学費軽減等の対策を取っていただきたいと思えます。

また、出生率は都道府県や市区町村により差があり、自治体の子育て支援対策や環境等、子育てしやすいかどうかの影響していると思われます。自治体では様々な子育て支援対策を行っています。笛吹市では、昨年11月から子どもの医療費無料化を18歳まで拡大しました。また、昨年から続けている物価高騰対策として、給食費の物価高騰分を負担するだけでなく、半年間無料としました。

2月18日付け、山梨日日新聞によりますと、南アルプス市では2023年度、市の一般財源を活用して、市立小中学校の給食費を完全無償化するといいます。長期化する物価高騰などを踏まえ、子育て世帯への支援を充実させたい考えだということです。さらに都留市でも来年度から小中学校の給食費を無償化するそうです。上野原市では今年度、中学3年生の給食費を先行して無償化し、中学1、2年生は半額助成でしたが、来年度は中学1、2年生も無償にするそうです。

全国でも給食費の無償化が広がっており、山梨県でも実施自治体が半数を超えることとなります。笛吹市でも無償化を進めていただきたいと思います。

食品や電気、ガス代などあらゆるものが値上がりし、家計を圧迫しています。賃上げをする企業もありますが一部にとどまり、節約により何とかしのいでいる家庭が多いのではないのでしょうか。物価高騰は今後も続くと思われ、更なる子育て支援対策が必要だと考えます。そこで伺います。

(1) 保育所や小中学校の給食費については、今年度末までは無償となっていますが、来年度はどうなるのでしょうか。多くの自治体が期限を設けず給食費の無償化を行っています。笛吹市でも無償化を行ってほしいと思います。

ア. 来年度の保育所の主食費、副食費はどうなるでしょうか。

イ. 来年度の小中学校の給食費はどうなるでしょうか。

ウ. 期限を設けず給食費を無償とするべきと考えますがどうでしょうか。

(2) 0から2歳児の保育料を無償とし、子どもを預けやすい環境をつくるべきだと思いますがどうでしょうか。

(3) 高校・大学に進学するためには、まとまった費用が必要になります。自治体によっては、高校・大学進学時のパソコン購入費用を助成しているところもありますが、そのような考えはないでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、現在、無償化を行っている小中学校や保育所の給食費についてです。

令和5年度において、保育所の主食費および副食費、ならびに小中学校の給食費を無償化する考えはありませんが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、物価高騰による給食食料費の増加分に対する支援を1年間継続することとしています。

期限を設けない給食費の無償化については、今後、財源の確保等を含め、総合的に検討していきます。

次に、0歳児から2歳児までの保育料の無償化についてです。

現在、住民税非課税世帯、生活保護世帯を対象に、0歳から2歳までの児童の保育料を無償化しています。

現時点では、保育料の無償化を、0歳から2歳までの全ての児童を対象にすることは考えていませんが、国の動向を注視しながら検討していきます。

次に、高校・大学進学時のパソコン購入費用の助成についてです。

国では、大学や短大などに通う学生を支援するため、世帯収入に応じ給付型奨学金を受けられる高等教育の修学支援新制度を、令和2年度から実施しています。

県では、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方を対象に、県立高等学校などの入学に伴うパソコンやタブレット端末の購入を支援するため、令和4年度から県立高等学校等一人一台端末購入支援給付金制度を実施しています。

そのため、現時点で、市としてパソコン購入費用を助成することは考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

食事は生きていく上で欠かせないものであり、子どもの成長に欠かせないものです。文部科学省でも学校給食は生きた教材と言っており、毎日の給食を通してマナーや健康によい食事のとり方、安全や衛生に気を付けて準備や後片付けをすること、食品に含まれる栄養素の働きや地場産物などについて学ぶとしています。給食も教育の一環と言えるのではないのでしょうか。

給食費の無償化については、総合的に判断していくとの答弁ですが、この総合的というのは、様々なことを勘案して考えていくということだと思います。その中で、財政面について具体的にこうなったら導入できるという考えがあるのか、伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

期間限定ではなく、継続的な給食や保育料の無償化を維持する場合、経常的な経費となりますから、財政運営上、基金の活用は好ましくないと考えております。

しかし無償化には、多額の財源を要することから各種基金の活用についても含め、検討してまいります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

自治体によっては、小学校のみであったり、中学校のみを無償化したり、上野原市のようにまず中学3年生を無償化し、次に1、2年生を無償化するというようなやり方や半額助成をするというように、段階的に導入することもできると思いますが、そのような検討はされたでしょ

うか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

段階的に進める考えについてでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、期限を設けない給食費の無償化については、財源の確保等も含めて総合的に検討することとしており、対象を限定した段階的な導入についても、その要否を含めて検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

少子化対策は喫緊の課題であり、国・県とともに子育て支援の充実を進めていただきたいと思っております。

次に、医療機関・介護事業所等への支援について質問いたします。

新型コロナウイルスの発生から3年が経過し、今年の冬は第8波となり、1日の感染者数や死者数は最高を記録しました。感染者が増えたことで、介護事業所では感染して入院が必要な状態になっても入院できずクラスターが発生する、熱がでて発熱外来を受診できない、容態が悪化しても引き受ける病院が見つからず、救急車の中で亡くなる等の事例があったといえます。今は徐々に感染者が減り、落ち着いてきており、海外からの旅行者も増えています。政府は新型コロナの感染症法上の位置付けを5月8日に「5類」に引き下げるとしています。

この3年間、常にコロナウイルスと向き合い、感染対策をしてきた医療機関や介護事業所で働く方々は、一時も気が抜けなかったのではないのでしょうか。「5類」になったとしても、感染対策は必要とされます。そして、昨年から続く物価高騰は医療機関や介護事業所の経営に大きな影響を与えています。自治体によっては、医療機関や介護事業所・障害者施設へ物価高騰対策支援金の支給を行っています。

大阪府が医療機関や保険薬局等に物価高騰対策一時支援金を支給したのをはじめ、大月市では介護事業所等価格高騰重点支援金として介護事業所に支援金を交付しています。北杜市では介護事業所や障害福祉事業所に対して、物価高騰対策支援金を交付しています。

物価高騰はすべての事業所や家庭に影響を与えていますので、どこに重点を置くかは自治体によって違うと思いますが、本市としての考え方を以下、伺います。

(1) 市として医療機関・介護事業所・障害者施設へ物価高騰対策支援金を支給する考えはないのでしょうか。

(2) 「5類」となった場合でも、感染対策は必要とされ、特に重症化しやすい基礎疾患のある方や高齢者については、引き続き感染対策が行われていくと考えますが、医療機関・介護事業所へのコロナ対策に対する支援を考えているのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、医療機関・介護事業所・障害者施設への物価高騰対策支援金の支給についてです。

市では、市内の医療機関や介護事業所、障害者サービス事業所の感染症予防対策と事業の継続を支援するため、令和3年度に、それぞれの施設に支援金を交付しました。

二次救急病院は200万円、一般病院は100万円、診療所は50万円、歯科医院は20万円を上限とし、介護事業所および障害者サービス事業所は1事業所10万円を交付しました。

今後の支援金支給については、国や県の支援策を注視し、市として必要な支援について検討していきます。

次に、5類移行後の、医療機関・介護事業所へのコロナ対策に対する支援についてです。

本市では、医療機関および福祉施設における新型コロナウイルス感染防止のため、新たに医療機関等に入院または入所する方がPCR検査等を希望する場合には、検査費用の一部を助成しています。

今後も感染状況や国、県の支援策を注視し、市として必要な支援について検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

これから新型コロナウイルスに対する対策は緩和されていきますが、また感染拡大が起きる可能性がなくなったわけではありません。

物価高騰については、いつまで続くのか分かりません。コロナウイルスと物価高騰に苦しむ事業所に対する支援を引き続きお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

給食費の無償化の件について、関連質問をいたします。

私どもは繰り返しこのことを求めてきたわけですが、そして今回は他会派も含めて給食費の無償化を求める質問がいくつか出されたわけですが、この間、市は学校給食費の材料費の負担については、学校給食法第11条があると。そして11条を守って給食費無償化はしないという立場を取っていたわけですが、この見解は、今回はしっかりと変えたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

総合政策部長、返田君。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の関連質問にお答えします。

人口減少対策、子育て支援に重点的に取り組むことも考えまして、そのように変えたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺正秀議員の関連質問にお答えします。

本市では、あくまでも学校給食費については、学校給食法11条において保護者の負担と規定されていることから、この原則に今までのとってきているということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

もう少しはっきりした答弁がいただきたいわけですが、今回の答弁、初めて財源を含めて検討するというので、大変それは歓迎しているわけです。一刻も早くやってほしいと思うわけです。そこで、この間の、これまでの答弁の中身は、唯一、学校給食法を守って給食費無償化はしないという答弁でございました。その考えを継続すれば、学校給食費無償化はできないということになってしまいます。この解釈について、前にも指摘したんですが、学校給食法制定時から文部事務次官通達で、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために補助することを禁止する趣旨ではないと。また、その後の国会の答弁でも、地方自治体等がその判断によって全額補助することを否定するものではない、こういうことが再確認されておるわけです。ぜひ、こういう立場に立ってですね、法的問題はクリアされたわけですから、唯一のしない理由というものなくなったわけですから、ぜひ急いでやってほしいと。そして県内で13市町村、また、もっと増えたかもしれません。完全無償化に向かっております。子育てを大事にし、そしてやさしい市政をつくっていくという立場から、一刻も早く、遅れることなく無償化を進めていただきたいと思いますが、再度見解をお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まったく議論をしていないということではございませんので、原則論をお話しているだけでございますから、突然、答弁が変わって、検討を始めた、そういうことではございませんから。当然、無償化の部分ですね、保育料にしたってそうだし、給食費、そんなものはずっと議論をしているわけでございます。ただ、原則論として、今のところはそういうふうな段階だ、というふうなことでございますから、何も大きく議論が、考え方が変わったということではございません。答弁の中で、総合的にこれからですね、ほかの市町村もかなり動きがあるようでございますから、そういうところも注視しながら検討を進めていくということでございます。

それとあと、ちょっと余談ですけど、南アルプスはなんか、まだ期限付きでやって、期限なしでやっているわけじゃなくて、来年だけやるというふうに言っているわけでございますので、何も市町村がどんだん、期限付きで進んでいるなんていう、まだそういう状態ではございませんので、十分そのへんもですね、他市の動向も見ながら、また国の動向、県の動向、そういうものを見ながらですね、われわれとしてもしっかりした財源を持って、進められるときには進めていくということでございます。

これ一度始めたら、もう絶対やめること、ある意味、できないんですよ。一度始めたら。今年やったら来年やめますって、そんなことはできないわけですよ。ですから、しっかりした財源を持ったときに、しっかり始められるような、そういう体制づくりというのをこれから検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ぜひ、今まで法的な縛りがあって駄目だということは、今、どうも考えていないようですから、ぜひ積極的に進めていただきたいということをお願いしまして、関連質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一でございます。

通告に従い、質問させていただきます。

その前に一言、申し上げます。

今、LGBTQの理解増進法を政府は議論をしないまま進めております。また、山梨県議会においてもLGBTQ理解増進を図る条例を議論しないまま、今定例会に提出しようとしております。この議員立法、条例が通りますと、多様性の中、性的指向、性自認者を差別してはならないという法律が施行されます。そういうことの中から、全国また山梨県内の温泉宿泊施設、石和春日居温泉は大変なことになると私は考えております。

仮に、私は体が男でも自分の意識の中で女だと認識すれば女性風呂へも、女性トイレも入れるような法律でございます。まず、これが性自認でございます。温泉ばかりではなく、各施設、学校でも同様なことが起きますので、ぜひ皆さん方も真剣にこの問題は考えていただきたいと

思います。また、山下市長にもよくこの件については、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目の質問でございます。農地不法転用、農地法第4条、5条に違反と思われる事案が25年以上も前に大規模に行われ、現在に至っている件についてでございます。

この件については、市民からの指摘を受けたことにより判明したことでありますが、この指摘を受け、私なりに調査をしたところ、極めて悪質であると感じました。行政が、25年以上前から違法転用し、事業が行われているにもかかわらず、黙認していたことは、職務怠慢か、もっと違う原因、悪く言えば忖度があったのじゃないかと、誠に遺憾に感じております。

日本は法治国家であり、行政運営は全市民に対し公平・公正でなければなりません。この件について、以前から担当部署には忠告、指摘をしていましたが、何の対応・回答もなく今日まで至っておりますので、公のこの議会の場で質問させていただきます。

違法転用に利用している面積は6千平米にも及んでおります。坪数で2千坪ぐらいだと思います。大規模であり、農地以外の場合に固定資産税として負担すべきだった額も、少ない金額ではなかったはずでしょうか。

こんな公平性が欠けた行政運営で良いのか、また他の市民からは、税金を少し滞納したことで収税課の職員に厳しく言われたという話も聞いております。

市民ファーストを掲げる、山下市政はどのように考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

1つ目、違法転用が判明した場合どのように処分されるのかお伺いします。

アといたしまして、大規模に事業を行われている、この事業者に原状回復を求めるのかどうかをお伺いいたします。

イといたしまして、営業停止処分するのか、お伺いいたします。

ウといたしまして、現状のまま事業を継続させるのか、お伺いいたします。

2つ目といたしまして、違法転用が判明した件数と原因についてお伺いいたします。

アといたしまして、令和元年以降、違法転用と判明した件数と転用してから判明するまでの期間は、お伺いいたします。

イといたしまして、長期間放置されてしまう原因は何だと考えているか、お伺いいたします。

3番目に、数年に一度、航空写真撮影調査を行っていますが、以下の点についてお伺いいたします。

ア. 違法に転用されていることは把握できなかったのか、お伺いいたします。

イ. 写真の成果はどのように反映されているのか、お伺いいたします。

ウ. 今後はどのような運用するのか、お伺いいたします。

4番目といたしまして、違法転用と判明した場合の固定資産税の取り扱いについてお伺いいたします。

ア. 固定資産税は遡って徴収可能かどうか、お伺いいたします。

イといたしまして、徴収不能の場合は責任はどうするのかをお伺いいたします。

5番目、違法転用と判明した場合の公表方法についてお伺いいたします。

ア. 公表する内容はどんな内容で公表するのか、お伺いいたします。

イ. 公表の方法はどうするのか、お伺いいたします。

ウとして、公表の時期はいつまでするのか、お伺いいたします。

以上、1問目の質問でございます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

まず、違反転用が判明した場合における処分についてです。

原状回復を求めるのかについては、市農業委員会が転用事業者へ農地法違反であることを伝え、原状回復、そのほか違反を是正するための措置を行うよう、県と連携し指導を行います。

営業停止の処分、現状のまま事業を継続させるのかについては、指導に従い是正する見込みが確実に周辺農地への影響等がない場合は、営業停止の処分は行わず、事業の継続を認めます。

一方、指導に従わない場合は、県が履行期限を定めた是正等を書面により勧告し、勧告に従わない場合は、土地の農業上の利用および公益ならびに関係人の利益を勘案し、原状回復等必要な処分または命令を行います。

次に、違反転用が判明した件数と原因についてです。

令和元年以降で違反転用と判明した件数および判明までの期間について、件数は44件で、期間は数年から20年を経過したものもあります。

長期間放置されてしまう原因については、農地転用には許可が必要ですが、許可申請を行わず、転用行為を行う違反転用は、農業委員が行う農地パトロールで地目と現況との差異を確認しているものの、膨大な筆数であり、発見に至らなかったものもあります。

違反転用後すぐに発見されない場合、時間の経過とともに既成事実化が進むため、発見が困難になることがあります。また、発見されても、関係者の転居、死亡、新たな権利関係の発生等により、是正までに時間を要することが長期化の要因です。

市では、広報紙やホームページ等を通じ、制度の周知を図るとともに、農地パトロールにタブレットを導入して、現地で地目と現況との差異を確認しやすい環境を整備し、違反転用の防止と早期発見に努めていきます。

次に、違反転用と判断した場合の公表方法についてです。

公表する内容、公表方法、公表の時期について、違反転用があった場合は、個別に公表していませんが、違反転用の面積については、毎年6月頃に市のホームページで公表しています。

次に、航空写真撮影調査についてです。

航空写真の撮影は、市内全域を対象に3年に一度、行っています。上空約3千メートルから撮影するため、地上の状況が確認できない場合もあり、把握できない事例もあります。

航空写真は、基準日の状況を画像として記録し、課税の資料としています。そのほかにも土地の所有権移転、分筆、合筆および用途変更ならびに家屋の新築、増築、滅失などに伴う課税処理の資料として活用しています。

今後は、前回の航空写真撮影調査の成果について、AIを活用した比較、分析、解析による確認作業の効率化、ドローンを使用した撮影など、適正な課税に向けて検討を行っていきます。

次に、違反転用と判明した場合の固定資産税の取り扱いについてです。

地方税法第17条の5第5項では、固定資産税を遡って課税できるのは5年間、第7項には不正行為があった場合は7年間と規定されています。課税する固定資産の過去の状況を把握し

ながら適正に対応します。

また、違反転用された農地に対する課税については、農業委員会と税務課との連携を強化し、実態の把握に努め適切に行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

答弁ありがとうございました。

それでは、農業委員会の三枝会長にお伺いいたします。

このような長年にわたり大規模な違法転用、事業が行われていたことに、どのように会長としてお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

三枝農業委員会会長。

○農業委員会会長（三枝啓一君）

荻野謙一議員の再質問にお答えいたします。

大変、違法転用というものは、大変遺憾に思っておりますが、ただいま、小宮山産業観光部長が答弁したとおり、なかなか、昨年からはタブレットを使用して農地の利用状況調査をしているわけですが、その前までは、皆さん、公図を見ながら、一筆一筆確認していたということで、なかなか公図を見ながらだと、筆がちょっと違うんですね、現状と。そういうことで、しかも人員として、現在、農業委員と農地適正化推進委員で合計38名なんですけども、欠員もおりまして36名で笛吹市の農地を全部、限られた時間で調査するというので、また委員の皆さんはほかに農業に従事していて、その合間にするというので、なかなか漏れがあります。そのようなことをご理解していただくとともにですね、今後、タブレットでかなり精度が出てきましたので、IT技術が発展してきましたので、そういうことで今後は精度が高い調査ができるんじゃないかと思っておりますので、われわれも一生懸命努力いたしますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

ぜひ公平に、市民に不公平にならないように、ぜひそういった適切な対応をよろしく願いいたします。

それから、もう1つ、質問でございます。令和5年度の固定資産税、不法に転用された土地の件ですね。その令和5年度の固定資産税の課税価格は、どのように今後なっているのか、それからまた、過去5年から7年間という、先ほど小宮山部長のほうから答弁がありましたけど、その固定資産税、宅地並み課税でございますが、その納付請求はどのような形で納付されるのか。また、時期はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

荻野謙一議員の再質問にお答えします。

違反転用された農地の固定資産税につきましても、確認されました1月1日現在の土地の利用状況に応じて適正な課税を行ってまいります。

また5年、または7年の遡っての課税という部分につきましては、そこは現状、税務課のほうでどこまで遡れるかということで、今、資料の精査等を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

ぜひ、またこの件も市民に公平に分かるように、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それではちょっと例を挙げて話したいと思いますが、一昨年、3条申請で農地を千平方ほど購入しました。その方は農林水産業という中で、鯉の養殖をしている方なんですけど、その方が、その土地を取得して、鯉の池としてビニールシートで池を作りました。そうなったときに、昨年、もう宅地並み課税に課税されたということで、そういった対応の方法というか、そういった、すぐ、1年でその宅地並み課税にされたということで、その方も非常に憤慨をしていたけど、市からそういうように納付しろと言われたことの中で、その方は素直に固定資産税を宅地並み課税として納付しました。そういった例もあります。

また、もう1つ例を申し上げますと、これは1つの事業者でございますが、これは5条申請で農地を取得しました。資材置き場として農地を取得しておりましたが、いろんな事情で違う近くの土地が急きょ取得できたということで、その距離の離れた資材置き場は使うことなく、現在、柿畑として利用しているんですけど、やはり1回、5条転用を取ったということで、宅地並み課税がされております。

そういった中で、これ現状有姿ということの中で、どちらを優先するかということの中になりますと、これ現状有姿という言葉が法律でも出ておりますので、現状有姿で課税するということになっておりますが、そのへんもぜひ検討していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、2問目に入らせていただきます。

ひとり親世帯、困窮世帯、非課税世帯への電気料金・ガス料金の助成についてでございます。

今の日本経済はインフレによる継続的な価格の上昇で、私たちが日常で消費する品目（食品、生活用品）は10年前と比較すると、15%から50%くらいの値上がりをしています。労働賃金は25年以前からほぼ横ばいであり、一般家庭世帯でも毎月の生活が厳しい状況であります。

その中でも電気料金はこのところ値上げが著しく、今後も値上げが見込まれています。その電気料金の中には、再エネ賦課金という項目があり、これは太陽光発電、風力発電など自然エネルギーを利用して発電している事業者（個人含む）から国が一定価格で買い上げる制度（F

I T)であります。それを国民の電気料金に再エネ賦課金として上乗せ支払いをさせるという、とんでもない政策だと考えております。

電気料金・ガス料金の値上げが続くことによって、生活に大きく影響がある、ひとり親世帯、困窮世帯、非課税世帯への補助が今すぐ必要だと考えておりますので、以下、質問をさせていただきます。

1つ目、エネルギー価格が高騰し市民生活を直撃し、ひとり親世帯、生活困窮世帯、非課税世帯への負担が大変な状況であります。電気料金、ガス料金高騰に対し補助する考えはあるのか、お伺いいたします。

2つ目、電気料金・ガス料金以外に補助している事業はあるか、お伺いいたします。

3番目として、今後、ひとり親世帯、生活困窮者、非課税世帯への補助の予定はあるかお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

まず、ひとり親世帯、生活困窮世帯および非課税世帯への電気料金、ガス料金の補助についてです。

電気料金などの高騰は、ひとり親世帯等に限らず広く市民に影響しています。

市では、電気料金などの高騰により、家計への影響を大きく受ける低所得世帯への支援策として、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業を実施しました。令和4年12月から令和5年1月末まで申請を受け付け、6,350世帯に対し3億1,750万円を支給しました。

現時点では、ひとり親世帯、生活困窮世帯および非課税世帯を対象とした新たな補助事業の予定はありませんが、今後も国や県の動向を注視しながら、必要な支援策を検討していきます。

次に、電気料金・ガス料金以外の補助事業についてです。

住民税非課税世帯等を対象として、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金支給事業と、県が負担する1万5千円に、市が独自に1万5千円を上乗せし、1世帯当たり3万円を給付する生活困窮者緊急生活支援金支給事業を実施しました。

また、低所得者で求職活動等の一定要件を満たした世帯を対象に、最大10万円を最長3カ月間支給する生活困窮者自立支援金支給事業を実施しました。さらに、経済的に困窮し生活支援が必要な小中学生のいる世帯に対して、学校給食が提供されない夏休みおよび冬休みの期間中、安定した食事が確保されるよう、食料品を配送する、子ども家庭支援事業を実施しました。

ひとり親世帯に対しては、18歳までの児童とその保護者を対象に、保険適用内の自己負担分を助成するひとり親家庭医療費助成事業を実施するとともに、児童の入学等の際には、学用品費や学校給食費など教育費の一部を援助する、教育委員会の就学援助制度を案内しています。

次に、ひとり親世帯、生活困窮世帯および非課税世帯への今後の補助の予定についてです。

来年度も引き続き、子ども家庭支援事業および女性の生活用品配布事業を実施する予定です。

なお、令和5年4月から、ひとり親世帯を対象とした児童扶養手当の支給額が日額1,070円増額されます。また、6月までに政府がまとめる「骨太の方針」には、子ども予算の倍増に向

けた方針が示される予定です。

今後も国や県の動向を注視しながら、ひとり親世帯等への支援について検討していきます。
以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

答弁ありがとうございました。

ぜひ今後もそういった財政のいろいろと状況もありますので、そういったことを踏まえながらよろしく願いいたします。

今補正でも貨物事業者に9,500万円の補助事業が補正で見込まれておりますが、こういった中で県も生活困窮者への燃料補助金も行われております。そういった中で、本来ならこういった状況は政府の責任であり、これは政府がおそらく全国民にそういった助成をしなければならぬ、私はそう考えておりますが、ぜひ自治体、笛吹市でもできる財政の範囲で今後とも市民の支援をよろしく願いいたします。

そういった中で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了します。

関連質疑・質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をします。

特別支援学級、不登校児童生徒の現状と取り組みについてお伺いします。

生活様式の多様化、周辺環境の変化や社会環境の変化、経済状況の低迷で精神的なストレスや不安などを抱え、今後も増加すると予想される特別支援学級を利用する児童生徒、不登校児童生徒の現状と課題点、取り組みについて、以下、お伺いします。

不登校児童生徒について。

ア. 不登校児童生徒の人数をお伺いします。

イ. 小中学校での不登校者数の推移をお伺いします。

ウ. 地域ごとに不登校者数の差が生じているのかお伺いします。

エ. 現状の不登校者数をどう捉えているのかお伺いします。

オ. 出席日数により不登校かそうでないかを判断すると聞きましたが、ほぼ登校できずにいる人数は把握できているのかお伺いします。

カ. どのようなことが要因として不登校になっているのか、調査はできているのかお伺いします。

キ. 不登校児童生徒に対応する教職員等の人数は適切なのかお伺いします。

ク。不登校児童生徒の受け皿となっている笛吹市教育支援センター「ステラ」ですが、県の施設を借りている施設は、校庭もない閉鎖的な教室ですが、今の施設で良いのか。また、移転等の計画はあるのかお伺いします。

ケ。不登校児童生徒が登校できるようになった際に、本来の場所に戻り学校生活を送り学べる環境づくりや取り組みについてお伺いします。

特別支援学級についてですが、ア。利用している児童生徒数は何人なのか、お伺いします。

イ。対応する教職員や専門職の人数は適切か。また、接し方や知識などを十分に持ち合わせた人員の配置は出来ているのか、お伺いします。

ウ。差別やいじめなどが無いのか。また、あった場合の問題解決やケアは適切に行われているのかお伺いします。

エ。体に障がいのある児童生徒が利用しやすい施設については、各学校で差がありますが、今後、施設整備をしていく計画があるのか、お伺いします。

不登校児童生徒、特別支援学級についてですが、ア。心などに問題を抱える児童生徒は、生活様式の多様化、周辺環境の変化などで今後もデリケートな対応が必要と考えます。児童生徒によって個別に異なる対応や専門知識が必要です。それに対応できる教職員、専門職の配置、知識の習得、人員数の配置は適切に行えているのかお伺いします。

イ。心などに問題を抱える児童生徒が不登校へと移り変わることも考えられますが、実際にそうなった事例と対応は適切に行われているのかお伺いします。

ウ。義務教育を受ける権利がある不登校児童生徒への環境面や学びへの対応、特別支援学級を利用する児童生徒の環境面への対応。また、児童生徒や保護者へのカウンセリングを含めたサポート体制の充実をすることは大切であります。今後、市としてどのような取り組みや対応、サポート体制の充実を行っていくのか、お伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

山田宏司議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、不登校児童生徒についてです。

令和4年4月から令和5年1月末までに、病気や経済的理由を除いて30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学生46人、中学生99人です。

また、不登校者数の推移については、平成30年度が97人、令和元年度が107人、令和2年度が139人、令和3年度が160人です。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限等の影響もあり、増加傾向が強まっています。

次に、地域ごとの不登校者数の差についてです。

学校規模や校種にもよりますが、不登校児童生徒の割合で、全国平均を上回っている学校が多い地域は石和町と一宮町です。若干ではありますが地域による差が見られます。

次に、現状の不登校者数をどう捉えているかについてです。

本市の不登校児童生徒数の割合を、全国と比較すると、小学生は同等、中学生は若干高い状況です。なお、全国的に不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、大きな課題であると認識しております。

次に、ほぼ登校できずにいる人数の把握については、毎月、各学校から児童生徒の欠席状況の報告を受け、不登校者数を把握しています。

ほぼ登校できずにいる市内の小学生は5人で、中学生は26人です。

次に、不登校の要因については、国の調査方法に基づいて調査しております。全国の結果と同様、無気力や不安、生活リズムの乱れ等が多い傾向にあります。

次に、不登校児童生徒に対応する教員等の人数についてです。

県は不登校児童生徒に対応する教員の授業時数を軽減するために、不登校指導加配教員を配置しています。本市には、中学校のみ4人が配置されていて、そのうち3人は非常勤で十分とはいえない状況です。そのため、引き続き県に対して、学校現場の実情に応じた教職員の増員を要望していきます。

次に、市教育支援センター「ステラ」について、今の施設で良いか、移転の計画はあるかについてです。

「ステラ」は個別学習室、多目的ルームや職員室のほか、農園も備えていて、市に移管してからはインターネット環境も整備しました。立地も良く、教育支援センターとしての機能は備わっていると考えております。

一方、移転については、県の施設を借用していることから、将来的に検討していきたいと思っております。

次に、登校できるようになった際の学校生活における環境づくりや取り組みについてです。

不登校児童生徒の学校復帰の際には、特に学習の進捗や友人関係、家庭生活等の状況を、保護者や「ステラ」、ふえふき教育相談室など関係機関と共有するとともに、学校では別室を確保し、個別指導等の支援を行っています。

続いて、特別支援学級についてです。

まず、利用している児童生徒数についてですが、令和4年度に特別支援学級に在籍している小学生は170人、中学生は68人です。

次に、対応する教職員や専門職の人数、接し方や知識などを十分に持ち合わせた人員の配置についてです。

教員は、県の特別支援学級の学級編制基準で、1学級あたりの児童生徒数7人に対して1人が配置されます。しかしながら、特別支援学級は複数の学年の児童生徒が在籍する複式学級が多いため、適切な教員の配置数とはいえず、市費負担のサポーターを配置して対応しています。

専門職については、特別支援学校免許状を持っている教員もいますが、十分な配置数とはいえません。

また、特別支援教育についての指導法や知識については、県の研修や校内研修によって研鑽を積み、専門性を身に付けています。

次に、差別やいじめなどの問題解決やケアについてです。

各学校では、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し合いながら学習や生活をする態度を育てていますが、時として差別やいじめに発展することもあります。

各学校では、差別やいじめの未然防止や早期発見に努めていますが、問題が発生した際には、特別支援コーディネーターや生徒指導担当が中心となって組織的に対応するとともに、保護者と連携しながら解決を図っています。

次に、施設のバリアフリー化に向けた整備計画についてです。

校舎のバリアフリー化は、新築や改築、大規模改修の際に合わせて整備していく計画です。また、毎年、各学校から支援が必要な児童生徒の受け入れについて聞き取り、随時、必要な整備を行っています。

続いて、不登校児童生徒、特別支援学級についての質問のうち、心などに問題を抱える児童生徒に対応できる教職員、専門職の配置、知識の取得、人員数については、各学校に相談や生徒指導を担当する教員を置き、県の研修や校内研修により専門的な知識を身に付けています。

専門職については、県が全校にスクールカウンセラーを配置し、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

しかしながら、配置人数が十分でないことから、県に対して専門性を持った教職員の増員やスクールカウンセラーおよび、スクールソーシャルワーカーの年間活用時間の拡大を要望していきます。

次に、心などに問題を抱える児童生徒が不登校になった事例と対応についてです。

学業や友人関係等の悩みや不安を抱えている児童生徒が、登校しても徐々に教室に入れなくなり、別室で個別の学習を実施しつつも、やがて不登校になってしまうケースは少なくありません。

各学校では、不登校の兆候がある早期の段階において、教職員間で児童生徒の様子をこまめに情報交換するとともに、個別の相談支援やスクールカウンセラーのカウンセリングにつなげるなど対応をしています。

最後に、不登校児童生徒や特別支援学級を利用する児童生徒への取り組みや対応、サポート体制についてです。

不登校児童生徒や特別支援学級を利用する児童生徒に対しては、ICTを活用した個別の学習支援、校内で安心して落ち着ける教室環境づくり、スクールカウンセラーと連携した相談支援の充実を図っています。

また、不登校児童生徒に対しては、市教育支援センター「ステラ」において、基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善に向けた適応指導を行い、学校復帰に努めています。

なお、サポート体制については、教職員に対して県の研修への参加を促し、教育相談等の専門性の向上を図っています。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を強化するとともに、ふえふき教育相談室の相談員の増員に必要な経費を、令和5年度当初予算に計上し、カウンセリング体制の強化を図ります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

非常に丁寧な答弁をありがとうございました。児童生徒が質の良い教育を受け、良い環境で学校生活を送ることは、学習の面や人間形成の面で非常に大切なことであると思います。本市の教育に対する取り組み方が真剣で前向きであると、しっかりと伝わってきました。

一方、いろいろなことを抱える児童生徒がいます。その状況をしっかりと理解し、丁寧な対応をすることで、児童生徒が安心・安全に学び、過ごせる場所づくりも重要だと考えます。

そこで、再質問を2つさせていただきます。

不登校児童生徒についてのうち、ウとオについてですが、ウの地域による差が見られるとの回答でしたが、その原因をどう考え、今後対応していくのかお伺いします。

オのほぼ登校できずにいる人数ですが、小学校より中学校で大幅に増えることをどう捉え対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

せっかく2問の再質問をいただきましたので、併せてお答えしたいと思います。

山田宏司議員の再質問にお答えいたします。

まず1問目、ウの不登校児童生徒の地域差の原因と今後の対応についてですが、地域差について、原因を特定することは困難ですが、家庭環境に起因するケースが非常に多いことから、保護者と課題意識を共有した上で、個々に応じた働きかけが必要だと考えております。

それから、2つ目のオのほぼ登校できないでいる生徒の原因と解決方法についてですが、ほぼ登校できない原因の1つとして、いわゆる中1ギャップが考えられます。そのため、小中学校の教職員がお互いに授業を見合っ、て、カリキュラムを工夫するなど連携を強化していく必要があるかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

大変失礼いたしました。でもしっかりとした答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私は笛吹市内の児童生徒がみな平等に教育を受け、学校生活を送ることが基本であり、その機会をつくり、提供することが重要であると考えます。誰一人取り残さない教育が笛吹市の義務教育で実現されることを望みます。

不登校児童生徒が学ぶ場も提供する側が考える利便性ではなく、学ぶ者がストレスなく使える広い場所を考えてみてはどうでしょうか。

例えばですが、境川にある旧寺尾分校などは良い環境だと思うのですが、今後、移転を考えるとときに、選択肢を広げて議論をしてほしいとお願いをしたいと思います。

ここで少し、ある少女の話をさせていただきたいと思います。

車いすに乗った、ある少女と同級生の話です。

少女のお母さんには許可をいただいたので、下の名前で、その少女のことを呼ばせていただきますが、その少女はマユノちゃんといいます。

小学校入学時、学校は違うのですが、当時、石和西小学校が新しく施設が充実していること、幼稚園のときの友だちがいることから入学をしてきました。とても明るく元気な女の子でした。

マユノちゃんと同じクラスになった児童も戸惑いはあったでしょうが、1カ月、2カ月と過ごすうちに打ち解け、普通に一緒に学ぶ友だちとなっていきました。

学校で過ごしている姿を授業参観や学校開放日で見たとときに、私は正直、驚きました。体育の授業で校庭に出るとき、マユノちゃんが女の子の友だちと話しながら校舎を出て段差に差し

掛かったときでした。マユノちゃんの友だちも何も言わないのに男子児童が数人来て、車いすを持ち、校庭に下ろし、そのまま何事もなかったように立ち去ったのです。校舎へ戻るときもまったく同じでした。

その中に、うちの息子がいたので、あとで聞いたのですが、「えっ、普通だよ」と。「クラス全員がいつもしていることだから」という答えが返ってきたのです。私は正直、またこの答えに驚きました。「普通だよ」という答えに、マユノちゃんと一緒に過ごし、子どもたちは接し方や必要なときだけ手助けをすることを学んでいたのです。その姿を見て、他の保護者も同じことを思ったはずですが、マユノちゃんに子どもたちが多くのことを学ばせてもらったと。

教職員だけに頼るのではなく、その環境があり、学ばば子どもたちも立派に手助けができると確信しました。環境が整い、ご理解があれば人間形成の場として学校が今後もこうあってほしいと願います。

小学校卒業後、マユノちゃんは支援学校へ進学しました。このときの友だちとは今も交流が続いているそうです。この子たちは今年、18歳の成人年齢に達し、社会に出たり進学したりします。きっと、このときの経験はこの子たちにとって大きな財産となり、周りを思いやれる人として過ごしていくことでしょう。私たち保護者もまた、マユノちゃんと同級生の姿から大きく学びました。マユノちゃんご家族には心より感謝をしたいと思います。

長くなりましたが、笛吹市の学校教育の未来が明るく素晴らしいものになることを確信して、私の質問を終わりたいと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時29分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、神宮司正人君の質疑および質問を許可します。

8番、神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

笛新会の神宮司正人です。

はじめに、本日3月3日はひな祭り、桃の節句とも言われております。このところ、まだ花は咲いてはおりませんが、日一日と暖かくなりまして、三寒四温の間ではありますが、もうすぐ、この地域にも桜の花が咲いたり、桃が咲いたりして、新しい穏やかな春が見れると思いますけども、どうかよろしく願いをいたします。

2問、質問させていただきます。

まず、コロナ発生後3年を経過いたしましたして、学校現場での対応についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症が日本に入って来てから、丸3年を経過いたしました。

この間、昼夜を問わず治療・看護に従事している医療従事者の方々には今さらながら感謝をいたしていますが、この3年、われわれは数々の感染ピークを経験し、いまや第8波の大きな波もようやく乗り越えようとしてきております。

国内外はもとより、本県、本市でも昨年7波が収束したと思うのも束の間、10月に入りましてからは、第8波の感染拡大に急激に見舞われ、本県でも感染者数はピーク時に1日当たり、実に延べ2千人を大きく超える状況となりました。

ここに来て8波の感染者数は減少傾向にありますが、本市内においては相変わらずの介護施設等でのクラスターの発生、幼児・児童からと思われる家庭内感染等々、数字上、いまや県民の4人に1人が感染した計算になっております。

またこの間、学校現場への対応として、コロナ感染防止の観点から決断・実行をされ、市内全小中学校へ自動水洗が設置されました。

また、子どものインフルエンザ予防接種事業等の助成をするなどの施策の展開をいただき、市長はじめ担当課には心から感謝をいたしておるところでございます。

ウイルス弱者である高齢者、また少子化にあつて将来を担うべき子どもたちの命をこのコロナ禍からしっかりと守り切ることは第一の課題であると考えます。

そこで、この3年余り、本市の教育委員会でも日夜大変なご苦勞をいただいていることに感謝するところでありますが、本市の対応を以下、伺います。

まず1点目、3年を経て本市所管の小中学校の児童・生徒、また家族の方々の最近の感染状況等、市の教育委員会としてどのように把握をされているのかお伺いします。

2点目、コロナ前と比較をした際の状況について伺います。

まずア、子どもたちへの心の変化、学校生活での状況で変わったところは。

イとしまして、子どもたちの心身の発達状況に問題は見られないか。

ウとしまして、校内・クラス内において不登校・発達障害・適応障害、風評被害やいじめ等の状況はいかがでしょうか。

3点目、県では、小学1、2年生から25人学級を導入し、新年度より、さらに3、4年生に順次拡大との方針でございますが、コロナ禍での対処として本市ではどのように捉えているのか、お伺いいたします。

4点目、不幸にして感染した子どもたち、あるいは感染に対してナーバスになっている子どもたちのための心理的ケアが必要であると考えますが、その対応はいかがでしょうか。

最後に5点目、子どもたちばかりではなく、学校の先生方にも少なからず何らかの影響がこの3年間であったと思われませんが、先生方の影響はどうであったのか伺います。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、小中学校の児童・生徒および家族の最近の感染状況の把握についてです。

令和4年9月30日以降の感染状況の把握については、保護者から欠席の連絡を受けた学校が、毎日、欠席者・感染症情報を共有する「サーベイランスシステム」を使って、感染や濃厚接触による欠席状況を入力しています。

教育委員会は、このシステムにより、小中学校ごとの児童生徒の感染状況を欠席者数として把握しています。これによると、本年3月2日の欠席者数は3人で、昨年12月21日の115人をピークに減少を続けています。

なお、児童生徒の家族の感染状況については把握していません。

続いて、コロナ前と比較した際の状況ですが、まず子どもたちの心の変化、学校生活で変わったところについてです。

心の問題は顕在化しにくいですが、新型コロナウイルスの影響により、集中できない、イライラするといったストレスを抱えている児童生徒が増えていることを認識しております。

次に、子どもたちの心身の発達状況に問題は見られないかについてです。

学校や家庭生活等での活動の制限から、今年度の全国体力・運動能力調査において、全国的な児童生徒の体力の低下が明らかになりましたが、本市においても同様の結果となっています。特に、小学生の持久力に課題が見られます。

次に、不登校・発達障害・適応障害、風評被害やいじめの状況については、コロナ禍前と比較して、発達障害・適応障害への影響、風評被害やいじめについて大きな変化は見られません。

一方で、不登校については、感染防止対策による行動制限等の影響もあり、増加傾向が強まっていると認識しています。

続いて、県は25人学級を新年度から3、4年生に順次拡大するとの方針だが、コロナ禍での本市の考えについてです。

少人数教育は、きめ細かな指導に加えて、コロナ禍においても密集・密接を避けて教育活動を実施することができます。

そのため、引き続き、県に対して25人学級の確実な実施を要望していきたいと考えております。

次に、感染した子ども、感染に対してナーバスになっている子どもへの心理的ケアについてです。

感染した児童生徒への心理的ケアについては、心の変化を見逃さないよう、教職員が組織的に対応し、各学校に配置されているスクールカウンセラーと連携しながら相談に応じることで、不安の解消に努めています。

また、感染に対してナーバスになっている児童生徒に対しては、学級指導や保健指導の際に、新型コロナウイルスについての正しい知識を身に付けさせ、感染者等に対して適切に接することができるよう指導しています。

次に、学校の先生への影響についてですが、感染した児童生徒へのサポート、教育活動が制限された中での学力の保障、毎日の感染症対策等、精神的に大きな負担が続いていることが挙げられます。また、現場では、マスクを着用した中で教育活動を実施しているため、児童生徒の表情を捉えることが難しく、生徒指導に悩むといった声もあります。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

お答えをいただきました。

1番の質問には、順調に子どもたちへの感染も減少してきているというふうなお答えであったと思います。

2点目の子どもたちへの心の変化については、なかなか顕在化はしないけども、集中しにくいですか、イライラする等の何らかのストレスを抱えている児童生徒が増えているというふうに認識しているとのことでございます。

イの心身の発達状況、これについては小学生の持久力が多少心配だというふうなことがお答えになりました。

ウの不登校の状況、これについては、感染防止対策による行動制限等の影響もありまして、増加傾向が強まっているというふうに答弁をいただきました。午前中の山田議員のご質問にも、大勢の方がこの間、増えてきているというふうなことも自覚を、私もしました。

3点目の25人学級、これについては少人数教育の利点等の回答がありまして、引き続き山梨県に対して、メリットもあるので、25人学級の確実な実施を要望していきたいとお考えのようでした。

私たちの時代、45人から50人くらいの大変大きなクラスでありましたが、特に最近、コロナ禍の時代にありまして、子どもたちにしっかりと教師の目が行き届き、教師の負担軽減にもなると思われまますので、ぜひとも県のほうにも引き続き強力に要望をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また4点目、感染した子どもたちへの心理的ケアについては、子どもたちの心の変化を見逃さないように、教職員が組織的に対応し、またスクールカウンセラーと連携をし対応していく。不登校の子どもも増加傾向であります。私が時々、学校にお邪魔したときも、授業に馴染めない子どもも散見されました。教室でもって普通の授業が受けられない子どもたち数人を、校長先生が対応しているというふうな傾向も見られました。

また5点目、先生方への影響について回答をいただきました。この間、私は先生方にも少なからず心理的な影響で仕事を休まざるを得ないような場合もあるように聞き及んでおります。

不登校の子ども数や先生方の給食等の勤務の状況については、お答えをいただいておりますが、具体的な数字をいただけませんでしたが、そこで再質問させていただきますが、長いこと、教育現場で教壇に立ちまして、また管理者として一般教員の指導をされてきました教育長にお伺いをしたいと思います。

今後の子どもたちへの、この3年間の心の問題への対応、それと教職員への心理的なサポートについて、考え方、取り組み方につき、教育長の考え、見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

神宮司正人議員の再質問にお答えをします。

コロナの長期化によりまして、不登校や心の不調を訴える児童生徒の増加、こういったことで、子どもたちの心に及ぼす影響も見られます。

子どもたちの心のケアにつきましては、学級担任や養護教諭を中心に心身の状況を的確に把握するとともに、家庭と連携する中で教育相談の実施、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる心理面、福祉面からの支援をしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

また、教職員への心理的なサポートについてですけれども、管理職や学年スタッフ、スクールカウンセラー、さらには産業医等による教育相談体制をしっかりと構築する中で、安心して勤務できる職場環境づくりに努めてまいりたいと、こんなふうに考えるところです。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

教育長、ありがとうございます。

しっかり対応してほしいなというふうに思いますので、いよいよウィズコロナ、アフターコロナがいよいよ現実的に間近になってまいりました。子どもたちへの教育と、それを支えるしっかりとした教師へのフォローアップは実に大切なことと考えるので、教育委員会にありましては、引き続いての対応をぜひともよろしく願いをいたしまして、次の質問にいきたいと思っております。ご回答をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして2問目、後期高齢者への人間ドック助成金について、お尋ねをいたします。

私も25年ほど前から健康管理のため、市外のある病院にて人間ドックを受診し、結果をトレンド管理し健康維持に家内と共に努めております。

高齢者になれば若いときよりもなお一層健康管理は必要であり、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目前にしまして、高齢者一人ひとりが健康を維持しながら、健全な社会生活を営むことは、市長が掲げる「ハートフルタウン」の実現においては、重要なポイントであると考えます。

日本人の平均寿命も延びまして、75歳を過ぎてもまだまだ元気で活躍されている方も大勢いらっしゃいます。高齢者がいつまでも元気で社会生活を営むためには、疾病の早期発見・早期治療が必要不可欠であり、そのためには人間ドック受診は高齢者の健康維持に有効であると考えられます。実際に75歳を過ぎた多くの高齢者の皆さまから人間ドックへの助成を求める声が私の耳にも届いております。

また、昨年から続く諸物価の高騰は高齢者の日常生活にも多大な影響を与え、健康管理が後回しになってしまうことも懸念をされるところでございます。

そこで以下、伺います。

1点目、65歳以上の国保人間ドックの受診者数はどのくらいか。また、国保人間ドックに係る市の経費の総額はどのくらいでしょうか。

2点目、後期高齢者の市の健診の受診状況はいかがでしょうか。

3点目、市が人間ドック助成の対象年齢を5年間延長し、後期高齢者の人間ドックに補助をした場合、どのくらいの経費が必要でしょうか。

最後に4点目、後期高齢者の人間ドックへの補助制度を市が単独で実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

この件につきましては、以前、古屋議長がこちらのほうの席にいたとき、また一昨年12月議会で落合議員が質問をされたこと承知しておりますが、再度、質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、65歳以上の国保人間ドックの受診者数と要する経費についてです。

令和3年度の国保人間ドック受診者数は1,973人で、そのうち、65歳以上74歳以下の受診者数は1,301人でした。

国保人間ドックの単価は医療機関によって異なり、3万7,400円から5万1,370円です。市では、男性2万円、女性2万2千円を助成しています。

令和3年度に、市が国保人間ドックに助成した総額は、4,127万8千円でした。

次に、後期高齢者の市の健診の受診状況についてです。

令和3年度の後期高齢者の健診対象者は9,601人で、そのうち、市の健康診査を受けた方は1,879人、受診率は19.57%でした。

次に、人間ドック助成の対象年齢を5年間延長し、後期高齢者の人間ドックに補助した場合の経費についてです。

国保人間ドックと同じ金額を、75歳から79歳までを対象とした後期高齢者人間ドックに助成した場合に必要な経費は、令和3年度に国保人間ドックを受診した70歳から74歳の受診者数をもとに試算すると、約1,500万円になります。

次に、後期高齢者人間ドックへの補助についてです。

厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」によると、75歳以上の方の8割以上がかかりつけ医を受診していると言われていますが、本市では、9割以上がかかりつけ医を受診していることから、医療機関における個別健診を導入し、通い慣れたところで必要な健診を選んで受けられるようにしています。

また、がん検診については、国の指針で推奨年齢の上限が69歳に定められましたが、本市では上限を定めず、希望すれば検診を受けることができる体制を整えています。

個別健診とがん検診を組み合わせた場合、検査項目は最大17項目で、人間ドックの検査項目とほぼ同じ項目が受けられますが、後期高齢者の人間ドックへの助成の希望があることは承知をしておりますので、今後、助成の必要性について検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

お答えいただきまして、ありがとうございます。

3点目のですね、市が人間ドック助成の対象年齢を5年間延長し、後期高齢者の人間ドックに補助をした場合の経費について答弁をいただきました。試算によりますと70歳から74歳の受診者をもとに試算をされたということで、必要な経費は約1,500万円ほどですとの回答をいただきました。

4点目について、後期高齢者の人間ドックへの補助制度を市が単独で実施すべきと考えますがについての回答もいただき、後期高齢者の人間ドックへの助成の希望がたくさんあることは承知してはいますが、今後必要性について検討したいと答弁をいただきました。

後期高齢者は、このコロナ禍にありましても、家に引きこもることなく健康維持に努め、アウトドアでの活動、行動をされてきておりますが、1年前の2月24日、始まりましたロシアによるウクライナ侵略戦争による諸物価高騰により、年金生活者にも大きな痛手が及んでおります。

中には月1回の楽しみにしていたゴルフをやめ、お金のかからない他の軽スポーツを始めた等の話を聞くたびに、私は実に悲しくなります。

日本においては、諸物価高騰による対応として、政府では企業に対して高騰に見合った賃上げを要請しておりますが、中小企業ばかりの本市にありましては、生産年齢人口世代の賃上げでさえなかなか難しいのが実情です。

国も働き方改革、定年制度見直し等、働く環境はどんどん進展していかねばならない実情の中にありまして、なお、後期高齢者は元気で生きていかななくてはなりません。

官公庁でも、民間企業によりまして、65歳までの正規雇用に向けて働く環境整備が進展してまいります。いまや65歳は高齢者ではないと思っています。

そこで、以下、おこがましいのですが提案をさせていただきます。

本市では、65歳ではなく70歳からを高齢者と呼び、75歳ではなく80歳からを後期高齢者と捉え、高齢化時代の対応をしていってほしいということでございます。どうかまだまだ現役で元気に仕事や多方面にわたり活躍できる後期高齢者で、希望をする方には人間ドックへの補助制度をぜひとも市が単独で実施をしてほしいと思っておりますが、もしできましたら、市長のお考えをいただければありがたいと思っております。いかがですか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁をお願いします。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

大変、建設的なご質問、またご提案もいただきまして大変どうもありがとうございました。

3名の議員の先生方から、この質問に対してですね、質問があったわけでございます。

ちょっと少し、話が長くなりますけれど、私、国会議員の秘書をやっていたときに、この後期高齢者制度ができるときにちょうどいまして、当時、私の付いていた先生がですね、名前が悪いと。後期高齢者なんて何たるものだと。失礼だというふうなことをね、ちょっと申し上げておりましたが、先ほど言ったように、本当に非常に高齢化でですね、大変、年を重ねてもお元気な方々が大変多く、現在はいらっしゃいますから、そういう意味で、先ほど言われた名前の

ネーミングもですね、少しずらすなんてこともあるのかもしれませんが、またそんなことも頭に置きながら、東京へ行ったときに、国会の先生方にそんなお話もさせていただけたらなというふうに思いますし、先ほど1,500万の試算があるというふうなことでございます。先ほどちょっと、保育料だとか、給食費の話と同じようにですね、いわゆる経常的な経費になります。今年始めて来年やめるということもできませんので、そのへんも十分、予算の中ので、すね、枠をしっかりと見定めながらですね、検討していき、また結論を出していきたいなというふうに思っておりますので、またいろんな部分でご指導をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

前向きに市長も考えていただけるような答弁をいただきまして、うれしくなりました。

先ほどですね、西海部長の試算でもそれほど高価な、たくさんのお金がかかるわけではないというふうに考えていますし、市長が掲げるハートフルタウン幸せあふれる笛吹市民のため、子どもたちから高齢者まですべての世代に配慮いただいて、幸せ実感日本一の笛吹市になることを心から望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑・質問はありませんか。

（なし）

関連質疑・質問を終了します。

ただいま、議題になっております議案第1号から議案第38号までの38案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおりであります、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3月4日から3月12日までは議案調査のため、休会といたしたいと思っております。

これご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月12日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は3月13日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

令和 5 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 3 日

令和5年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和5年3月13日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 笛吹市役所支所設置条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 笛吹市職員給与条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 笛吹市特別会計条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 笛吹市福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 笛吹市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 笛吹市公民館条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和4年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 17 | 議案第 37 号 | 普通財産の譲渡について(かすがい東保育所) |
| 日程第 18 | 議案第 38 号 | 市道認定について |
| 日程第 19 | 発議第 1 号 | 笛吹市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林	始		18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
代表監査委員	曾 根 哲 哉	農 業 委 員 会 会 長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスクの着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、消防長 矢崎丈司君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第1号から日程第18 議案第38号までを一括議題とします。

本案については、今定例会初日2月21日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告いたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月7日、8日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」

総合政策部情報システム課の審査では、総務費、総務管理費、情報政策費、事務系情報システム事業、ひとり1台パソコン維持整備事業について、今回減額する予算についてさらに説明を求めたところ、令和4年度分として購入するシンクライアント端末100台について、半導体の不足により今年度中の発注が困難となったための減額である。今回の減額分については、当初予算において令和5年度購入分と併せて計上したとの説明がありました。

また、委員からは、情報システム機器等の説明については、分かりやすい言葉で説明していただきたいとの意見がありました。

次に議案第37号 「普通財産の譲渡について（かすがい東保育所）」

総務部管財課の審査では、委員より、譲渡する建物の金額算定について質問があり、不動産鑑定士により鑑定額を算出し、社会福祉法人が園舎を新築する場合には、国の交付金を活用すると、負担割合が、国が2分の1、市が4分の1、社会福祉法人が4分の1となることから、その鑑定額の4分の1を売り払う金額としたとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第1号 「笛吹市役所支所設置条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第2号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第3号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第4号 「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第5号 「笛吹市特別会計条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について」、消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第37号 「普通財産の譲渡について(かすがい東保育所)」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長(古屋始芳君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第1号から議案第4号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号を議題として、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第37号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

議案第37号 「普通財産の譲渡について（かすがい東保育所）」の反対討論を行います。

この普通財産の譲渡は、令和5年4月1日から笛吹市立かすがい東保育所の運営を社会福祉法人 城西福祉会に移管することに伴い行われるものです。

現在、かすがい東保育所は指定管理者である社会福祉法人 城西福祉会が運営しています。

課外活動教室としてピアノ教室、スイミング教室、体操教室を行うなど独自の運営をされているようですが、公立から指定管理に替わる時点で何名かの保育士は入れ替わっており、子どもへの影響があったのではないのでしょうか。

民営化がすべて悪いというわけではありません。私立保育園も独自の運営をされ、保護者の信頼を得ている園が多くあると思っています。

それでは、なぜ反対かという、今回の民営化が笛吹市公共施設等総合管理計画に基づき策定された個別施設計画（公立保育所編）によるものだからです。この個別施設計画は公立保育所に必要な機能を効果的に維持するため、中長期的な維持管理や改修にかかる更新コストの削減と平準化を目的として策定されています。

管理に関する基本方針として、1. 完全民営化の第1段階として指定管理者制度を導入していく。2. 指定管理者制度を導入している施設については、後継者を選定し、施設については譲渡または売却、土地については貸付または売却を進める。3. 公立保育所については、市内に3カ所の公立保育所を存続させ、市の責任において受け入れるための環境を確保するとしています。

今、11園ある公立保育所を将来的には3園まで減らすという計画であり、到底納得できません。この計画は、財政的な理由や人口減少を理由としたものであり、地域の保育や幼児教育をどうすべきかという視点は、まったくありません。

また、保育士の処遇改善が求められている中で、民営化により職員の雇い止めや人件費削減が起きれば、保育士の処遇改善に逆行するものとなります。

行政は保育において公的責任を負っており、コスト削減の民営化ではなく、公立保育所の充実を図り、待機児童がなくなるよう保育士の確保にも力を入れていただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件についての、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月7日、8日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第6号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」

市民環境部国民健康保険課の審査では、均等割を減免することとした考えについて説明を求めたところ、市としては、総合計画「ハートフルタウンふえふき」に掲げる施策として、次世代を担っていく子どもたちのため、様々な分野で、子育てを支える環境づくり、子育て世帯への支援を展開しており、その一環であると考えている。当該減免については、今後も、全国市長会等を通じて、国へ拡充等を要望していきたいとの回答がありました。

また、県内の市町村における、この条例改正のような均等割減免措置の実施状況について説明を求めたところ、県内では実施している自治体はなく、笛吹市が最初となるとの説明がありました。

議案第10号 「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」

子供すこやか部子育て支援課の審査では、第2条関係、第13条衛生管理について、放課後児童健全育成事業所において、感染症および食中毒の予防等のための研修・訓練の定期的な実施を努力義務にした理由について説明を求めたところ、条例文では、国の定める参酌基準に基づいて表記しているが、運用については、市として義務化と同様の対応をすることも可能であるので、所管課と現場とで協議を進めるとの回答がありました。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」では、教育委員会学校教育課の審査では、学力向上支援スタッフ追加配置事業について、今後の対策の説明を求めたところ、人材確保が非常に大変な状況であることから、県教委からもらっている午前中勤務の加配教員を、午後は市の学力向上支援スタッフとして任用することにより、同じ教員に1日勤務してもらい、次の授業へつなげることを引き続き行っていきたいとの説明がありました。

また、加配について、さらに説明を求めたところ、加配に様々な種類があり、県教委の基準にもとづき1日勤務の教員と半日勤務の教員が配置されているとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第6号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第7号 「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第8号 「笛吹市福祉センター条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第9号 「笛吹市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第10号 「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号 「笛吹市公民館条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」、子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第13号 「令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第12号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第6号から議案第11号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本6案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本6案についての委員長報告は可決です。

本6案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、ご報告いたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月7日、8日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、「森林保全対策事業」の委託料においてナラ枯れの伐採を行っているようだが、松くい虫について落ち着いてきているのか。また、ナラ枯れの場所はどこあたりか尋ねたところ、松くい虫も引き続き被害が出ているが、相対的には減ってきている。また、ナラ枯れは出始めて3年くらいになり、最近市内の広い範囲でも見受けられるようになったとの説明がありました。

観光商工課の審査では、「貨物運送事業者燃料価格高騰支援金事業」において、対象となる業種を尋ねたところ、緑ナンバーと黒ナンバーの運送業、冠婚葬祭業、宅配事業者、引越事業者、建材事業者、産業廃棄物事業者等となるとの説明があり、また全国的な支援金か尋ねたところ、全国の各地で実施しているが、県内では韮崎市、甲州市、山梨市、北杜市で実施しているとの説明がありました。

建設部土木課の審査では、新山梨環状道路関連道路整備事業の繰越明許費見積書において15名の地権者が未契約となっているが、うち8名がすでに契約済みで残り7名となっているとのことだが、見通しはどうか。また、難しい問題等があるのか尋ねたところ、7名のうち6名はすでに契約済みとなっており、前払い金のみ支払いとなっている。また、残りの1名についても相続等の問題があり遅れているが、契約見込みとなっているとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、3月7日には、議案第38号 「市道認定について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第12号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第14号 「令和4年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号 「令和4年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号 「令和4年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第38号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

これより討論および採決を行います。議案第12号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

議案第14号から議案第16号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第38号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託しました議案第12号「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(古屋始芳君)

次に日程第19 発議第1号を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

荻野謙一君。

○9番議員(荻野謙一君)

発議第1号

令和5年3月13日 提出

笛吹市議会議長 古屋始芳殿

提出者	笛吹市議会議員	荻野謙一
賛同者	同	中村正彦
賛同者	同	武川則幸

笛吹市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

笛吹市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について次のように定める。

提案理由

国の個人情報保護法の改正に伴い、新たな個人情報保護法の規定が直接適用され、地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされ、議会における個人情報の取り扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねられることとなった。このため、改正規定の施行までに、市議会における個人情報保護に関する条例の制定をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提出するものである。

条例につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(古屋始芳君)

お諮りします。

本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑および委員会付託を省略することに決定しました。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、発議第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3月14日から3月22日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月14日から3月22日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は3月23日、午後1時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

令和 5 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 2 3 日

令和5年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第5号)

令和5年3月23日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|--------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 17号 | 令和5年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 18号 | 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 19号 | 令和5年度笛吹市介護保険特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 20号 | 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 21号 | 令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 22号 | 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 23号 | 令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 24号 | 令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 25号 | 令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 26号 | 令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 27号 | 令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 28号 | 令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 13 | 議案第 29号 | 令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 14 | 議案第 30号 | 令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 15 | 議案第 31号 | 令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 16 | 議案第 32号 | 令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 17 | 議案第 33号 | 令和5年度笛吹市水道事業会計予算について |
| 日程第 18 | 議案第 34号 | 令和5年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について |
| 日程第 19 | 議案第 35号 | 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計予算について |
| 日程第 20 | 議案第 36号 | 令和5年度笛吹市簡易水道事業会計予算について |
| 日程第 21 | 新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について | |
| 日程第 22 | 発議第 2号 | 令和5年度笛吹市一般会計予算に対する附帯決議 |

- 日程第23 議案第39号 令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について
 日程第24 同意第1号 副市長の選任について
 日程第25 同意第2号 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第26 同意第3号 稲山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第27 同意第4号 牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第28 同意第5号 大口山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第29 同意第6号 崩山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第30 同意第7号 春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第31 同意第8号 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
 日程第32 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮	司正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	古屋	始芳			

3. 欠席議員

（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	市 川 要 司
市民環境部長	雨 宮 和 博	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 昌 彦
建 設 部 長	角 田 和 仁	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	赤 尾 好 彦	総 務 課 長	茂 手 木 政 和
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	金 井 久
消 防 長	矢 崎 丈 司	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	橘 田 裕 哉
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会会長 三枝啓一君より欠席届が提出され、これを受理しましたので、報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第17号から日程第20 議案第36号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月21日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

ただいま、議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月14日、15日、16日、17日の4日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」

総合政策部政策課の審査では、総務費、総務管理費、企画費、事業名、多目的芝生グラウンド整備事業について、委員より昨年12月に議会から各会派の意見を出したが、基本計画策定に当たりどのように捉えたかとの問いに対し、400メートルトラックを含めた陸上競技施設の整備の意見については、トラックの内側のグラウンドを含め、約2万平方メートルの面積を

要し、市が現在検討している多目的芝生グラウンドが1面当たり約9千平方メートルであり、約倍の面積が必要になることなどから、陸上競技に関しては施設については、多目的芝生グラウンドとは切り離し、既存の社会体育施設を改修するなど、別に考えていく。また、既存施設を多目的芝生グラウンドにとの意見については、整備候補地の選定に当たっては、市全域を対象とした上で、市民および市外からの利用、両者の視点からエリアを抽出するとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に含まれない地域を要件としたため、候補地に該当する要件を満たす既存施設はなかった。クラブハウスやその他の付帯施設等の整備に関する意見については、基本計画の中に反映したとの回答がありました。

また委員より、既存の社会体育施設の芝生化は、現にその施設を使用している利用者の反対等もあり、整備に至らなかったとの説明が以前あったが、今回、陸上競技施設は、既存の社会体育施設を改修していくと判断をした理由についてさらに質問したところ、多目的芝生グラウンドが整備されると、サッカーやグラウンドゴルフの競技者は、既存の施設を使わなくなることが見込まれ、野球やソフトボールが十分できるようになる。そのように利用者のすみわけが進む中で、多様化するニーズに対応するため、それぞれの施設を競技特性に応じた専門性の高い施設に整備していくとの回答がありました。

なお、政策課の審議については、17日の予備日を使用し、引き続き審議を行うこととなりました。17日の審査では、議会では、これまで、執行側の基本計画策定までの議会への対応や説明は十分ではなく、議会との意思疎通が図れていないと多くの議員が考えている中で、委員からは、執行部へは、本事業については今後、議会との意見交換、進捗やその結果を議会へ報告し、議会との意思疎通を図ること。また、今後、詳細な資料提供、ならびに事前説明を行うなど積極的な情報提供を行うことなどを求める。

市民にしっかりと説明をしながら進めてもらいたいということが一番の思いである。今後の情報発信についてもしっかりとしてもらいたい。このような議論になっていることを、執行部はよく考えてもらいたい。執行部には、議会とソフトランディングできるような手法を考えてもらいたい。

既存の施設を使わないで、新たな場所につくることがいいことなのか、さらに時間をかけて検討しても良いと考えている。議会との議論の場をもっと設けてもらいたい。

執行部の説明不足という話が出ているが、議会・議員も、もっと執行部に対して求めなければ、いけなかったのではないか。議会でも、多目的芝生グラウンド研究会を立ち上げたが、その後の活動に、もっとできることがあったはずだ。議会・議員からも、議論する場を求めればよかった。

一方で、市の情報発信のタイミングや仕方はもっと考えなければならない。また、執行部も積極的に議会へは働きかけをしてもらいたいとの意見がありました。

なお、委員1名より、基本計画での既存施設を使用できないかという点や、3面でいいのかどうかという点も含めて、時間をかけて進めてほしいという思いから、今回の基本設計の予算については反対であるとの討論があり、また委員1名より、将来の笛吹市、10年先、20年先の桃・ぶどう日本一の郷というものを考えたときに、スポーツツーリズムは非常に大切だと考えている。人口減少の時代において交流人口から人口を増やしていく。いかにスポーツを通じて笛吹市の情報発信をしていくかが大切なことだと思っている。今回の執行部の進め方には疑問があるが、この施設をつくることは笛吹市にとって有意義だと思っているので、賛成であ

るとの討論がありました。

続いて、総務部防災危機管理課の審査では、備蓄品整備事業について、委員より、食料・飲料水について消費期限・賞味期限を迎えるものをどのようにしているかとの質問があり、食料については、期限が近づいたものは、市内の生活困窮者の方に配布し、残りをフードバンクへ寄付をしている。飲料水については、期限が過ぎると飲料水としての使用はできないが、生活用水としての使用はできるため、3年分はストックし、それ以上古いものは廃棄をしているとの説明がありました。

消防本部消防課の審査では、消防事業、災害対策事務、18節無人航空機資格取得研修負担金について、委員より、ドローンの整備状況についての質問があり、今年度、1機購入した。オペレーターについても1名の養成を行った。現在、ドローンの国の免許制度等が1月から変わり、それに伴う、国土交通省へ機体の登録作業をしており、その認可が下りて屋外で飛行ができる。現在は、許可が下りていないため、屋内でオペレーターが練習をしている。令和5年度については、2名の養成を計画しているとの回答がありました。

次に、市民環境部戸籍住民課の審査では、戸籍住民台帳費、事業名「窓口デジタル化事業」のうち、「窓口業務DX事業」に係る、「書かない窓口システム」について、さらに詳しく説明を求めたところ、住民異動等の際、転出証明書やマイナンバーカード等をスキャナーで読み込み、職員が聞き取りを行いながら書類を作成することで、市民が申請書に記入する必要がなくなり、窓口に来庁された方の負担を軽減することができるというシステムの導入を予定しているとの回答がありました。また、キャッシュレス決済導入事業については、委員より決済の方法についての問いがあり、PayPayやSuica等のQRコード決済や電子マネーを考えている。今後のクレジットカード等を利用した決済サービスへの対応についても、拡張性のあるものとなっているとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

各支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を

求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和5年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案について、3月14日、15日、16日の3日間の日程で委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」

保健福祉部長寿支援課の審査では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について説明を求めたところ、これまで、別々に行っていた2つの事業を一体的に考え、健康診断データ等から、本市の高齢者の健康課題を分析し、1人の高齢者に対し、長寿支援課・国民健康保険課・健康づくり課の3課で、一緒に考えていくことができるようになった。また、令和5年度は、重複受診をしている高齢者の訪問指導や、健康状態不明者の把握等を進めていくとの説明がありました。

委員からは、まだ始まったばかりの事業であるが、高齢期を健康に過ごすという大きなテーマのために、今後もいろいろな検討をしつつ、進めていってほしいとの意見がありました。

子供すこやか部保育課の審査では、特殊建築物の定期調査報告について、すべて同じ時期に実施しているのかとの問いに対し、定期報告は3年に一度実施しており、令和5年度は、石和地区にある3カ所の保育所が、該当しているとの回答がありました。

また、調査報告時に修繕等の指摘箇所があった場合、どのようにしているか説明を求めたところ、調査した年度内に対応しているとの回答がありました。

委員からは、今後も子どもたちのために、安心・安全への配慮を続けてほしいとの意見がありました。

市民環境部環境推進課の審査では、ごみ減量化推進事業について、「ごみ分別ガイド」は、日本語版・中国語版以外の言語で作成予定はあるかとの問いに対し、まずは、英語・日本語・中国語の3言語について作成することとしている。すでに英語版は作成中で、今年の3月中に市ホームページにて公開し、希望者に配布できる予定である。また、令和5年度作成予定の、日本語版・中国語版以外の言語については、要望等があった場合、その必要性を精査する中で検討していくとの回答がありました。また、スマホで利用できるアプリケーション版の「ごみ分別ガイド」についても、分別の検索機能など、市民の利便性・有効性を考慮し、導入に向けた検討をしているとの説明がありました。

委員からは、すでに住んでいる外国語圏の住民以外にも、今は、技術実習などで、一時的に海外から来て居住している人も多いため、そういった人たちにも、実習先の事業所等を通じて、そのガイドを利用し、ごみ出しマナーを学んでもらえるよう働きかけてほしいとの意見がありました。

教育委員会文化財課の審査では、史跡甲斐国分寺跡整備事業、補償・補填及び賠償金において、現在の、甲斐国分寺跡および国分尼寺跡の公有化率と、残り用地の割合の説明を求めたところ、甲斐国分寺跡は約80%が完了し、残りは20%となっている。残り20%の地権者に対し、意向調査を行い、今後の用地取得に計画を立てていく予定である。甲斐国分尼寺跡につ

いては、約87%が完了しており、残りの土地については、地権者から売却の意向が出ているので、おおむね3年をめどに公有地化を進める計画であるとの説明がありました。

また、整備完了後の活用について説明を求めたところ、主要建物があつた中心部分などは、環境を整えながら、学習の場としての利用を考えており、周辺エリアについては、公園など憩いの場として考えているとの説明がありました。

委員からは、教育や観光の資源として活用を、今後も検討して欲しいとの意見がありました。

それでは、審査結果については、次のとおりであります。

議案第17号「令和5年度笛吹市一般会計予算について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第18号「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号「令和5年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第20号「令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第22号「令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第17号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第18号から議案第20号および議案第22号を一括議題といたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第20号および議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和5年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、3月14日、15日、16日の3日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」

産業観光部農林振興課の審査では、鳥獣害防止対策事業において、特定鳥獣の管理捕獲数の各町への割り当てはあるのか。あるとすればどのくらいの数が割り当てられているのか尋ねたところ、県が各市町村の捕獲状況を見ながら捕獲の割り当てを行っている。市では、その割り当てられた数を基に、各地区の猟友会へ捕獲数を知らせているが、捕獲具合により市の中で数を調整しているとの説明がありました。

また、電気柵の補助金を申請した場合、1件当たりの補助額はいくらになるのか尋ねたところ、資材費の2分の1で上限3万円までの補助となるとの説明がありました。

観光商工課の審査では、観光総務費において、スポーツ合宿・文化合宿支援および世界農業遺産認定活用事業において、1人1千円の補助があるが、人数制限はあるのか尋ねたところ、予算内での執行となるので人数制限はある。スポーツ・文化合宿については、5,500人、世界農業遺産認定活用事業は4千人を予定しているとの説明がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、都市公園施設長寿命化事業における都市公園遊具更新について、詳細な説明を求めたところ、みさか桃源郷公園については、遊具広場内の遊具などを、都市公園長寿命化計画に基づき更新を行うための設計業務となる。設計の内容は、スプリング遊具、ロープクライミング、プレイウォール、ロングすべり台、コンクリートすべり台などの更新であり、令和5年度に設計を行い、令和6年度に工事予定となるとの説明がありました。

また、遊具更新については、八代ふるさと公園の遊具広場にある遊具更新工事を行うもので、既設のローラーすべり台、舟形複合遊具等を撤去し新たな複合遊具として更新を行うとの説明があり、遊具の選定については、実績のある遊具メーカー8社から提案を受け、安全性や施工性、遊びの内容などを考慮し4つに絞った。その後、八代ふるさと公園に近い小学校と、保育所にアンケート調査を行い決定した。

計画遊具については、古墳公園であることから武人やはにわなどを配置し、高さ約6メートルの展望デッキやクリアな渡り通路などがあり、スリルも楽しめる遊具になっているとの説明がありました。

議案第33号 「令和5年度笛吹市水道事業会計予算について」

公営企業部の審査では、原水及び浄水費における、浄・配水場保守管理委託について詳細説明を求めたところ、点検などの結果を踏まえて、水道施設を安定的に稼働させるための委託であり、具体的に対象となる施設は、崩山第1・第2浄水場の保守業務、大船浄水場関係の委託、境川浄水場・御坂浄水場関係の委託、中川の配水場清掃委託などが予定されている。施設数が多いため全体を合わせると今回計上した予算額となるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第21号 「令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第23号 「令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第24号 「令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」から議案第32号 「令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」までの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第33号 「令和5年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第34号 「令和5年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第35号 「令和5年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第36号 「令和5年度笛吹市簡易水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第17号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

議案第21号および議案第23号から議案第36号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本15案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本15案についての委員長報告は、可決です。

本15案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号および議案第23号から議案第36号までは、原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託しました議案第17号を議題といたします。

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算について」の審議に入りますが、本件に対し、お手元に配布のとおり、荻野謙一君、野澤今朝幸君、神宮司正人君、武川則幸君、神澤敏美君、海野利比古君、河野智子君から、「令和5年度笛吹市一般会計予算」に対する修正案が提出されております。

これについては、笛吹市議会会議規則第16条の規定に基づく修正案でありますので、直ちに議題といたします。

ここで、審議順序について申し上げます。

まずはじめに、「令和5年度笛吹市一般会計予算」に係る修正案について、上程、質疑を行います。

続いて、「令和5年度笛吹市一般会計予算」の修正案、原案の順に討論を行い、同様の順序で採決と進めてまいります。

それでは、これより「令和5年度笛吹市一般会計予算」に係る修正案について、提出者より説明を求めます。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

議案第17号 「令和5年度笛吹市一般会計予算」に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115号の3及び笛吹市議会会議規則第16条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出いたします。

提案理由

2款総務費1項総務管理費5目企画費のうち、多目的芝生グラウンド整備事業には基本設計を含む業務委託費4,244万3千円が計上されている。

多目的芝生グラウンド整備事業は総事業費36億7千万円を要するものとされ、笛吹市の財政運営および笛吹市の将来像に大きな影響を与えるものであり、慎重な検討が必要であります。

特に、想定面積約5万9千平方メートルの大半を占める優良農地転用の是非、既存施設活用との比較など、重要問題について検討のあとが見られず、また示されていない。故に基本設計費等を計上する段階に至っていないと判断する。これが当該予算を減額修正する理由である。

令和5年3月23日 提出

笛吹市議会議長 古屋始芳様

提出者	笛吹市議会議員	荻野謙一
	〃	野澤今朝幸
	〃	神宮司正人
	〃	武川則幸
	〃	神澤敏美
	〃	海野利比古
	〃	河野智子

○議長（古屋始芳君）

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより討論を行います。

はじめに、「令和5年度笛吹市一般会計予算」に係る修正案について、討論を行います。

まず、反対討論を許します。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議案第17号 「令和5年度一般会計予算」に対する修正動議について、反対の立場で討論いたします。

多目的芝生グラウンドの整備については、中学校部活動の地域移行への対応を視野に入れながら、多くの市民がスポーツを親しみ、心身ともに健康な生活が送れるようにするとともにスポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指すスポーツツーリズムにも活用することとされております。

山下市長は、市内には土のグラウンドしかなく、既存グラウンドでは芝生の上で行うことが望ましいとされている競技に対応できないこと、多くの団体から芝生グラウンド整備の要望が提出されていることなどを踏まえ、令和3年度から多目的芝生グラウンドの整備に着手するとともに整備基本計画を策定するため、令和3年10月に、学識経験者や関係団体代表者で構成する笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会を設置されました。

基本計画案を検討する過程では、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会の基本計画素案をお示した上で、全市民を対象とした意見交換会を3回開催し、延べ258人が参加されました。これに加えて、基本計画素案に対するパグリックコメントも実施いたしました。

いずれにおいても、寄せられた意見、それは早期の整備を熱望するものでありました。多目的芝生グラウンドの整備については、スポーツ競技はもちろんのこと、教育、福祉、行政区といった多様な主体の行事やイベントなど、市民利用のほか大会や合宿、練習の誘致などスポーツツーリズムにも活用していくことで、訪れた人に本市を知ってもらい、興味を持ち、住んでもらう移住定住のためのきっかけとしても重要な役割が期待されております。

さらに多目的芝生グラウンドの整備については、新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けた重要な施策であり、これが早期に実現することにより、地域経済の回復に大きく寄与することは間違いないと考えておりますので、当初予算に計上した事業を予定どおり、計画的に取り組みを進めてほしいと切望いたします。

山下市長には、市民が長年、待ち望んできた芝生グラウンドの整備を実現するため、今後とも力強く推し進めていただくことを期待いたしまして、修正動議に対する私の反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

次に賛成討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、「令和5年度一般会計予算」に対する修正動議について、賛成討論を行います。

本修正案は、多目的芝生グラウンド整備事業の業務委託費4,244万3千円を減額修正するものであります。

市長提出の原案が認められれば、みさかの湯隣接の優良農地、数万平米を潰し、40億円もの予算をかけるという基本計画が実行に移されることになります。

まず最初に、施設整備費の問題についてであります。

先ほども出ましたが、基本計画素案、基本計画案、その段階では用地取得や設計料等を除いて14億7,200万円と試算されておりました。ところが、案が取れた基本計画では、施設整備費が25億2,800万円と1.7倍に、さらに用地補償費で10億8,900万円など、合計36億7,200万円とされております。しかもこれには詳細設計費など含まれていないため、総事業費は40億円にもなる大事業になるのではないかと思います。

案では、類似施設の整備費は15億から16億円で済んでいることを示しております。40億円もの事業費になると誰が想像したことでしょうか。

40億円、ピンと来ません。そこで比較例を挙げます。

今年度やっと18歳以下、国保税均等割2分の1減免されるという、来年度ですね、ことで、私どもこれ大変高く評価しておりますが、その予算1,636万円です。これ全額免除しても3,272万円になります。これを40億円と比べると122年分に相当します。こういう膨大な事業計画でございます。

しかも、この計画が示されたのは3月3日、令和5年度一般会計予算が議員に配布されたのが2月14日、皆さん、これおかしくありませんか。基本計画が示されないまま、基本計画に着手する予算が出された。議会の意見など、はなから聞く気がないことを示すものです。

また、15億円が40億円になっても、まったく問題にしないのであれば、これは議会の役割を問われることになるのではないのでしょうか。

これほど莫大な事業費となるならば、事業費縮減を真剣に考えなければならないのですが、まったくその形跡は見当たりません。執行部はもとより、議会も真剣に考えなくてはならない課題だと思います。

2つ目に、優良農地、数万平方メートルを転用する問題です。

笛吹市は果樹と温泉のまちです。峡東3市は世界農業遺産にも認定されています。また、シャインマスカットブームもあって、果実全般が好調で、かつてない反収が得られ、若手就農者も増えております。

こうした優良農地を潰してよいのか、その是非について真剣な検討が必要であります。その検討のあとも見られません。

関連して、17日の総務常任委員会を傍聴しましたが、土地収用について丁寧な説明をすると言っております。このことは当然であります。しかし、同時に強制収用も否定しませんでした。法的に可能であっても、私権をおかしてまで、その地に整備しなくてはならないとは、とても思いません。それは、既存施設の活用という選択肢もあるからでございます。

通常の用地取得でも時間はかかりますが、強制収容となれば少なくとも10数年かかることは常であります。あるいは数十年かかる場合もあります。

みんなの希望である芝生グラウンド整備が、限りなく遠のく恐れが大きいのではないのでしょうか。

次に、既存施設の活用を検討しないのかという問題です。

優良農地をできるだけ潰さないためにも、公共施設等総合管理計画の趣旨からも、まずもって既存施設の活用を考えるべきではないでしょうか。

そして新たに事業費問題、現計画の場所に新たに整備するのであれば、事業費の大幅縮減は不可能ではないかと思えます。

一方、既存施設を活用すれば、用地取得費は数分の1で済みます。また工事費、駐車場整備でも事業費は縮減できます。その可能性のある既存施設としては、清流公園芝生広場や花鳥の里スポーツ広場などがあると思えます。

こうした重要課題の検討のあとが見えず、基本設計費等を計上する段階に至っていないと判断し、当該予算を減額修正することに賛成します。

私の今日の討論、議員の皆さん、もっともだと、普段から考えていたと思えます。大多数の議員共通の考えだと思えます。芝生グラウンドの円滑な実現のためにも、優良農地を守るためにも、事業費の節減のためにも、本修正案にご賛同をいただくことを訴えまして、私の修正案賛成討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

ほかに討論はありませんか。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議案第17号「令和5年度笛吹市一般会計予算」に対する修正動議に賛成の立場で発言します。

3つの点から賛成します。

まず、世界農業遺産に峡東地区はなりました。その農業遺産ということをまったく考慮していません。そしてこの芝生グラウンド整備計画の中で、その関係で出てくるのは地区の選定のところですか。それも法律等による施設整備への影響などということで、農振農用地区の除外というところで選ばれるみさかの温泉のそばというのは、低くは評価されているんですが、そういうところでちょっと出てくるだけ。つまり、うちの笛吹市の農業とそして観光、これをどういうふうに取り合わせるか、そのへんの議論がまったくなされていない。最初から地域を選定しているのではないかと思われるような進め方でした。

そして2番目として、もし仮にその段階がクリアできたとしても、その場合にどんな種目のスポーツがいいか。サッカー、ラグビーということが最初から出てきて、それが中心に進められています。

私はもっと、今のこの時期だからこそ、半日くらい、グラウンドゴルフとかそういうものでスポーツツーリズムの先駆けをしっかりとここで築くべきだと思います。そういう議論もまるでなされていなくて、サッカーとラグビー、こういうものが中心の施設整備になっています。

そしてもう1つは、各要望等を聞きました。行政で聞いたわけですが。しかしそれに対する公式な回答は一切ない。ただ言わせておくということであろうかと思えます。

このような段階では、まだまだ議論の余地がある、そういうふうに思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

ほかに討論はありませんか。

(なし)

「令和5年度笛吹市一般会計予算」に係る修正案について、討論を終結します。

次に、原案について討論を行います。

まず、反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

一番大きな問題については、先ほど申しました問題であります。多目的芝生整備事業の業務委託経費あげておりますが、これは基本計画に着手するものであります。総事業費40億円もの事業に着手するというものだと、これが、まだとてもそれを上程するような段階ではないということを強調しました。

今回の予算で確かに良い面もあります。私たちが長い間、要望してきた18歳以下の国保税の均等割部分、2分の1減免するという、やっとなにか実現いたしました。こうした点。

ちょっといろいろな声が聞こえてきましたが、一般会計から繰り出しているものでございます。勘違いされていらっしゃるんじゃないかと思えます。

そしてもう1点、給食費完全無償化、27市町村中すでに14市町村が実施する運びとなりました。笛吹は残りの13市町村に入っております。子育て支援ハートフルタウンにこれはふさわしくない、本当に重要な課題だと思います。

こうしたことが再三の要望にもかかわらず、市民の願いでもあるにもかかわらず、予定されていない、この予算に反対していきたいと思えます。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

次に、賛成討論を許します。

16番、前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

議案第17号「令和5年度一般会計予算について」賛成の立場から討論をいたします。

令和5年度一般会計当初予算総額396億3,051万5千円と、過去最大の予算規模となり、極めて積極的な予算編成となっていることを、山下市長は積極果敢に各種事業に取り組む意思を示すものであり、コロナ禍の中、現状を打破しようとする取り組みは、市民も強く期待するものと考えております。

予算内容を見ますと、歳出では社会保障関係費の増加に対応しつつ、山下市長が2期目の公約に掲げた「防災新時代、命を守るまちづくり」を目指し、防災・減災国土強靱化の具体的な施策が予算化されているとともに、第2次笛吹市総合計画の将来像でもある「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現を図るため、3つの基本目標において、42の重点事業がバランスよく配置されており、新しい事業も盛り込む中で、山下市長の思いの込められた予算として評価するものであります。

歳入では、国および県の補助金の積極的な活用や、有利な交付税措置のある市債を活用するほか、重点事業にも各種基金が充当されており、安心した行政サービスが提供されるよう、財源が確保されております。

その中でも、電気、石油、ガスをはじめ、食料品など様々な価格が高騰した状況が続くと見込まれることから、令和5年度におきましては、子育て世帯の負担軽減のため、市内小中学校や保育所等の食料料費の高騰分に対する支援を1年間継続するとともに、期限を設けない給食

費の無償化について、県内の市でも実施している自治体が少ない中、財源の確保等を含め、総合的に検討していると評価されたことは、子育て環境の充実に力を注ぐ、山下市長の思いを議員一同、高く評価をいたします。

また、新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けた主な施策として、すずらん群生地駐車場に地域の魅力の発信や、特産品のPRなどを目的とした売店や休憩所を設置した集客交流拠点を整備し、更なる観光客誘客を図る新道峠展望台の環境整備や多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健全な生活が送れるようにするとともに、スポーツや観光や融合された地域経済への波及効果を目指す、スポーツツーリズムにも活用する多目的芝生グラウンドの整備について計画的に進めるため、市が策定した基本計画に基づき、整備に必要な基本設計や現地測量、地質調査などを行うこととしております。

国が、新型コロナウイルスの感染法上の分類を季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を示し、社会経済活動の基本的な再開が期待される中、私もこれからの取り組みが実を結び、いち早く地域経済の回復に寄与できるものと信じております。

令和5年の市役所職員の行動テーマは、「目的を問い、責務を果たす」と伺っております。山下市長には笛吹市の発展という大きな目的に向け、今後も率先して力強く行動していただくとともに、市民福祉の向上に一層努力されますことを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

原案に対する討論を終結します。

これより議案第17号「令和5年度笛吹市一般会計予算について」に対する修正案について採決します。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

よって、議案第17号「令和5年度笛吹市一般会計予算について」に対する修正案は、否決されました。

これより、原案について採決いたします。

原案について、賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第17号「令和5年度笛吹市一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を3時5分といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時03分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま議員より発議1件が出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第22 発議第2号を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

発議第2号

令和5年3月23日 提出

笛吹市議会議長 古屋始芳殿

提出者	笛吹市議会議員	小林 始
賛同者	〃	中村正彦
〃	〃	岡 由子

令和5年度笛吹市一般会計予算に対する附帯決議案

笛吹市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

今回の令和5年度笛吹市一般会計予算には、「多目的芝生グラウンド整備事業」として4,244万3千円が計上されている。

この事業は、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるよう、また、スポーツと観光を融合させ地域経済への波及効果を目指す「スポーツ・ツーリズム」にも活用していけるよう整備することを目的としている。

多目的芝生グラウンドを整備することについては、これまで議会でも検討を重ねる中で、その目的や必要性を鑑み、議員の多くが賛成の意向を示しており、実現に向けて着実に事業を進めることが必要であるとする。

しかしながら、市の考えをまとめた「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画」の策定に当たって、議会から提出した意見に対する市の考え方などが示されておらず、十分な議論が尽くされていない面もある。

よって本議会としては、未来にわたって市民に誇れる多目的芝生グラウンドを整備するために、市においては、今後、この予算を執行するに当たり、下記の事項に取り組むよう、強く求めるものである。

記

今後は、議会に市民に対する説明を丁寧に行うとともに、議会と議論を重ねながら事業を進めること。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

今、ちょっと聞き漏らしたんですが、原文と一部違うところが、今、朗読であったんですが、議会と市民と入ったような、文章では「議会に」ということになっているので、その確認をしてください。

○議長（古屋始芳君）

小林議員。

○17番議員（小林始君）

たしか市民と議会と言いました。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

海野議員。

○13番議員（海野利比古君）

そうすると、この配られた原案と違うんですが、こういうときの採決は、議長、いかがするんですか。

○議長（古屋始芳君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時11分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

小林議員より説明を求めます。

小林議員。

○17番議員（小林始君）

議会と市民と申しましたけれども、原案のとおり、議会といたします。

失礼しました。

○議長（古屋始芳君）

ただいま小林議員より原案のとおり、議会に対するということで、原案のとおりということで、先ほどの発言を取り下げますという申し出ができました。

それでは、本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、質疑および委員会付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺正秀議員。

○18番議員（渡辺正秀君）

この発議に関して、反対討論を行います。

皆さんもご存じのとおり、この附帯決議というものには、何ら法的な拘束力がないということは、議員の皆さん、十分承知していると思います。そしてここに書かれているように、今後は議会に対する説明を丁寧に行うとともに、議会と議論を重ねながら事業を進めること、これはここに附帯決議として、あえて今、出さなくてはならないことかということ、これは当然の、当たり前のごとで、何の意味も成していないと。

そして、あと本文で考えると、「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画」の策定に当たって、議会から提出した意見に対して、市の考え方が示されておらず、十分な議論が尽くされていないと。こういうことであるならば、これは当然、その部分というのは削除するのが当たり前、そういう点で、あいまいな議会をつくるという前例にしかならないということですね、これに反対をいたします。

もちろん執行部に対しては、市長に対しては、しっかり市民や議員の意見をしっかり聞くこと、しっかり協議を重ねること、これを求めることは当然であります。

以上で反対討論とします。

○議長（古屋始芳君）

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、発議第2号については可決されました。

なお、市長には附帯決議について遵守するよう申し入れをいたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第21 「新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名いたします。

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に七澤福富君、成島光一君、布施智樹君、長田正明君、以上のとおり指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

暫時休憩いたします。

再開は3時35分といたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時32分

○議長 (古屋始芳君)

再開いたします。

ただいま市長より追加議案1案および同意案件8件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長 (古屋始芳君)

これより日程第23 議案第39号から日程第31 同意第8号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

今回、追加提案しました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案1件、その他の議案8件、合わせて9件であります。

はじめに、補正予算案です。

議案第39号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9億229万円を追加し、総額を445億4,181万円とするものです。

これは、Pay Payを活用して利用者にポイント還元を行い、消費喚起を促すことで、市

内経済の活性化を図る「笛吹市消費喚起キャンペーン事業」第2弾を、6月と7月の2カ月間実施をするため、必要経費を計上し、併せて繰越明許費を設定するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、同意第1号「副市長の選任について」です。

副市長 小澤紀元氏が令和5年3月31日をもって退任することに伴い、新たに副市長として深澤和仁氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものです。

深澤氏は、人格も高潔であり、豊富な行政経験と幅広い識見を有し、多角的見地からの確かな行政判断ができるものと期待されるため、副市長に適任であると考えています。

任期は令和5年4月1日から4年間です。

次に、同意第2号「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の逝去に伴い、新たに委員として菱山盛文氏の選任について、地方自治法第296条の4第1項および黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

菱山氏は新任で、任期は前任者の残任期間である令和7年3月末日までです。

次に、同意第3号「稲山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の任期満了に伴い、新たに委員として塩田昭夫氏、石倉礼二氏、田川幾久氏、武川仁氏、齊藤喜嘉氏、齊藤信幸氏の6人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および稲山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

6人はいずれも新任であり、任期は令和5年4月1日から4年間です。

次に、同意第4号「牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の任期満了に伴い、新たに委員として加賀美仁氏、飯塚好男氏、武川秀雄氏、須田弘仁氏、佐野絹子氏、國京司氏の6人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

6人はいずれも新任であり、任期は令和5年4月1日から4年間です。

次に、同意第5号「大口山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の任期満了に伴い、新たに委員として遠山善明氏、武川久男氏、角田善文氏、高野哲郎氏、成島実氏、河阪昌則氏、堀内豊蔵氏の7人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および大口山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

遠山氏は再任、武川氏、角田氏、高野氏、成島氏、河阪氏、堀内氏は新任であり、任期は令和5年4月1日から4年間です。

次に、同意第6号「崩山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の任期満了に伴い、新たに委員として丹澤実氏、丹澤道雄氏、河野修氏、雨宮良治氏、丸山信氏、小野修氏の6人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および崩山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

6人はいずれも新任であり、任期は令和5年4月1日から4年間です。

次に、同意第7号「春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の任期満了に伴い、新たに委員として前田一貴氏、雨宮直樹氏、楯野純二氏、伊神福陽氏、根津繁氏の5人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および春日山恩賜県有

財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

5人はいずれも新任であり、任期は令和5年4月1日から4年間です。

次に、同意第8号「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理条例委員の選任について」です。

委員の退任に伴い、新たに委員として海野敏男氏の1人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

海野氏は新任で、任期は前任者の残任期間である令和7年3月末日までです。

なお、経歴等につきましては、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりであります。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第23 議案第39号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

ただいま、議題となっております議案第39号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

その後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

次に、日程第24 同意第1号 副市長の選任についてを議題といたしますが、ここで先例により、総務部長 深澤和仁君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

同意第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第1号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより同意第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、総務部長 深澤和仁君の入場を求めます。

(入 場)

深澤和仁君に申し上げます。

ただいま議題となりました「副市長の選任について」については、賛成全員により同意されたことをご報告いたします。

なお、ただいま同意されました深澤新副市長から、議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

深澤和仁君の発言を許可します。

○新副市長 (深澤和仁君)

ただいま、副市長の選任について、ご同意を賜りました深澤和仁でございます。

山下市長を補佐し、市民の皆さまに幸せを実感していただけるよう力を尽くしてまいりたいと存じます。

議員の皆さま方には、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 (古屋始芳君)

次に日程第25 同意第2号 「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」を議題といたします。

同意第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第2号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第26 同意第3号 「稲山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」を議題といたします。

同意第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第3号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第27 同意第4号 「牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」を議題といたします。

同意第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第4号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第28 同意第5号 「大口山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

同意第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第5号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第29 同意第6号 「崩山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

同意第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第6号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第6号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第30 同意第7号 「春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

同意第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第7号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第7号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第31 同意第8号 「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第8号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより同意第8号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、所管の委員会において、議案第39号の審査を行います。

なお、教育厚生常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら、再開いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時48分

○議長(古屋始芳君)

再開いたします。

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

先ほど、総務常任委員会および建設経済常任委員会に付託しました議案第39号について、委員長から審査の結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長(荻野謙一君)

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第39号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)について」

総合政策部財政課の審査において、「笛吹市消費喚起キャンペーン事業」について、財源である、まちづくり基金の現在高についての問いがあり、令和5年度末に51億9,765万円を見込んでいる。ここから、事業費である9億229万7千円を引いた額が、令和5年度末の現在高となるとの回答がありました。との説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第39号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)について」のうち、総合

政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員会に付託しました議案第39号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第39号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」

産業観光部観光商工課の審査において、笛吹市消費喚起キャンペーン事業について、キャンペーン事業を進めるにあたり、事業者に対し仕組みなどを分かりやすく説明してほしいとの意見があり、商工会などを通じ事業者に対し丁寧に説明を行うとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第39号 「令和4年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」のうち、産業観光部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する総務常任委員会および建設経済常任委員会の委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（古屋始芳君）

日程第32 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

この件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例議会は、2月21日から本日まで31日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、令和5年度当初予算案をはじめ、上程した議案等につきまして慎重なるご審議に努められたことに、感謝を申し上げます。

本会議および各委員会においては、様々なご質問やご意見をいただきましたが、市政推進のために活かしてまいりたいと思っております。

さて、笛吹市はまさに春爛漫、花の主演は梅からスモモに、そして桜や桃が咲き誇る季節を迎えようとしています。

3月13日から、浅川中学校では、生徒たちが改修工事を終えた新たな校舎で学校生活を始めています。

令和2年度に着手し、本年2月に完了した浅川中学校校舎等改修事業では、竣工から50年が経過をし、老朽化が進んだ校舎の北館および南館の全面改修と渡り廊下の建て替えを行い、安心して学べる環境を整備をしました。

3月22日には、寺尾の湯において、「公益財団法人日本さくらの会」から寄贈された桜50本を植樹をしました。

寺尾の湯敷地内の遊歩道に植樹をしたことで、今後は、温泉だけではなく、桜も楽しめる施設になります。これまで以上に地域の憩いの場として親しまれることを期待をしています。

今年の笛吹物語春編は、「桃源郷春まつり」は、3月26日から4月9日まで、八代ふるさと公園をメイン会場に市内各地で多彩なイベントを開催します。

3月26日には、藤袋の滝大窪いやしの杜公園で「境川ミズバショウ春まつり」を、4月1日・2日には、花鳥の里スポーツ広場を中心に、複数の散策コースを設定し、歩きながら桃の花を楽しむ「桃源郷を歩こう2023」を、4月1日から16日までは、電動自転車を貸し出し、一宮地区周辺を自転車に乗りながら桃の花を楽しむ「桃源郷ROUTE34ライド&ウォーク」を実施します。また、市内のお花見スポットにも行きやすい「桃の花見タクシー」や「春の花見バス」を運行します。

さらに、さくら温泉通りの桜並木および八代ふるさと公園では、桜が開花している間、日没後から夜9時までの桜のライトアップを行います。

市民の皆さまをはじめ、県内外から訪れる多くの観光客の皆さまは、穏やかな春の日差しの下、また、ライトアップされた幻想的な雰囲気の下、日本一の春景色を楽しんでください。

4月1日には、御坂路さくら公園で、12区画のオートキャンプ場がオープンします。

整備から28年が経過する中、近年のキャンプ人気を踏まえ、公園の地形や豊かな自然環境

を活かしたオートキャンプ場を整備をしました。キャンプ初心者や家族連れでも気軽に楽しむことができますので、ぜひご利用ください。

また同日、スコレーセンター集会室で「笛吹市消防団入退団式」を行います。

長年、市の安全安心な地域づくりにご尽力いただいた退団者に感謝状を贈呈するとともに、令和5年度の新役員、入団者に辞令を交付をします。

4月2日には、約1,700人のランナーが駆け抜ける「第18回笛吹市桃の里マラソン大会」が、4月15日と16日には、約80チームが参加する「笛吹市桃源郷春まつり第18回全国ゲートボール大会」が開催をされます。

どちらも、4年ぶりの開催で、県内外から大勢の参加者が訪れます。笛吹市の春を感じながら、スポーツを楽しんでいただきたいと思います。

4月9日には、山梨県議会議員一般選挙が執行されます。

笛吹市選挙区では、定数を大きく上回る立候補が予定されています。市では、選挙が適正に執行されるよう、万全な準備を行うとともに、大きな課題である投票率の向上にも取り組んでまいります。

4月26日からFUJIYAMAツインテラスへの送迎バスの運行を再開します。

令和5年度は、訪れた方が満足し、何度でも訪れていただけるよう、すずらん群生地駐車場に集客施設を整備するほか、送迎バスのルートである市道の改良工事を行います。

5月1日から、春日居支所が「春日居あぐり情報ステーション」内に移転をします。

あぐり情報ステーション内には、図書館も併設されており、今回の移転により市民の皆さまの利便性が向上します。また、支所の業務の効率化および管理経費の節減につながるものと考えています。

3月31日をもって、28人の市職員が退職となります。退職者の皆さまには、長年にわたり、笛吹市の発展にご尽力をいただき、感謝の念に堪えません。

また、4月1日からは、25人の新採用職員を迎え、新たな体制で市役所業務がスタートします。新採用職員の皆さまには、笛吹市を愛し、枠にとらわれず、何事にもチャレンジできる職員に育ててほしいと思います。

市では、令和5年度から、社会情勢の変化にスピード感を持って対応できる多様な人材を早期に確保するため、例年9月に実施していた職員採用試験を、5月に前倒しして実施をします。

第二次笛吹市総合計画に掲げた施策や事業を着実に推進していくため、市役所一丸となって、目まぐるしく変化する社会情勢や市民のニーズに迅速かつ的確に対応し、市民の幸せと地域の発展に向けて取り組んでまいります。

結びに、議員各位におかれましては、本市の発展のため、ますますご活躍されますことをご祈念をし、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、令和5年笛吹市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時05分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁